

岩手県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月2日

岩手県監査委員	小野	共
岩手県監査委員	千葉	伝
岩手県監査委員	吉田	政司
岩手県監査委員	工藤	洋子

平成 29 年度 包括外部監査の結果報告書

県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る
財務事務の執行・管理について

平成 30 年 2 月
岩手県包括外部監査人
公認会計士 山崎 愛子

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として岩手県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、岩手県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 監査対象部署	2
7. 監査従事者	2
8. 利害関係	2
第2章 外部監査の対象	3
1. 県の一般会計歳入・歳出の概要	3
2. 県税の概要	6
3. 使用料及び手数料の概要	8
4. 県民計画での位置づけ	12
第3章 外部監査の視点と方法	15
1. 監査の視点・要点	15
2. 具体的な監査手続	16
第4章 外部監査の結果:総括	18
1. 監査の結果の総括	18
2. 総括的意見	23
第5章 外部監査の結果:県税	28
1. 概要	28
2. 監査の結果	39
第6章 外部監査の結果:県営住宅使用料等	50
1. 概要	50
2. 監査の結果	63
第7章 外部監査の結果:その他の使用料及び手数料	71
I 総務部	71
II 環境生活部	74
III 保健福祉部	76
IV 商工労働観光部	79
V 農林水産部	84

VI	県土整備部	87
VII	医療局	107
VIII	警察本部	111

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について

3. 外部監査対象期間

原則として平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
ただし、必要に応じて平成27年度以前及び平成29年度の執行分を含む。

4. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

岩手県では、平成27年度において県税は1,279億円(平成28年度は1,333億円)、一般会計歳入の11.1%(平成28年度は11.6%)を占める重要な自主財源である。また使用料及び手数料は平成27年度の歳入額68億円(一般会計歳入の0.6%)(平成28年度は79億円、一般会計歳入の0.7%)である。

県では「いわて県民計画アクションプラン」等に基づき、持続可能な財政構造の構築を目指して次のような歳入確保策に継続的に取り組んできた。

- ① 県税収入の確保
- ② 滞納債権対策の強化
- ③ 県有資産の有効活用
- ④ 受益者負担の適正化

その結果県税は平成24年度以降増加傾向にある。県出納局によると平成28年度の県税収入見込み額は1,333億1,100万円となり、前年度決算と比べて54億800万円(4.2%)増加した。5年連続の税収増で過去最高となる見通しである。企業の業績が伸びたことや税制改正による法人事業税増収などが主な要因となっている。課税額に対する収入率は98.59%で6年連続の上昇となった。

一方で「岩手県中期財政見通し(平成28年度～平成30年度)」によると平成28年

度以降、社会保障関係経費の増大等により 151～205 億円程度の歳入不足が生じるとの試算結果が出ており、県税徴収の強化をはじめあらゆる手法により歳入の確保に努める必要があるとされている。

現在及び今後において、東日本大震災津波からの復興を推進しつつ歳入を確保していく上で、県税の賦課・徴収、使用料及び手数料の算定・徴収を適正に行うことは、県政への信頼性確保の観点からも重要である。

以上のことから、「県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について」を特定の事件として選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成 29 年 4 月 25 日から平成 30 年 2 月 13 日まで

6. 監査対象部署

総務部税務課及び広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室又は経営企画部地域振興センター県税室並びに使用料及び手数料を所管する機関

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	山崎 愛子
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士・税理士	内野 恵美
	公認会計士・税理士	木下 哲
	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	柳原 匠巳
	公認会計士	渡邊 浩志

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載するべき利害関係はない。

第2章 外部監査の対象

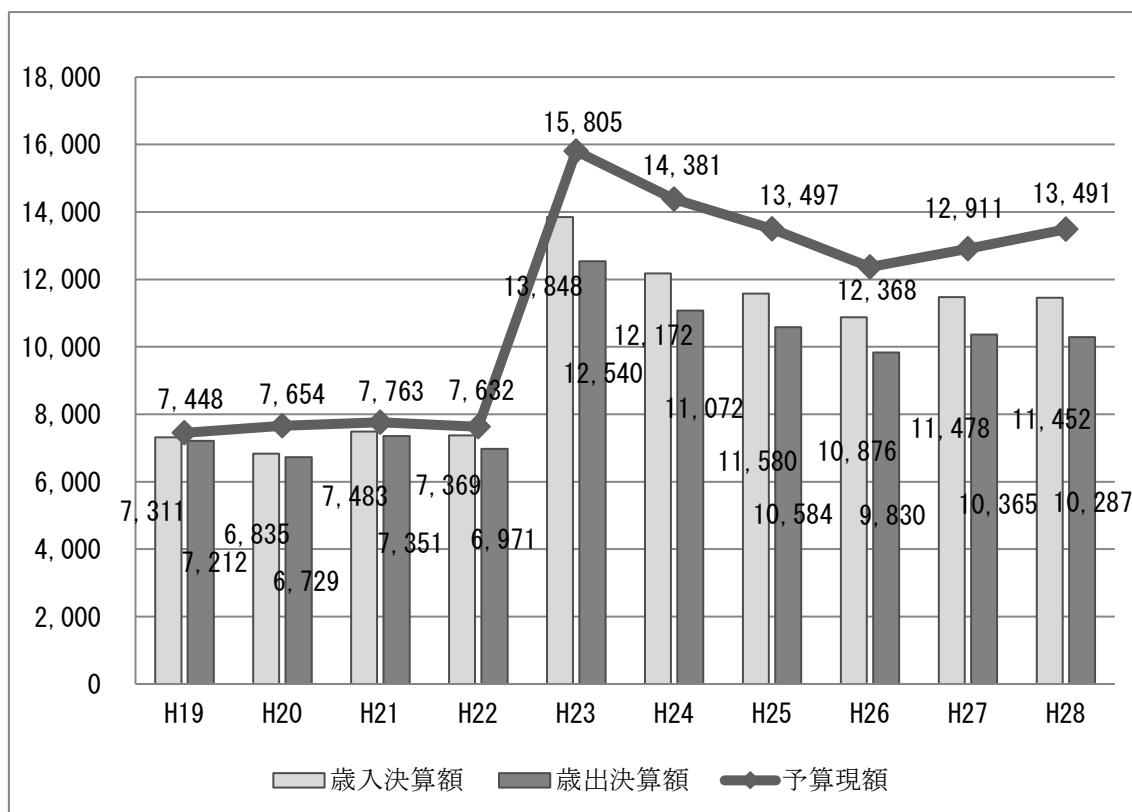
1. 県の一般会計歳入・歳出の概要

平成28年度の歳入・歳出決算額は、復旧復興事業の進捗に伴い、国の交付金で造成した各種基金からの繰入金が増加したことなどから平成27年度を下回った。歳入総額は1兆1,452億円で、平成27年度に比べて26億円減少(△0.2%)、歳出総額は1兆288億円で、平成27年度に比べて78億円減少(△0.7%)した。

歳入は、繰入金、地方消費税清算金及び諸収入の減少などにより、歳出は、公債費、商工費及び災害復旧費の減少などにより、いずれも平成27年度を下回った。

この結果、歳入歳出差引額(形式収支)は1,165億円の黒字で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源946億円を差し引いた実質収支額は218億円の黒字となった。また、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は36億円の赤字となった。

図1 予算現額及び歳入・歳出決算額の推移

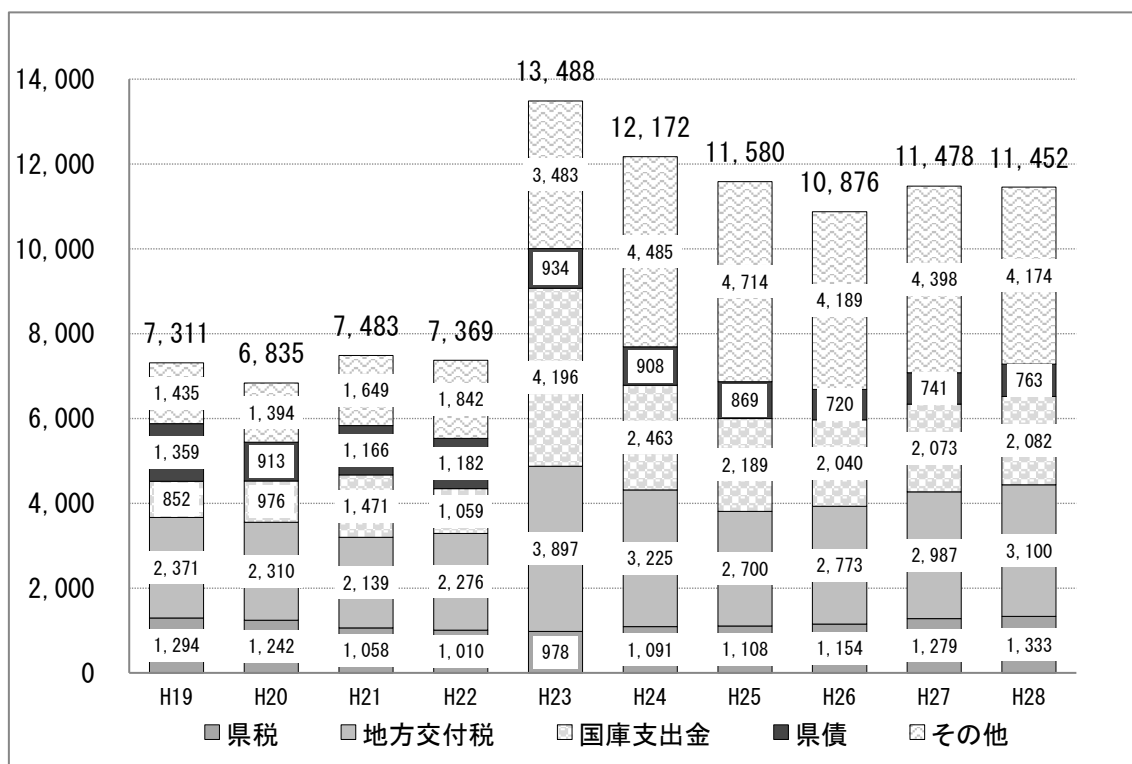


(出典: 県 HP)

(1) 歳入額の推移

平成28年度の歳入決算額は、東日本大震災復興交付金基金や緊急雇用創出事業臨時特例基金などの基金繰入金の減少による繰入金の減などにより平成27年度に比べて減少した。

図2 歳入決算額の推移



(出典: 県 HP)

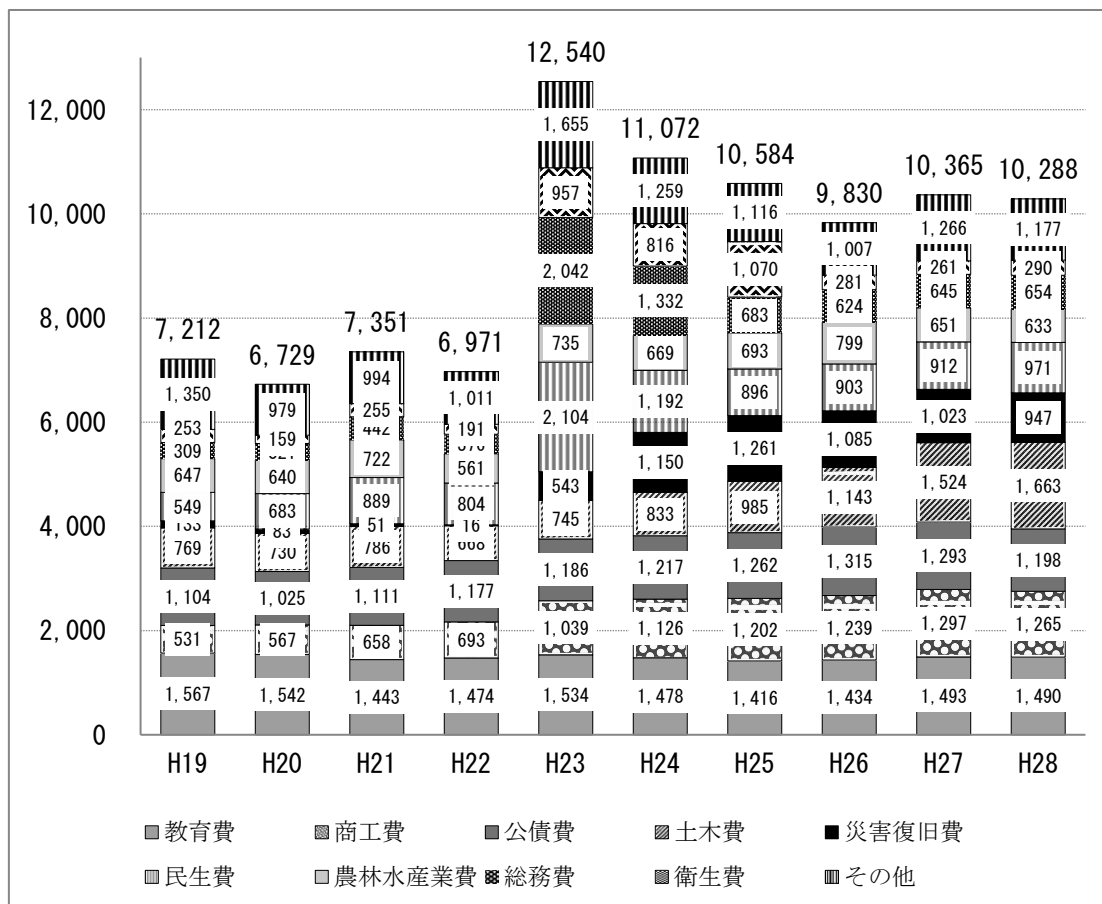
歳入額のうち県税は 1,333 億円で、事業税、地方消費税などの増により前年度比 54 億円の増(4.2%)となった。5年連続の税収増で過去最高となる。企業の業績が伸びたことや税制改正による法人事業税増収などが主な要因である。課税額に対する収入率は 98.59%で6年連続の上昇となった。

法人二税(県民税、事業税)は前年度決算比 17.5%増の 323 億円で、復興需要などによる企業の業績回復や、地方法人特別税(国税)の 3分の1が地方税の法人事業税として入る税制改正の影響で増加した。個人県民税は、個人所得の増加に伴い所得割が増加したため前年度比 1.2%増の 354 億円、地方消費税は同 3.0%増の 228 億円となった。

(2) 歳出額の推移

平成28年度の歳出決算額は、目的別分類で見ると、県債償還元金及び利子の減少に伴う公債費の減、事業復興型雇用創出事業費補助などの減少に伴う商工費の減、河川等災害復旧事業費などの減少に伴う災害復旧費の減などにより減少した。

図3 歳出決算額の推移



(出典: 県 HP)

2. 県税の概要

(1) 県税の税目

岩手県において賦課徴収する県税の税目は次表のとおりである。

表 1 岩手県における県税

区分及び税目			課税される場合等
普通税	直接税	個人県民税	均等割と所得割及び利子割、配当割、株式等譲渡所得割
		法人県民税	均等割と法人税割及び利子割
		個人事業税	事業の所得に対して課税
		法人事業税	付加価値割、資本金等の額、所得または収入金額に対して課税
		自動車税	自動車を所有しているときに課税
		鉱区税	鉱業権のある鉱区に課税
		県固定資産税	大規模な償却資産に課税(岩手県では現在該当なし)
		自動車取得税	自動車を取得したときに課税
	間接税	地方消費税	原則としてすべての品物・サービスに課税
		県たばこ税	たばこ製造者等が小売販売業者に売り渡したときに課税
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときに課税
		軽油引取税	軽油の引取りをしたときに課税
		不動産取得税	土地や建物を取得したときに課税
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときに課税
	間接税	産業廃棄物税	産業廃棄物を最終処分場へ搬入したときに課税

(出典:県 HP)

(2) 平成 28 年度決算額

平成 28 年度における県税の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収納率は次表のとおりである。

表2 平成28年度県税の決算額

(単位:百万円、%)

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
県民税	42,096	40,769	75	1,252	96.85
個人	36,740	35,425	73	1,242	96.42
法人	5,094	5,082	2	10	99.76
利子割	263	263	-	-	100.00
事業税	28,539	28,474	4	61	99.77
個人	1,267	1,230	2	35	97.12
法人	27,272	27,244	2	26	99.89
地方消費税	22,777	22,777	-	-	100.00
不動産取得税	2,418	2,359	14	45	97.54
県たばこ税	1,531	1,531	-	-	100.00
ゴルフ場利用税	294	294	-	-	100.00
自動車取得税	1,690	1,690	-	-	100.00
軽油引取税	17,964	17,617	-	347	98.07
自動車税	17,798	17,692	7	99	99.40
鉦区税	18	17	1	1	93.14
狩猟税	15	15	-	-	100.00
産業廃棄物税	76	76	-	-	100.00
合計	135,217	133,311	101	1,806	98.59

(注)金額は現年度分と繰越分の合計で、ゼロの場合「-」、百万円未満の場合「1」と表示している。

(出典:県提供データ)

(3) 監査対象とした県税と所管組織

表1岩手県における県税に示す税目のうち、金額的重要性その他を考慮して法人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税の5税目を監査対象として選定した。

県税の賦課、徴収を所管する組織は次表のとおりである。総務部税務課では県税に関する条例等の制定・改廃や、県税収入管理(収入見積り及び決算)、広域振興局における県税事務運営に関する研修・指導、地方税の滞納整理等を行っている。各出先機関では、管轄地域における県税の賦課、徴収、申告受付、納税相談、納税証明書発行などを行っている。

出先機関についてはゴシック体で示す4ヵ所で実地監査を行った。

表3 県税を所管する組織

部局	室課等	出先機関	所在
総務部	税務課	盛岡広域振興局県税部	盛岡地区合同庁舎
		県南広域振興局県税部	奥州地区合同庁舎
		花巻県税センター	花巻地区合同庁舎
		一関県税センター	一関地区合同庁舎
		沿岸広域振興局経営企画部県税室	釜石地区合同庁舎
		経営企画部宮古地域振興センター県税室	宮古地区合同庁舎
		経営企画部大船渡地域振興センター県税室	大船渡地区合同庁舎
		県北広域振興局経営企画部県税室	久慈地区合同庁舎
		経営企画部二戸地域振興センター県税室	二戸地区合同庁舎

3. 使用料及び手数料の概要

(1) 使用料及び手数料の意義

使用料及び手数料は、県の施設や行政サービスを利用する人々から、それに要する経費の全部または一部を負担してもらうものである。

地方自治法(抜粋)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

① 使用料の意義

使用料とは、一般に普通地方公共団体が特定の者に対して認める行政財産又は公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収する負担を意味する。

使用料の金額は条例で定める必要があり(地方自治法第228条第1項)、条例では、使用料の納入義務者、金額、徴収の時期、徴収方法等について定めなければならないとされている(昭和38年12月19日第93号行政課長通知)。

使用料の対象となる「行政財産の使用」とは、公用または公共用に供される財産を本来の用途又は目的を妨げない限度において公用または公共用以外に使用すること

をいう(地方自治法 238 条の 4 第 7 項)。また「公の施設の利用」とは、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けた施設(これを公の施設という。)を、住民が利用することをいう(地方自治法第 244 条第 1 項)。

使用料の例として、公立学校の授業料、幼稚園や保育所の保育料、公営住宅の家賃等が挙げられる。この他、地方公営企業法の適用を受ける水道事業等も公の施設に含まれ、地方公営企業について徴収される料金も使用料に属する。公の施設の利用において、不当な差別的な取扱いをしてはならない(地方自治法第 244 条第 3 項)が、合理的な差別的取扱いは許される。例えば、団体割引のような経費負担の軽減が見込める場合は可能と考えられる。使用料に関しては、過料を科する条例を設けることができる。使用料の処分不服があるものは、長に審査請求をすることができる。

岩手県では、使用料に関する事項について、岩手県行政財産使用料条例又は公の施設の個別条例において、使用料の納入義務者、金額、徴収の時期、徴収方法等について具体的に定めている。

② 手数料の意義

手数料とは、一般に国、地方公共団体が特定の者のために行う公の役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収する公法上の収入である。特定の者のためにする事務とは、一個人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務であり、例えば、身分証明、印鑑証明、公簿閲覧がある。職員の採用試験のような、もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については、手数料を徴収できない。

手数料について全国的に統一して定めることが特に必要として政令で定める事務(標準事務)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)」で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない(地方自治法第 228 条第 1 項)。そのような手数料の例としては、戸籍法に基づく証明書、児童福祉法の規定に基づく保育士試験がある。

条例で徴収できる手数料は行政主体として地方公共団体たる地位に基づいて証明等をした場合であり、私法関係に基づく手数料の徴収は、条例の根拠は必要としない。手数料に関しては、過料を科する条例を設けることができる。手数料の処分不服があるものは、長に審査請求をすることができる。

岩手県では、手数料に関する事項について、岩手県手数料条例等においてこれを定めている。

(2) 決算額の推移

使用料及び手数料の決算額は、次のとおり直近4年度で増加している。

表4 使用料及び手数料の推移

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用料及び手数料	4,601	5,871	6,823	7,927

(出典:県HP)

(3) 監査対象とした使用料及び手数料と所管組織

使用料及び手数料は多数かつ多岐にわたるため、金額的重要性その他を考慮して、下記を選定した。

公の施設の使用料に属する県立病院の入院料、診察料、公立学校の授業料等は、行政サービスの内容から見ると、施設等の使用だけでなくそれぞれ診療、教育といった人的なサービスが重要と考えられるため、今回の監査対象には含めないこととした。

表5 監査対象とした使用料及び手数料

(単位:千円)

部局	名称	予算額	収納済額
総務部	県庁舎使用料	5,963	6,020
	地区合同庁舎使用料	26,554	26,476
	危険物取扱者講習等	19,319	18,332
環境生活部	いわて県民情報交流センター	33,694	33,898
	旅券発給手数料(※)	29,376	31,526
	食品営業許可等	55,288	54,945
	と畜検査	147,315	143,113
	産業廃棄物処理業等許可	37,173	46,706
保健福祉部	介護サービス情報調査等	28,742	23,128
	薬局開設許可等	20,875	21,611
	麻薬取扱者免許等	6,817	6,905
商工労働観光部	いわて観光経済交流センター	6,054	6,054
農林水産部	家畜検査手数料	25,492	23,104

部局	名称	予算額	収納済額
県土整備部	駐車場使用料	12,802	10,803
	空港施設使用料	113,300	127,382
	道路占用料	171,000	160,074
	河川占用料(流水)	352,300	364,739
	河川占用料(土地)	19,545	19,360
	港湾施設使用料	15,481	15,400
	県営住宅使用料	1,479,293	1,397,106
	建設業者等指導監督(建設業許可・更新)	56,450	52,050
	建設業者等指導監督(建設業許可・新規)	10,620	14,580
	建設業者等指導監督(建設業許可・業種追加)	2,700	8,350
	建設業者等指導監督(経営事項審査申請)	26,565	26,114
	建築確認等手数料	106,148	89,911
	宅地建物取引業免許等手数料	12,686	12,466
	屋外広告物許可等手数料	11,796	13,240
医療局	売店等使用料	41,968	44,566
企業局	逆川連絡線使用料	25,438	25,958
警察本部	風俗営業許可等	33,240	34,514
	銃砲等所持許可	16,117	13,672
	火薬類許可証明	6,474	9,648
	安全運転管理者講習	25,807	26,114
	道路使用許可	58,406	59,208
	自動車保管場所証明	211,255	218,434
	パーキング・チケット発給等	14,224	12,782

(※)平成29年度以降は政策地域部に移管

これらのうち県営住宅使用料を所管する組織は次表のとおりである。県土整備部建築住宅課では県営住宅の整備・改良、県営住宅の管理運営を行っている。各出先機関では、管轄地域における県営住宅の入居許可・管理等を行っている。

出先機関についてはゴシック体で示す4ヵ所で実地監査を行った。

表 6 県営住宅使用料を所管する組織

部局	室課等	出先機関	所在
県土整備部	建築住宅課	盛岡広域振興局土木部	盛岡地区合同庁舎
		県南広域振興局土木部	奥州地区合同庁舎
		花巻土木センター	花巻地区合同庁舎
		北上土木センター	北上地区合同庁舎
		一関土木センター	一関地区合同庁舎
		沿岸広域振興局土木部	釜石地区合同庁舎
		宮古土木センター	宮古地区合同庁舎
		大船渡土木センター	大船渡地区合同庁舎
		県北広域振興局土木部二戸土木センター	二戸地区合同庁舎

4. 県民計画での位置づけ

岩手県では、県の総合計画である「いわて県民計画」に掲げた「希望郷いわて」を実現するため、平成27年度からの4年間に重点的・優先的に取り組む施策や目標などを盛り込んだ、「いわて県民計画第3期アクションプラン」(以下「第3期アクションプラン」という。)を策定している。計画期間は平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間である。

第3期アクションプランでは、長期ビジョンに掲げた「希望郷いわて」の実現を目指し、重点的・優先的に取り組む施策などについて、「政策編」、「地域編」、「行政経営編」の3編により、具体的取組を示している。第3期アクションプランは、第2期アクションプランの取組の成果を検証し、そこで明らかになった課題や県を取り巻く社会・経済情勢の変化などに的確に対応するため、策定したものである。東日本大震災津波からの「本格復興」を、復興計画の総仕上げにつなげるとともに、ふるさと振興総合戦略とプランを一体的に推進し、人口減少に立ち向かうことで、復興とふるさと振興を進め、「希望郷いわて」の実現を目指していくとしている。

「政策編」、「地域編」、「行政経営編」の3編のうち「行政経営編」において、「希望郷いわて」を支える県政運営の基本姿勢について4つの基本方針ごとに「具体的な推進項目(取組内容、工程表)」により示されている。経営感覚をもって重要な課題に財源や人的資源を配分し、効果的・効率的に取組成果を挙げる「行政経営」の視点を重視し、「行政経営編」という名称で取組を推進していくものである。

第3期アクションプラン「行政経営編」では、第2期アクションプラン「改革編」の主な取組と成果を次のように記載している。

第3期アクションプラン「行政経営編」(県税、使用料及び手数料に関する部分を抜粋)

【基本方針2】いわてを支える持続可能な行財政構造の構築

● 厳しい財政状況を踏まえ、歳入確保の強化や徹底した歳出の見直しを実施

【主な取組実績】

- 県税収入の確保(課税捕そく調査の強化(2,356件、331百万円)、インターネット公売(25回、8百万円)、収入未済額縮減に向けた市町村支援など)
- 県有未利用資産の売却(98件、5,497百万円)、県有施設における自動販売機設置の公募制導入(59施設135台、120百万円)、県有施設における広告事業の展開(30百万円)

そして、第3期アクションプランの基本方針として次の4点を挙げている。

基本方針1 いわての未来づくりを支える専門集団への更なる進化

基本方針2 多様な主体の連携・協働による公共サービスの提供

基本方針3 いわてを支える持続可能な財政構造の構築

基本方針4 活力に満ちたいわてを実現する分権型行政システムの確立

基本方針3の中に具体的な推進項目として、(1)歳入確保の強化、(2)歳出の重点化と将来負担の軽減の2項目がある。これらのうち、今回の包括外部監査に関連する取組をゴシック体で示す。

(1) 歳入確保の強化

厳しい財政状況を踏まえ、県税収入の確保、滞納債権対策の強化などにより歳入の確保に努めます。

① 県税収入の確保

・ 県民負担の公平性を確保する観点から、滞納整理の強化と課税対象の捕捉を行います。

② 滞納債権対策の強化

・ 「第3次岩手県滞納債権対策基本方針」に基づき、「債権管理の徹底」、「債権回収の促進」及び「新規発生の抑止」を重点とした滞納債権回収の強化に取り組みます。

③ 県有資産の有効活用

- ・ 公募制による自動販売機の設置、ネーミングライツ事業をはじめとする県有資産を広告媒体とする広告事業、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用する民間発電事業者に対する流域下水道の汚泥処理工程で発生する消化ガスの売却など、県有資産の有効活用による歳入の確保に取り組みます。
 - ・ 「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき、活用予定のない土地や建物については、売却を推進します。
- ④ 受益者負担の適正化
- ・ 受益と負担の適正化の観点から、使用料や手数料について、原価や実勢価格の反映状況や減免措置の必要性などを点検し、見直しを行います。

第3章 外部監査の視点と方法

1. 監査の視点・要点

(1) 合規性

外部監査の視点として、まず「合規性」が挙げられる。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法令・条例・規則等に準拠しているかを検証するものである。ここでいう法令等には、県が定めた要綱も含まれる。

県税については、地方自治法第223条が基本規定となる。

地方自治法(抜粋)

(地方税)

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

本条でいう法律の定めとして、地方税法が挙げられる。地方税法第2条において、地方公共団体は地方税法の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。とされている。

使用料及び手数料については、地方自治法第225条及び第227条が基本規定となる。

地方自治法(抜粋)(再掲)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 経済性・効率性

「経済性」「効率性」は、地方自治法第2条第14項で規定されている、自治体は最少の費用で最大の効果を上げるようにしなければならないということからの視点である。

県税に関しては、税の賦課及び徴収が、最少の費用で最大の効果があがるように行われているかを確認する。

使用料・手数料に関しては、使用料・手数料の算定及び徴収が、最少の費用で最大の効果があがるように行われているかを確認する。

(3) 透明性・公平性

行政への信頼性を確保する上で、「行政の信頼性確保、向上方策に関する調査研究報告書」(平成22年3月総務省大臣官房企画課)では透明性の確立、説明責任の保証、参加の拡大、公平性の維持という4つの要件を挙げている。

今回の監査対象とした県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務は、県民一般に広くその効果が及ぶものであることから、透明性・公平性が確保されているかは特に重要な観点となる。そこで、次のような点に留意して検証する。

- 1) 税の賦課及び徴収が、すべての納税者に対して同様に行われているかを確認し、納税者間の公平性を検討する。
- 2) 使用料・手数料の算定及び徴収が、すべての利用者に対して同様に行われているかを確認し、利用者間の公平性を検討する。

さらに、県税、使用料・手数料とも、政策的な目的ないし必要性から一定の場合に減免する制度が設けられている。岩手県においては東日本大震災津波を経験したことから、行政上、収入確保とともに復興を後押しする観点での減免は重要と考えられるため、減免手続についても留意して検証する。

2. 具体的な監査手続

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象とした税目、使用料及び手数料に関して、予算を含む説明資料、業務方針等を閲覧した。

また監査対象部署において、事務事業の概要につきヒアリングを行った。

(2) 関連資料の閲覧及びヒアリング

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 予算執行に関連する書類一式の閲覧等を実施し、関連法令・条例・規則等との照合を実施した。
- ② 監査対象部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。

(3) 視察

県税の賦課徴収事務に関連して、軽油引取税の抜取調査を視察した。

平成29年10月18日(水)

全国一斉路上軽油抜取調査に係る岩手県調査(盛岡広域振興局)

県営住宅使用料に関連して、沿岸広域振興局土木部管内の県営住宅を視察した。

平成29年9月28日(木)

県営住宅:大平、日向

災害公営住宅:平田、屋敷前、片岸

(4) 監査結果の取りまとめ

上記の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第4章 外部監査の結果：総括

1. 監査の結果の総括

(1) 監査結果の一覧

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(主に合规性に関する事項)に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。不当(違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと)も含む。

「意見」は、違法なものまたは不当なもの以外で、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性に関する事項)に該当する。ただし、経済性、効率性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

監査の結果、指摘及び意見について記載順に一覧にまとめると表7のとおり、指摘が16件、意見が35件である。

表7においては指摘及び意見のそれぞれにつき、県が措置ないし改善を図ることによってどのような効果が期待されるか、外部監査人の現時点の見解に基づいてAからFの属性を挙げ、該当する欄に○で記した。1件で複数の属性が該当する場合は複数の欄に○を記入している。

- A: 歳入額の増加につながるもの
- B: 歳入額の増加または減少の可能性があるもの
- C: 県民の利便性向上に資するもの及び県民に対する県の説明責任の充実が期待できるもの
- D: 県における事務手続が現状明確でないものについて、明確化が図れるもの
- E: 県における事務手続を適切に遂行したことを明らかにできるもの
- F: 現金、在庫等の資産管理の改善につながるもの

表7 監査の指摘及び意見

項目	A	B	C	D	E	F
第4章 外部監査の結果：総括						
【意見1】本庁と出先機関の連携について					○	
【意見2】使用料及び手数料の改定検討について		○				
【意見3】減免額について(使用料及び手数料)					○	
【意見4】減免割合の目安について(使用料及び手数料)		○	○	○		
第5章 外部監査の結果：県税						
【意見5】定期的なログ履歴のモニタリングについて				○		
【指摘1】法人申告書の誤り訂正の決定について(法人三税)			○		○	
【指摘2】事務処理要綱の改訂について(法人三税)				○		
【指摘3】訂正方法について(法人三税)					○	
【指摘4】押印漏れについて(法人三税)					○	
【指摘5】調査の進捗管理について(法人三税)		○				
【指摘6】課税免除の承認遅延について(自動車税)		○	○			
【意見6】除却決定に至るまでの過程について(法人三税)		○	○			
【意見7】免税証の在庫管理について(軽油引取税)		○				○
【意見8】課税進行管理表による適切な進行管理について	○				○	
【意見9】沿岸広域振興局の組織体制について			○			
【意見10】法人事業税の税務調査の実施状況について	○					
【指摘7】課税捕そく調査結果の報告について(不動産取得税)					○	
第6章 外部監査の結果：県営住宅使用料等						
【指摘8】県営住宅管理システムに関する指定管理者との間の「システム管理要領」について				○		
【指摘9】操作カード管理者及びオンライン担当者の通知について					○	
【指摘10】減免割合の適用誤りについて	○		○			
【指摘11】現金による家賃の収納について						○
【意見11】減免申請の際の添付書類について			○		○	
【指摘12】入居請書の日付の不整合について			○		○	
【指摘13】海外からの帰国者の所得証明書について			○		○	
【意見12】同居の事実の確認について		○		○		

項目	A	B	C	D	E	F
【意見13】同居承認申請の必要性の認知について	○			○		
【意見14】滞納整理事務のフォローについて	○					
【意見15】滞納事案の納入督促の基準について	○					
第7章 外部監査の結果:その他の使用料及び手数料						
(県庁舎使用料・地区合同庁舎使用料)						
【意見16】光熱水費の実績把握方法について		○				
(いわて県民情報交流センター使用料)						
【意見17】光熱水費の実績把握計算期間について		○				
(薬局開設許可等手数料)						
【意見18】申請様式の統一について					○	
(いわて観光経済交流センターに係る使用料)						
【指摘14】減免割合の設定方針の整理及び明確化について		○	○			
(家畜検査手数料)						
【意見19】手数料徴収の遅延について	○					
【意見20】手数料納付書の添付書類について				○		
(駐車場使用料)						
【意見21】稼働率向上並びに増収策の検討について	○					
【意見22】内丸駐車場の維持管理業務について	○		○			
(港湾施設使用料)						
【意見23】ファックスによる減免申請書の取り扱いについて			○			
【意見24】収入調定の集約化について				○		
【意見25】電子申請の促進について			○			
(道路占用料)						
【意見26】工事着手届の適時な入手について				○		
【意見27】申請書類等の適切な保管について					○	
(建築確認等手数料)						
【意見28】各種書類の記載について					○	
【意見29】完了検査(中間検査対象外)手数料チェックリストの記入について					○	
【意見30】完了検査申請書・確認申請書(建築物)のチェックについて					○	
(屋外広告物許可等手数料)						
【意見31】チェックシートの記載について					○	

項目	A	B	C	D	E	F
(売店等使用料)						
【意見 32】不動産使用に係る減免許可の根拠条文について					○	
(火薬類運搬証明書交付手数料)						
【指摘 15】火薬類運搬証明書の記載事項の訂正について(盛岡東警察署)					○	
【指摘 16】火薬類運搬届出書の日付の誤りについて					○	
(安全運転管理者等講習受講手数料)						
【意見 33】収入証紙の管理について						○
(道路使用許可手数料)						
【意見 34】収入証紙の管理帳票の不整合について					○	
(パーキング・チケット発給手数料)						
【意見 35】手数料の改定検討について		○				

(2) 指摘及び意見の属性

表7の指摘及び意見を属性別に集計すると表8のようになる。1件で複数の属性に該当する場合があるため、合計件数は表7より多くなっている。

表8 監査の結果の属性別内訳

	属性	指摘 (件)	意見 (件)
A	歳入額の増加につながるもの	1	8
B	歳入額の増加または減少の可能性のあるもの	3	8
C	県民の利便性向上に資するもの及び県民に対する県の説明責任の充実が期待できるもの	6	7
D	県における事務手続が現状明確でないものについて、明確化が図れるもの	2	7
E	県における事務手続を適切に遂行したことを明らかにできるもの	9	12
F	現金、在庫等の資産管理の改善につながるもの	1	2
	合計	22	44

A 歳入額の増加につながるものは、歳入確保の観点から積極的に改善に取り組まれることを期待するものである。

B 歳入額の増加または減少の可能性があるものは、指摘及び意見について何らかの改善策がとられた場合、結果として歳入の増加につながることを期待されるものの必ずしもそうはならず、減少することも想定しうるものである。例として「【意見2】使用料及び手数料の改定検討について」の場合、より詳細な検討を行った結果使用料及び手数料が減額となる可能性も想定しうる。ただしそのような場合は、行政サービスの質を維持しつつ経費が削減されたことになり、利用者にとっては利便性が向上することにつながるため、利用者サービスの観点からは好ましい結果といえる。従って A と同様、積極的に改善に取り組まれることが期待される。

C 県民の利便性向上に資するもの及び県民に対する県の説明責任の充実が期待できるものは、「【意見 23】ファックスによる減免申請書の取り扱いについて」のように利用者の手続上の利便性を高めると期待されるもの、「【意見4】減免割合の目安について(使用料及び手数料)」のように県が説明責任を果たし行政の透明性を高めることを期待するもの等が該当する。行政への信頼性確保という観点からも重要と考える。

D 県における事務手続が現状明確でないものについて明確化が図れるものは、「【意見 12】同居の事実の確認について」のように事務の現場において手続や判断基準が明確になっていないため、適切な対応がとられにくい状況となっているものである。【意見 12】は手続や判断基準を明確にすることにより、県営住宅使用料の金額にも影響を及ぼすことから B にも該当する。

E 県における事務手続を適切に遂行したことを明らかにできるものは、D とは異なりとるべき事務手続自体は明確になっているが、それを適切に遂行されたことが事後的に検証できないものである。指摘・意見とも E に該当するものが最多となっており、事務手続の確認、徹底が望まれる。

F 現金、在庫等の資産管理の改善につながるものは、盗難や紛失のリスクを低減し県の資産として厳正に管理することが重要なものである。また、「【意見7】免税証の在庫管理について(軽油引取税)」のように在庫が過大とならないよう留意すべきとするものも含まれる。

(3) 全庁的な対応について

今回の外部監査は、県税については盛岡広域振興局県税部を主な対象として実施したため、そこでの指摘・意見が多くなっている。これは、「第5章 外部監査の結果：県税」に示すとおり、盛岡広域振興局県税部における調定額が多額にのぼるためである。しかし、実地監査の対象としなかった出先機関を含めて、他の県税公所でも同様の事例が生じている可能性はあると思われる。県営住宅使用料についても、実地監査の対象としなかった出先機関で同様の事例が生じている可能性はあると思われる。

従って、本報告書において記載する外部監査の結果については、全庁的に対応していくことが望ましい。

2. 総括的意見

【意見1】本庁と出先機関の連携について

県税については、個別具体的な事務が出先機関で行われている。県の組織機構上、各出先機関は4つの広域振興局の中におかれていて、広域振興局を組織として統括するのは政策地域部政策推進室となっている。

税務業務として一般的には、事務事業の内容や職員の専門性の観点から、総務部税務課の所管とする体制も考えられる。東北6県を見ると、秋田県では総合県税事務所と支所、宮城県では仙台中央県税事務所と〇〇県税事務所(〇〇は地名)という組織が設けられている。一方、青森県では地域県民局県税部、山形県では総合支庁課税課・納税課、福島県では地方振興局県税部という組織になっており、県税事務所という独立した組織体制をとるかどうかは各県の判断によっているといえる。

実務上、出先機関は人事・研修等において総務部税務課との連携を密にとっているとのことである。税務業務については特にその専門性や、県全体で業務の統一的な水準を維持する必要性が高いことから、出先機関における業務運営や進捗管理には、広域振興局の上位者とともに総務部税務課も関与する必要があると考える。

【意見2】使用料及び手数料の改定検討について

使用料及び手数料等(諸収入を含む)について、県は毎年度、改定の検討を実施している。ただし使用料及び手数料のうち、行政財産の使用許可に基づく使用料については改定検討の対象外となっている(「【意見4】減免割合の目安について(使用料及び手数料)」を参照)。

改定検討の作業は、総務部財政課から各部局に改定検討を依頼し、部局にて改定検討した結果について財政課担当者がヒアリングを行い、総務部内での調整を経て知事査定するという流れである。

①検討の対象

- ア 前回の改定後2年以上経過しているもの
 - イ 政令で定める標準額が改正されたもの
 - ウ 手数料のうち、徴収に要する経費が収入を上回る等、手数料自体を廃止すべきと判断されるもの
 - エ 受益者負担の適正化の観点から減免措置を見直すべきもの
 - オ 受益者負担の適正化の観点から新規に徴収すべきもの
 - カ その他(準拠基準等に改定があるもの等)
- ただし次の場合を除く。

- ・行政財産の使用許可に基づく使用料
- ・指定管理者や試験機関の収入になる等により、県の歳入にならない場合

②検討の手順

次のア、イいずれかまたは両方の方法により所要経費を算出した上で、民間類似施設等の状況等を勘案し、改定の要否を検討する。いずれの場合も人件費については過去の平均や地方交付税の単位費用を用いる等により、単価の激変を防いでいる。基本的には、受益者負担の原則に個別の事情を加味するという考え方である。

ア マクロ計算

人件費、印刷製本費、減価償却費、その他の経費の年間所要額を算出し、件数で除することにより1件当たりの経費を計算する。

比較的処理件数の多いもの、1件当たり処理時間が不定のもの、事務の従事割合の把握が容易で手数料事務を分離して考えられるものに適用する。

イ ミクロ計算

人件費、印刷製本費、減価償却費、その他の経費の1件当たりの額を積み上げにより算出する。

事務従事割合の把握が困難なもの、手数料事務が比較的定型的で1件ごとの積み上げが行いやすいものに適用する。

③平成28年度の改定状況

使用料及び手数料等の見直し対象263件について検討を行った結果、改定したものが4件、新規または一部新規のものが8件となった。

263件のうち251件は検討の結果改定せず据置きとの結果になっているが、これをどう見るかは見解の分かれるところである。財政課が取りまとめた平成28年度の使用料改定検討一覧表、手数料改定検討一覧表を閲覧したところ、前回の改定から10年以上経過しているもの(監査対象以外のものも含む)が散見された。頻繁な改定は利用者の不便につながるおそれがあることは理解できるし、所管部局の検討結果を財政課がチェックしていることから一定の客観性が付与されているとも考えられる。しかし10年前といえば東日本大震災津波以前である。平成26年4月に実施された消費税率の引き上げに際しては、全ての使用料等について検討を行っているとのことであるが、それ以外にも社会経済情勢の変化がマクロ計算・ミクロ計算に影響を及ぼす可能性がある。

前回の改定から2年以上経過しているものは全て改定検討の対象となっているが、一歩進めて、5年なり10年の基準を定めた上で、長期間改定されていない場合は計算要素の点検を含めてより詳細な検討を行うことが必要と考える。

【意見3】減免額について(使用料及び手数料)

監査対象とした使用料及び手数料について、平成28年度における減免額は次表のとおりとなっている。減免額は試算によるものも含まれており、減免額を算定せずに許可している場合もある。

表9 監査対象とした使用料及び手数料の減免額

(単位:千円)

部局	名称	収納済額	減免額
総務部	県庁舎使用料	6,020	9,226
	地区合同庁舎使用料	26,476	25,308
	危険物取扱者講習等	18,332	なし
環境生活部	いわて県民情報交流センター	33,898	23,011
	旅券発給手数料(※1)	31,526	26
	食品営業許可等	55,793	7,962
	と畜検査	143,113	なし
	産業廃棄物処理業等許可	46,706	なし
保健福祉部	介護サービス情報調査等	23,128	なし
	薬局開設許可等	21,611	なし
	麻薬取扱者免許等	6,905	なし
商工労働観光部	いわて観光経済交流センター	6,054	5,971
農林水産部	家畜検査手数料	23,104	0
県土整備部	駐車場使用料	10,803	94
	空港施設使用料	127,382	169,384
	道路占用料	160,074	3,669
	河川占用料(流水)	364,739	19,458
	河川占用料(土地)	19,360	165
	港湾施設使用料	15,400	13,561
	県営住宅使用料(※2)	1,379,731	72,880
	建設業者等指導監督(建設業許可・更新)	52,050	なし
	建設業者等指導監督(建設業許可・新規)	14,580	なし
	建設業者等指導監督(建設業許可・業種追加)	8,350	なし
	建設業者等指導監督(経営事項審査申請)	26,114	なし
	建築確認等手数料	89,911	19,836
	宅地建物取引業免許等手数料	12,466	なし
	屋外広告物許可等手数料	13,240	0

部局	名称	収納済額	減免額
医療局	売店等使用料	44,566	50,512
企業局	逆川連絡線使用料	25,958	なし
警察本部	風俗営業許可等	34,514	なし
	銃砲等所持許可	13,672	なし
	火薬類許可証明	9,648	なし
	安全運転管理者講習	26,114	なし
	道路使用許可	59,208	3,657
	自動車保管場所証明	218,434	1,663
	パーキング・チケット発給等	12,782	なし

(※1)平成29年度以降は政策地域部に移管

(※2)減免額は災害公営住宅を除く

(出典:県提供データ)

減免実施額は歳入額・歳出額とはならず決算額に反映されないため、通常の業務の中では認識されない場合もある。ただし、使用料及び手数料は受益者負担の原則に基づくものであって徴収するのが原則であり、減免は例外的措置であることからすると、支出を伴わないもののコストとして捉える必要があると考えられる。

使用料及び手数料の改定検討の際には減免措置の見直しを行うべきものも検討の対象となっている。減免を行うことでどのような目的を達成しようとしているのか、その目的が実際に達成されているのかを念頭におきながら検討することが望ましい。

【意見4】減免割合の目安について(使用料及び手数料)

岩手県行政財産使用料条例(以下「行政財産使用料条例」という。)は、第3条で使用料を減免できる旨を定めているが、減免割合についての定めはない。

(使用料の減免)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(以下省略)

行政財産の使用許可に基づく使用料は、「【意見2】使用料及び手数料の改定検討について」で記載した改定検討の対象外となっている。管財課は、県庁舎と地区合同庁舎の使用許可については「県の庁舎(県庁舎、地区合同庁舎)の事務室等を県以

外の者に使用させる場合の取扱いについて」(平成22年3月31日)を発出し、使用許可の対象者及び要件、使用料の徴収範囲等とともに減免割合の目安を示している。ただしこの文書は県庁舎、地区合同庁舎以外の行政財産は対象としていない。そこで、当該行政財産の使用許可に基づく使用料については、毎年度の改定検討の形では点検されることがなく、各所管課において使用許可の対象者の種別、使用目的及び県の行政目的の達成への寄与の度合い等を考慮した上で、減免割合・減免額を決定している。そのため現状では統一的な取扱いとはなっていない。

ここで、減免の相手方として同一の法人又は個人に対し毎年度継続して行政財産の使用を許可する場合、減免割合・減免額の算定が硬直的となったり、相手方に対する隠れ補助金となったりすれば、減免措置の透明性や説明責任の観点から問題になると考える。さらに、公の施設の利用において不当な差別的な取扱いをしてはならないとする地方自治法第244条第3項の趣旨に抵触するのではないかとの疑念も生じかねない。

従って、県の説明責任を果たす上で、県庁舎、地区合同庁舎以外の行政財産の使用許可にあたり使用料の減免を行う際の減免割合について、県としての考え方を整理し、各所管課でこれに準拠した算定とすることが望ましい。上記の「県の庁舎(県庁舎、地区合同庁舎)の事務室等を県以外の者に使用させる場合の取扱いについて」(平成22年3月31日)との整合性も取りながら、標準化を図っていくことが考えられる。

第5章 外部監査の結果：県税

1. 概要

(1) 法人県民税

① 納税義務者

法人県民税には、均等割と法人税割があり、各法人はその区分によって、次のような申告・納税義務を負っている。

区分		申告・納税義務	
		均等割	法人税割
県内に事務所（事業所）がある法人		○	○
県内に事務所（事業所）はないが、寮、宿泊所、クラブ等をもっている法人		○	—
県内に事務所（事業所）、寮等がある法人格を有しない社団又は財団で、代表者や管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもののうち	県内に事務所（事業所）があるもの	○	○
	県内に事務所（事業所）はないが、寮、宿泊所、クラブ等をもっているもの	○	—

（出典：県 HP より監査人作成）

② 納税額(均等割)

均等割は資本金等の額に応じて課され、次の区分により金額が決まっている。なお、「いわての森林づくり県民税」は、「平成 18 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間」に開始する事業年度分について適用される。

区分	均等割額	いわての森林づくり県民税	加算後の均等割額
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 800,000 円	80,000 円	880,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人	年額 540,000 円	54,000 円	594,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人	年額 130,000 円	13,000 円	143,000 円

区分	均等割額	いわての森林づくり県 民税	加算後の 均等割額
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 50,000 円	5,000 円	55,000 円
上記以外の法人	年額 20,000 円	2,000 円	22,000 円

(出典：県 HP より監査人作成)

③ 納税額(法人税割)

法人税割は法人税額に応じて課され、次の区分により金額が決まっている。

区分	平成 26 年 9 月 30 日までに 開始する事業年度分	平成 26 年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度分
資本金の額又は出資金の額 が1億円超の法人	法人税額の 5.8%	法人税額の 4.0%
保険業法に規定する 相互会社		
課税標準となる法人税額が年 1,000万円超の法人		
清算確定申告を行う法人		
上記以外の法人	法人税額の 5.0%	法人税額の 3.2%

(出典：県 HP より監査人作成)

(2) 法人事業税

① 納税義務者

県内に事務所(事業所)があり、事業を行っている法人である。法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているものも納税義務者になる。

② 納税額

区 分			課税標準	税 率				
				H20.10.1 ~ H26.9.30 に 開始する事 業年度分	H26.10.1 ~ H27.3.31 に 開始する事 業年度分	H27.4.1 ~ H28.3.31 に 開始する事 業年度分	H28.4.1 以 後に開始す る事業年度 分	
所得金額課税法人	普通法人、 公益法人 等、人格のな い社団等	所得割	資本金1,000万円 以上で3以上の都 道府県に事務所 等を有する法人	所 得	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%
			上記以外の法人	年400万円以下 の所得	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%
		年400万円超 800万円以下の 所得		4.0%	5.1%	5.1%	5.1%	
		年800万円超の 所得		5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	
	特別法人(協 同組合、信 用金庫、医 療法人等)	所得割	資本金1,000万円 以上で3以上の都 道府県に事務所 等を有する法人	所 得	3.6%	4.6%	4.6%	4.6%
			上記以外の法人	年400万円以下 の所得	2.7%	3.4%	3.4%	3.4%
年400万円超の 所得				3.6%	4.6%	4.6%	4.6%	
収入金額課税法人	電気供給 業、ガス供給 業又は保険 業を行う法人	収 入 割	収 入 金 額	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	
外形標準課税法人	資本金の額 又は出資金 の額が1億 円を超える 法人	所得割	3以上の都道府県 に事務所等を有す る法人	所 得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
			上記以外の法人	年400万円以下 の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
				年400万円超 800万円以下の 所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
				年800万円超の 所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	付 加 価 値 割	付 加 価 値 額	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%		
資 本 割	資 本 金 等 の 額	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%			

(出典：県HP)

③ 納付時期

法人県民税・法人事業税ともに法人等が確定申告または中間(予定)申告と同時に納付しなければならないとされており、均等割と法人税割を課税される法人等の確定申告については、事業年度終了の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

(3) 不動産取得税

① 納税義務者

不動産取得税は、家屋を新築・増改築により取得したとき、土地や家屋を売買・交換・贈与などで取得したときに一度だけ課税される税であり、納税義務者は土地や家屋を取得したものである。

なお、これらの不動産の取得とは、登記の有無や有償・無償は問われず、その不動産の所有権を現に取得することをいう。

② 納税額

納税額は課税標準×税率で計算され、それぞれ次のとおりとなっている。

区分	課税標準	税率
土地	土地の価格	3%
住宅	家屋の価格	3%
住宅以外	家屋の価格	4%

注1 「土地(家屋)の価格」とは、固定資産評価額である。

注2 土地や家屋を売買などにより取得した場合は、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格である。

注3 家屋を建築により取得した場合は、固定資産評価基準により評価した価格である。

③ 免税点

取得した不動産の価格が次の一定未満の場合には課税されない。

- ・土地の取得 10万円未満
- ・家屋の建築(新築・増築・改築)による取得 23万円未満
- ・家屋の取得(建築以外の取得(売買、贈与等)) 12万円未満

(4) 軽油引取税

① 納税義務者

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税される税金である。

軽油引取税は、昭和31年に都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための目的税として創設され、平成21年4月に目的税から普通税になった。軽油引取税は、特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者に課

税される。特約業者又は元売業者は、軽油の引取りを行う者から軽油引取税を徴収し、期限までに県に申告納入しなければならない仕組みになっている。

② 納税額

税率は1キロリットルにつき、32,100円である。

③ 免税

船舶や鉄道など法令で定める特定の事業を営む者が同法令で定める特定の用途に使う場合は、免税の手続きを行い、承認を受けたときは課税されない。

主な用途は、漁船等の船舶、農業・林業・素材生産業の用に供する機械に軽油を使用する場合などであり、課税免除の取扱いは石油化学製品製造業を除き、平成30年3月31日までとされている。

④ 不正軽油

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、県の承認なく、軽油に灯油やA重油などを混ぜた「混和軽油」や、軽油以外の石油製品から造る「製造軽油」などをいう。

特に、近年悪質業者により大量に製造された不正軽油が軽油と偽って販売され、全国的に問題となっている。不正軽油は粗悪なものが多くエンジンに悪い影響を与えるだけでなく、製造される過程で生成される強酸性の有害物質「硫酸ピッチ」の不法投棄や、排気ガス中の有害物質の増加により環境へ悪影響も与えることになる。

(5) 自動車税

① 納税義務者

納税義務者は、4月1日午前0時現在で県内に定置場(車検証の「使用の本拠の位置」)のある自動車の所有者である。なお、ローンで購入した場合などで、売り主に所有権があるときは、買い主である使用者が所有者とみなされて、納税することとなる。

② 納税額

税額は、乗用車・トラック・バスなどの種類や排気量、積載量などに応じて定められている。「グリーン化特例¹」により、環境負荷の小さい自動車の税額は安くなり、環境負荷の大きい自動車の税額は高くなる。また、年度の途中で、新規登録又は抹消登録を

¹ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置

した場合は、税額が月割りになるが、県域を越える自動車の転出入の場合は税額が月割りにならないので、自動車税は還付されない。なお、乗用車の税額表は次のとおりである。

総排気量	税額(営業用)	税額(自家用)
1,000cc 以下	7,500 円	29,500 円
1,000cc 超 1,500cc 以下	8,500 円	34,500 円
1,500cc 超 2,000cc 以下	9,500 円	39,500 円
2,000cc 超 2,500cc 以下	13,800 円	45,000 円
2,500cc 超 3,000cc 以下	15,700 円	51,000 円
3,000cc 超 3,500cc 以下	17,900 円	58,000 円
3,500cc 超 4,000cc 以下	20,500 円	66,500 円
4,000cc 超 4,500cc 以下	23,600 円	76,500 円
4,500cc 超 6,000cc 以下	27,200 円	88,000 円
6,000cc 超	40,700 円	111,000 円
電気を動力源とするもの	7,500 円	29,500 円

(出典：県HP)

(6) 税目別調定額

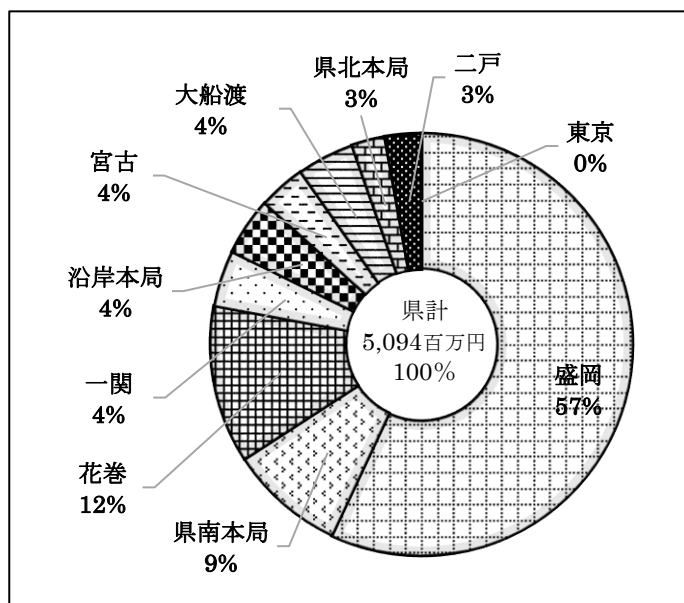
この項では、監査対象とした税目別の調定額及び出先機関ごとの内訳を示す。本項において出先機関の名称は次のように略記している。

出先機関名	本項における略記
盛岡広域振興局県税部	盛岡
県南広域振興局県税部	県南本局
花巻県税センター	花巻
一関県税センター	一関
沿岸広域振興局経営企画部県税室	沿岸本局
経営企画部宮古地域振興センター県税室	宮古
経営企画部大船渡地域振興センター県税室	大船渡
県北広域振興局経営企画部県税室	県北本局
経営企画部二戸地域振興センター県税室	二戸
東京	東京

なお、東京に広域振興局はないが、岩手県県税条例の規定により徴税吏員に命じ

られた職員が配置されている。

① 法人県民税

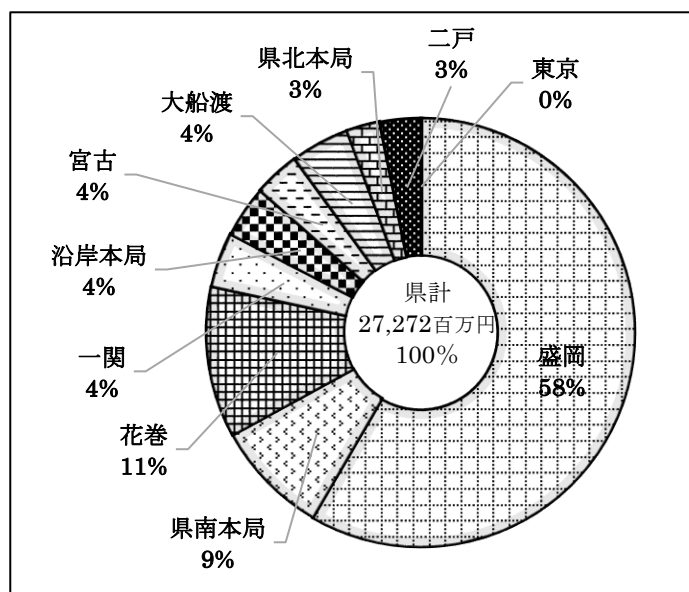


盛岡	2,900
県南本局	451
花巻	616
一関	221
沿岸本局	226
宮古	182
大船渡	225
県北本局	131
二戸	141
東京	0
県計	5,094

(出典：県提供データより監査人作成)

法人県民税の平成28年度の調定額は、県全体で5,094百万円であった。盛岡、花巻、県南本局の3地域で全体の78%を占めている。

② 法人事業税

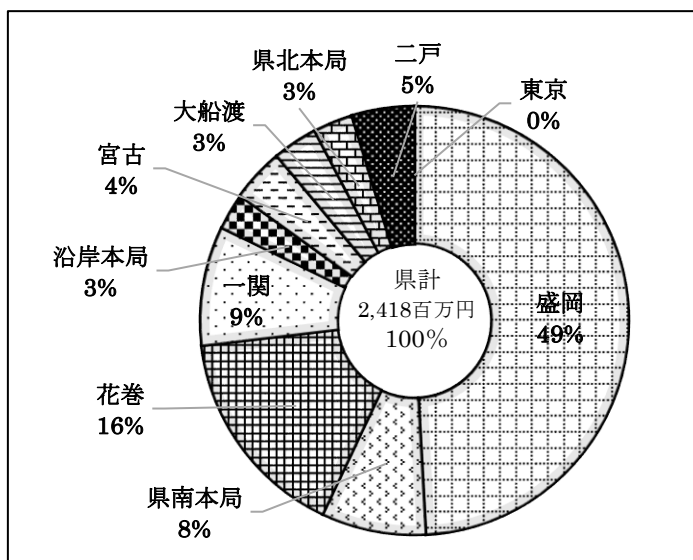


盛岡	15,925
県南本局	2,357
花巻	3,099
一関	1,132
沿岸本局	1,071
宮古	945
大船渡	1,213
県北本局	684
二戸	844
東京	0
県計	27,272

(出典：県提供データより監査人作成)

法人事業税の平成28年度の調定額は、県全体で27,272百万円であった。盛岡、花巻、県南本局の3地域で全体の78%を占めている。

③ 不動産取得税



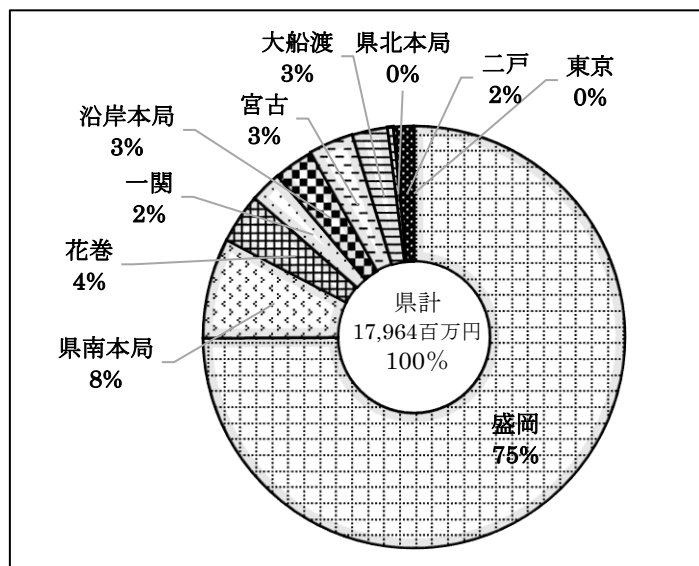
盛岡	1,186
県南本局	192
花巻	388
一関	219
沿岸本局	68
宮古	97
大船渡	82
県北本局	74
二戸	113
東京	0
県計	2,418

(出典：県提供データより監査人作成)

不動産取得税の平成28年度の調定額は、県全体で2,418百万円であった。盛岡、

花巻、一関の3地域で全体の74%を占めている。

④ 軽油引取税

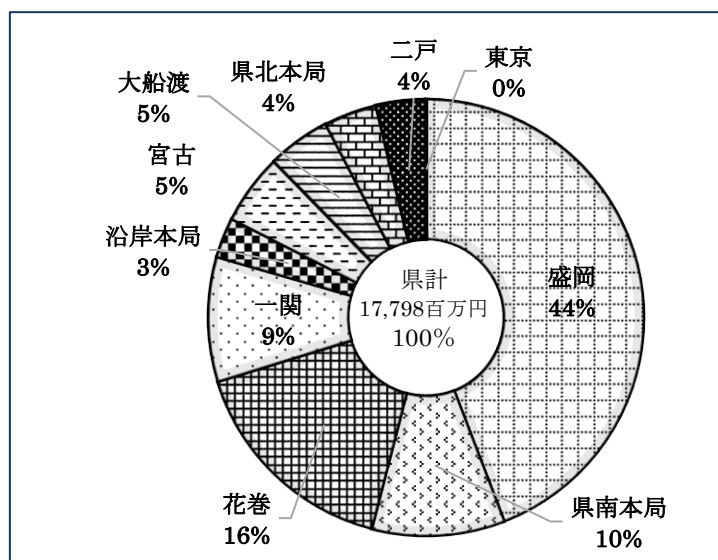


盛岡	13,453
県南本局	1,381
花巻	689
一関	431
沿岸本局	551
宮古	611
大船渡	492
県北本局	82
二戸	274
東京	0
県計	17,964

(出典：県提供データより監査人作成)

軽油引取税の平成28年度の調定額は、県全体で17,964百万円であった。盛岡で全体の75%を占めており、他の地域は10%未満となっている。

⑤ 自動車税



盛岡	7,860
県南本局	1,753
花巻	2,887
一関	1,643
沿岸本局	538
宮古	926
大船渡	831
県北本局	702
二戸	658
東京	2
県計	17,798

(出典：県提供データより監査人作成)

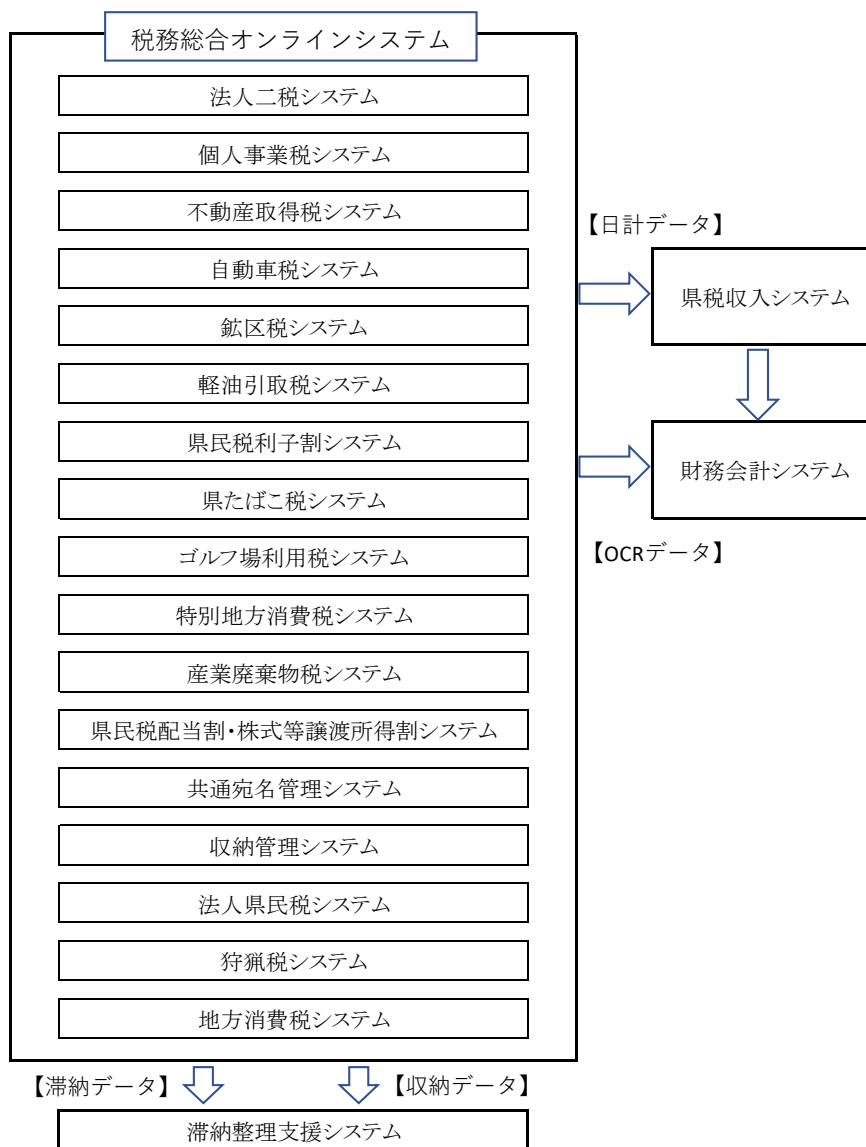
自動車税の平成28年度の調定額は、県全体で17,798百万円であった。盛岡、県南本局、花巻で全体の70%を占めている。

（7）県税に関する業務システムの概要

① システムの概要

県税事務におけるシステムの使用は、昭和54年に、税務の事務処理をオンライン化しシステムを導入したことが始まりとされており、当該システムを税務総合オンラインシステムと称している。税務総合オンラインシステムは、平成7年度に再開発された後、口座振替システム機能や納税者の共通宛名番号付与方法の見直しによる一元管理機能等、随時、種々の機能を追加している。また、平成26年度から平成27年度にかけて社会保障・税番号制度を導入し、平成28年度から二要素認証システムを採用し、セキュリティ対策を強化した個人番号利用事務系ネットワークに、税務総合オンラインシステムを含む税関連システムを移設している。なお、税務総合オンラインシステムは、専用のホストコンピュータ(メインフレーム)を使用する形態であるが、2019年度を目途に検討されている次期のシステム改修においては、オープン系のシステムとすることが想定されている。

図4 県税事務に関する業務システムの概要



(県提出資料より監査人作成)

② システムの整備・運用にあたり準拠する県の方針及び諸規程等

県が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策については、「岩手県情報セキュリティポリシー」として取りまとめられており、情報セキュリティ基本方針と、当該基本方針を実行に移すための全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準、情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施基準とから構成される。

表 10 岩手県情報セキュリティポリシーの構成

文書名		内容
情報セキュリティ ポリシー	情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針
	情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準
	情報セキュリティ実施手順	情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順

また、特定個人情報の取扱いについては、県全体の基準として、「岩手県の保有する特定個人情報等の適正な取扱い基準」が定められているが、これに基づき、「県税における特定個人情報取扱基準」が定められており、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置等に関する具体的な事項が定められている。また、「県税における特定個人情報取扱基準」に対する遵守状況については、保護責任者(税務課総括課長及び各県税公所の長)が、毎年2月に特定個人情報取扱等自己点検表により、税務課及び県税公所において保有する特定個人情報の取扱い等に関する自己点検を実施することとされている。

2. 監査の結果

(総務部税務課)

【意見5】定期的なログ履歴のモニタリングについて

税務総合オンラインシステムにおいては、管理機能として、利用者のログインログや操作ログ等を定期的に把握できるようになっているが、特段、モニタリングは実施されていない。情報管理においては、ログイン時の二要素認証システム等のような予防的な措置だけではなく、万が一、情報漏洩等が発生した場合に、できるだけ早期にその兆候を掴めるようなモニタリングを併せて実施することが重要である。

現在、2019年度を目途に新システムへの移行が予定されているが、これを契機に、定期的な利用者のログ履歴のモニタリングを実施できるよう、実施方法等を検討することが望ましい。

(盛岡広域振興局県税部)

【指摘1】法人申告書の誤びゅう訂正の決定について(法人三税)

法人三税(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税)の申告書の提出があった場合は、受付印を押印し、当該申告書の記載内容について精査検算を行っている。精査検算により、法人申告書に誤びゅうが発見された場合には、直ちに納税者に訂正させるか、または誤びゅう訂正の決定を行うこととしている。誤びゅう訂正の決定については、「岩手県県税事務処理要綱」(以下「事務処理要綱」という。)に以下のとおり定められている。

5 税額等の精査検算

受付事務を終了した申告書は、次のアからクまでの各項について精査検算を行うこと。

なお、この場合において課税標準額等に計算誤びゅうがある場合においては、本来は、更正処理を要するものであるが、当該誤びゅうが簡易な計算誤りにより生じたものであるときは、納税者の申告意欲を阻害すること又事務処理の遅延等を考慮し、便宜訂正して処理することとする。

(1) 精査検算する事項

(略)

(2) 精査検算後の処理

精査検算により簡易な誤びゅうがある場合は、「法人申告書の誤びゅう訂正決定書」(No88)により誤びゅう訂正の決定をし、申告書の当該欄を訂正して担当者の認印をするとともに余白にその旨を記載し、当該法人に対しては、「法人申告書の誤びゅう訂正通知書」(No89)により通知すること。

なお、申告書に課税標準額及び税額等の記載のないもの又は税率適用区分、分割基準の誤りなど適法と認められないものの提出があった場合は適宜指導して補正させること。

(3) (略)

法人三税の申告書綴りを閲覧したところ、「法人申告書の誤びゅう訂正決定書」(以下「訂正決定書」という。)により誤びゅう訂正の決定がなされていないものが散見された。

県によると、誤びゅうの程度に応じて、訂正決定書を作成するか否かを判断しているとのことである。例えば、中間納付額の記載誤りなどは、誤びゅうの程度が軽微であるとして、訂正決定書の作成を省略して申告書の訂正を行い、法人に対しては、電話連絡等により通知する実務により対応している。しかし、事務処理要綱は、誤びゅうの程

度に応じた取扱いを規定しているものではなく、そもそも簡易な誤びゅう全てを対象とした取扱いを規定しているものである。

従って、申告書の記載内容に誤りが発見されたときは、事務処理要綱に従い、納税者に訂正させるか、訂正決定書により誤びゅう訂正の決定を行う必要がある。

【指摘2】事務処理要綱の改訂について(法人三税)

上記の「【指摘1】法人申告書の誤びゅう訂正の決定について」で述べたとおり、県は、誤びゅうの程度に応じて、訂正決定書を作成するか否かを判断している。しかし、その判断基準となる誤びゅうの程度については、事務処理要綱その他に明示されていない。そのため、担当者の判断により、訂正決定書を作成するか否かが分かれることになる。例えば、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第8条の控除額が誤っていた申告書が複数あったが、同一の誤びゅうであるにもかかわらず、訂正決定書により誤びゅう訂正の決定を行っているものと、訂正決定書の作成を省略して申告書の訂正を行っているものがあった。

このように、同一の誤びゅうにもかかわらず、誤びゅう訂正に係る事務処理が異なることは適切ではない。しかし、申告書の記載内容に誤びゅうが発見される場合も少なくはないため、事務処理負担等を考慮した取扱いとすることも理解できる。

事務処理要綱にも記載されているとおり、計算誤びゅうがある場合においては、本来は、更正処理を要するものである。このことを考慮すると、年税額(調定額)の訂正が必要となる誤びゅうについては、誤びゅうの程度が軽微とはいえ、訂正決定書による誤びゅう訂正の決定が必須と考える。一方で、見込納付額の記載誤りなど、年税額(調定額)に影響しない誤びゅうについては、事務処理負担軽減の観点から、訂正決定書の作成を省略して申告書の訂正を行うことも許容されると考えられる。

従って、訂正決定書によらない誤びゅう訂正を行うのであれば、現行実務上の取扱いを勘案したうえで、訂正決定書を省略できる誤びゅうの事項等を整理し、事務処理要綱の改訂を行う必要がある。

【指摘3】訂正方法について(法人三税)

事務処理要綱において、申告書を訂正する場合には、申告書の当該欄を訂正して担当者の押印をするとともに余白にその旨を記載することとされている。しかし、訂正箇所担当者の押印はなく、余白にその旨の記載もされていない。中には、鉛筆書きでの訂正箇所も散見された。

訂正が適切になされていることを、事後的に確認する意味においても、申告書の訂正は、事務処理要綱に記載されている訂正方法により、訂正する必要がある。

【指摘4】押印漏れについて(法人三税)

申告書には、関与税理士の署名押印欄があるが、押印が漏れているものがあつた。当該記載事項は、申告書の提出があつた時点で判明する事項であり、直ちに納税者に訂正させる必要があつた。

事務処理要綱においても、精査検算する事項の第一番目に「法人名、代表者の自署押印等記載事項の正否」が掲げられている。今後は、押印漏れ等がないように、申告書の精査検算を行うとともに、納税者等に記載事項の徹底について指導する必要がある。

【指摘5】調査の進捗管理について(法人三税)

所得金額等の申告内容が国税データと一致していない場合には、「不合一覧表」が出力される。不合一覧表にリストアップされた法人については、その不合一覧表の内容を確認することとなる。確認の結果、税額に影響ないものは申告是認とし、その旨を不合一覧表の摘要欄に記載している。一方、税額に影響を及ぼす不合一覧表である場合には、摘要欄に「調査No.」と記載し、調査を行うこととしている。

不合一覧表を閲覧したところ、摘要欄に「調査 No.」、「保留」、「修正中」といった記載がなされている法人については、その後の記載がなく、調査の結果、どのような顛末となつたのかが不明であつた。そのため、任意の法人について、その顛末を確認したところ、是認処理が漏れているものがあつた。(なお当該法人については、偶然に修正申告がなされており、修正申告を是認していたため、結果として解決していたこととなる。)

平成28年12月の不合一覧表についての調査が、監査時点(平成29年8月)において未処理であつたのであるから、是認の可否についての調査の進捗管理が適切になされていないといえる。

今後は、各種調査を行うにあたっては、処理漏れなどが発生しないように、進捗管理方法を検討し、適切に進捗管理を行う必要がある。

【指摘6】課税免除の承認遅延について(自動車税)

自動車税の課税免除に係る承認決裁綴りを閲覧したところ、身体障害者等の利用に係る課税免除申請書(以下「申請書」という。)が提出されているにもかかわらず、承認の決裁が遅延しているものが散見された。例えば、平成28年5月19日に申請されたものが、9月14日に承認決裁されている事例があつた。本来であれば、6月中旬までには、課税免除が承認され、課税免除承認通知書(納税証明書)を申請者に発送

することとなっているが、この時点においては、承認の決裁がなされておらず、当該通知書も発送されていない。

自動車税は4月1日現在の所有者(所有権留保の場合は使用者)に課税されるため、課税免除に該当する場合においても、一旦調定がなされる。その後、課税免除の承認決裁がなされた時点で、減額調定を行うことで、納税額がゼロとなる(年45,000円を超える場合は、超過額が納税額となる)。

従って、申請書の申請期限(平成28年度は5月24日)までに申請がなされていても、課税免除の承認決裁及び承認決裁に基づく減額調定の処理が漏れてしまった場合には、課税が免除されず、納期限である5月末までに納税しなければならない状態となっている。つまり、申請期限内に申請書を提出し、課税免除に該当する申請者に対しても、納税がなされない以上、督促状が発布されることとなる。

承認決裁が漏れていたことが判明するのは、督促状等が届いた申請者からの問い合わせによるところが大きい。そのため、申請者からの問い合わせがあるまでは、承認決裁が遅延する状況となっている。

平成29年度は、減額調定が漏れているものがないかについて、慎重に確認を行ったことにより、督促状を発布する前の段階で、承認決裁漏れを発見した事例もあったとのことである。今後も、申請書について、遅滞なく承認決裁されるよう取り組む必要がある。

【意見6】除却決定に至るまでの過程について(法人三税)

平成28年度に除却決定した11法人について、除却決定に至るまでの過程を検証したところ、未申告法人調査を積極的に行うべきであった事例が発見された(なお、除却とは、実態がない等の理由により、登録法人から取り除くことをいう)。

当該法人は、国税が除却したことを理由に、除却決定したものである。除却決定書に添付されていた未申告法人整理表を閲覧したところ、平成26年度に申告しようよう(申告を勧奨すること)を1回行っている記録があるのみであった。県によると、未申告法人については、申告しようようのハガキが出力されるため、申告しようようは行っているはずであり、記載漏れであるとのことであった。記載漏れであるとしても、申告しようようのハガキを送付するのみの対応であったということが出来る。

今後は、除却決定に至るまでには、電話による申告しようようを行うことや、実態把握のための現地調査を行うなど、未申告法人調査をより積極的に行う必要があると考える。

【意見7】免税証の在庫管理について(軽油引取税)

農業用機械等の動力源の用途に軽油を使用する場合には、課税を免除することができる(免税軽油)。免税軽油を使用するためには、あらかじめ、免税軽油使用者証の交付を受けたうえで、免税証の交付を受けなければならない。

免税証は、免税証交付申請書の提出を受け、所要数量等の適切性などを精査したうえで、必要な有効期間における必要枚数を必要の都度交付することとしている。そのため、県税部において、有効期限やリットル数を印字する前の段階の免税証の在庫管理を行うこととなる。

しかし、受払表等の管理簿は作成されていないため、一定時点における在庫枚数は、実地棚卸により確認するしか方法はない。県税総合オンラインシステムの「免税証交付状況」により、交付枚数は把握することができるものの、年度当初及び年度末といった一定時点における在庫枚数は把握することができない。また、「免税証交付状況」においては、印字ミス等による書損や*(アスタリスク)が印字された免税証の枚数はカウントされないため、正確な費消枚数は把握することができない。

例年1月頃に、税務課が「税賦課徴収諸帳票の所要見込み調査」を行っており、免税証についても年間の所要見込みに基づいて、印刷発注している。平成28年度の当該調査において、盛岡広域振興局県税部での免税証年間所要見込みは、30箱となっていた。1箱に免税証8枚つづりの台紙が400枚入っていることから、免税証は1箱あたり3,200枚となっている。従って、年間所要見込み枚数は、3,200枚×30箱＝96,000枚ということになる。

しかし、「免税証交付状況」によると、平成28年度の交付枚数実績は44,575枚となっており、書損や*(アスタリスク)を考慮したとしても、過剰な所要見込みであるといえる。

また、監査時点(平成29年10月18日)における在庫の状況を確認したところ、未開封の箱だけでも23箱保管されていた。枚数にすると、1箱3,200枚×23箱＝73,600枚の在庫枚数となる。平成28年度下半期(平成28年10月～平成29年3月)の交付実績が25,350枚であることを考慮しても、過剰な在庫を抱えているといえる。

平成30年度税制改正において、免税措置の適用期限の3年間の延長が要望されているが、現在の免税措置の適用期限は平成30年3月31日までとなっている。免税証を使用しないことによる在庫の大量廃棄処分となることのないように、免税証の在庫管理を適切に行う必要がある。

(県南広域振興局県税部花巻県税センター)

【意見8】課税進行管理表による適切な進行管理について

県南広域振興局県税部花巻県税センターにおいては、税目ごとの各種調査の実施時期や対象数等を示した課税進行管理表を作成しており、実際の実施数や処理数と対比し管理する運用としている。具体的には、担当総括主査が課税進行管理表に件数等を入力し、12月の振り返り時等の資料としている。

今回の監査にあたり、平成28年度の課税進行管理表を閲覧したところ、法人二税の申告内容の適切性を確認する目的で実施される「税務署調査」について、誤った数値が記載されたままとなっていた。「税務署調査」は、税務署に提出された法人税申告書等の課税資料を収集し、納税者からの申告内容が是認できるものか否かを判断していく業務であるが、平成28年度中の課税資料収集数384件に対して、処理済144件、未処理240件(未処理率62.5%)と記載されていた。しかし、平成28年度中に課税資料を収集した事案については、年度内に全て処理されており、翌年度に未処理として繰り越した案件はない。所管部署によれば、課税進行管理表中の「処理済」には是認としたものが含まれていないため、このような記載となったものと推測されることである。

いずれにしても、課税進行管理表は、管理職が業務の進行管理を行うための基本的な資料であり、これを適切に作成するとともに、年度途中の振り返り時等において、異常な数値の記載をそのままとすることのないよう留意する必要がある。

(沿岸広域振興局経営企画部県税室)

【意見9】沿岸広域振興局の組織体制について

平成28年4月1日現在の沿岸広域振興局経営企画部県税室(以下「県税室」という。)の組織は次のとおりである。

副局長兼経営企画部長	
県税室長	
納税総括（主任主査） 【滞納整理、払込清算、徴収対策】	主査 【滞納整理、公売・換価、執行停止、不納欠損】
	主任 【滞納整理、庶務、調査】
	主事 【収納、還付、充当】
課税総括（主任主査） 【個人県民税、課税免除（過疎、特定区域）】	主査 【不動産取得税】
	主査 【法人二税】
	主事 【個人事業税、軽油引取税】
	主事 【自動車税、狩猟税、鉦区税、産廃税】
特命課長（復興支援） 【家屋評価、課税免除（特区）】	主査（北海道派遣）
	主査（大阪市派遣）
	主任（大阪府派遣）
	主事（東京都派遣）
	主事（愛知県派遣）

県税室では、県税室長のもと、納税担当である納税総括と課税担当である課税総括に分かれ、それぞれ徴収事務と課税事務を行っている。そして現在は、復興に伴う家屋の増加等に対応するため、復興支援の担当を設け、他の地方自治体からの応援を受け、特命課長を加えた6名が業務を行っている。

業務実施に先立って、県税室では「業務方針」及び「納税執行計画」を作成している。当方針には、組織プロフィール及び本年度の業務運営が定められ、組織の目的や業務における主要課題を明確にしている。業務方針の作成は10年以上続けており、有効で効率的な課税・納税事務の実施に必要不可欠といえる。

業務方針が定められると、実施すべき業務は細分化され、各担当の事務分担表に振り分けられる。加えて、毎月の業務計画表が作成されて、それぞれの担当者は、詳細な計画に基づいて具体的な業務を実施することになる。

上記の組織表にもあるとおり、臨時的な復興支援を除くと、主任主査を含め、常時9人の体制で課税・納税事務を行っている。現状では、業務方針に従い、計画的に事務を執行しており、重大な問題点は生じていないとのことであるが、10年後、20年後を見据えた県税組織が構築されているかについては不安を感じる場所である。現在は、経験豊富な職員がリーダーシップを発揮し、組織運営課題に取り組みながら、課税・納税事務を実施しているが、年齢的なことも考慮すると、将来的に現状の体制を維持していくことは難しくなるといえる。消費税率の引き上げやマイナンバー制度の本格的な導入によって、納税者の税に対する関心が高まっており、また、少子高齢化による

税収の減少が予測される。加えて、連結納税や税源移譲、会社法の改正やIFRSの導入により、企業会計及び税務事務については複雑化がさらに進行している。

このような、内外を取り巻く環境変化に柔軟に対応するためには、一層の組織的な対応と各担当者の自己研鑽によるところが重要になるが、現在の職務体制では、各人がそこまでの時間を確保することは難しいと考えられる。将来的な、課税・納税事務の執行体制について、再検討が望まれる。

【意見 10】法人事業税の税務調査の実施状況について

平成 28 年度の県税室における法人事業税調査進捗状況は次のとおりである。

表 11 法人事業税調査進捗状況(平成 28 年度)

法人の種類	法人数	年間計画	実施実績	実施率
外形標準課税法人	6	2	1	50%
収入課税法人（電気・ガス供給業）	2	0	2	—
医療法人	8	5	0	0%
鉱物の採掘事業を行う法人	3	3	0	0%

外形標準課税法人は、沿岸区域に 6 法人あり、平成 28 年度は 2 法人の税務調査を実施する予定であったが、実際に実施できたのは 1 法人であった。外形標準課税法人については、3 年に 1 度は調査することを内部的なルールとしており、毎年 2 法人を調査予定としている。

収入課税法人については、電気供給業が 2 法人新規で設置されたため、臨時的ではあるが 2 法人の調査を実施した。また、医療法人と鉱物の採掘事業を行う法人については、それぞれ 5 件、3 件の調査を計画したが、いずれも実施できていない。

外形標準課税対象法人の調査については、「平成 28 年度県税事務運営方針」に次のとおり規定されている。すなわち、調査の実施結果によっては、他の都道府県の税額計算にも影響を及ぼすことになる。

第 2 課税事務の適正な執行

4 法人二税

(3) 自主調査

外形標準課税対象法人については、調査対象法人の約 4 割が分割法人であることから、他の都道府県への通知が遅滞することのないよう計画的に調査を進める。

また、医療法人については、社会保険診療に係る所得が課税除外とされ、事業税の課税標準の計算やそれに対する損金計算も複雑なものになる。特に、医療法人においては、上場企業と違い、経理部門が適切に設置されていない場合や、外部に経理処理を委託しているものの委託先との意思疎通が不十分な場合も多くみられるため、所得計算が正確に実施されているかどうかについて、調査をして確認する必要性は高い。

このような状況にある中、調査対象となる法人数は決して多くはないが、その実施率はかなり低い。ため、「平成 28 年度県税事務運営方針」に示される、「適正かつ公平な賦課徴収」が実施面において担保されているとは評価できない。

平成 28 年度の税務調査実施率が低い原因については、県税室では国体対応等の課税・納税事務以外の業務があったこと及び体調不良等により年間をとおして職員定数を維持できなかったことと分析している。また、平成 28 年度の未実施法人については、平成 29 年度以降の約 3 年間をかけて、調査を実施することを計画している。

震災・復興対応税制により多くの時間が使われることになるが、税務調査は税務事務の基本であり、また、税務職員が経験や知識を習得する場にもなる。税務調査実施率の向上と実施件数の増加が望まれる。

(県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター県税室)

【指摘7】課税捕そく調査結果の報告について(不動産取得税)

県は、課税の公平を期すために「不動産取得税課税捕そく調査要領」(以下「調査要領」という。)を定め、未登記家屋の表示登記内容の確認調査や固定資産課税台帳の所有者の変更確認調査などの各種課税捕そく調査を実施している。調査結果については、調査要領において以下のとおり、年に1回税務課に報告することとなっている。

第8 調査結果の報告

調査結果については、「不動産取得税の課税捕そく調査の結果について」(様式2)により翌年度の4月10日までに総務部税務課総括課長あて報告すること。

県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター県税室において、各種課税捕そく調査の実施状況について検証したところ、調査要領に従い実施されていた。しかし、平成 28 年度の調査結果の報告では、「錯誤登記等に係る所有権移転確認調査」を実施しているにもかかわらず、当該調査件数がゼロ件となっていた。これは、当該調査項目について、錯誤のみが該当するものと誤認していたことによるものである。

課税捕捉調査の実施状況を適切に把握するためにも、調査結果については、正確に報告する必要がある。

第6章 外部監査の結果：県営住宅使用料等

1. 概要

(1) 事業の概要

県営住宅使用料は、岩手県が設置している県営住宅及び県営災害公営住宅(以下「災害公営住宅」という。)の家賃である。

県営住宅及び災害公営住宅は公営住宅法に基づく公営住宅である。県営住宅は、所得が少なく住宅に困っている住宅困窮者を対象に、低い家賃で賃貸するために岩手県により建設された住宅で、県営災害公営住宅は、東日本大震災津波で被災し、住宅を失った者の居住の安定を目的とした住宅である。

県営住宅及び災害公営住宅のほかに岩手県は県営特定公共賃貸住宅(以下「特公賃」という。)を設置している。特公賃は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき整備された中堅所得者向けの住宅で、県営住宅、災害公営住宅と異なる取り扱いとなっている。また、その家賃は特定公共賃貸住宅使用料として県営住宅使用料と区分されている。

県営住宅等及び特公賃とも、知事の許可を受けることによって駐車場の利用が可能である。

駐車場利用者は県に利用料を支払い、それが県営住宅駐車場維持管理と特定公共賃貸住宅駐車場維持管理として計上されている。

※県営住宅使用料のみ記載

名称	県営住宅使用料
所管課	県土整備部建築住宅課 盛岡広域振興局土木部 県南広域振興局土木部、花巻土木センター、北上土木センター、一関土木センター 沿岸広域振興局土木部、宮古土木センター、大船渡土木センター 県北広域振興局土木部二戸土木センター
根拠規定	公営住宅法、県営住宅等条例ほか
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるとき(公営住宅法第16条第4項)

(2) 歳入額

県営住宅使用料 (単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	1,412,106
決算額	1,397,106

平成 28 年度県営住宅使用料等決算額の内訳

(単位:千円)

県営住宅使用料	1,397,106
行政財産使用料	2,345
県営住宅駐車場維持管理費	81,471
特定公共賃貸住宅使用料	20,467
特定公共賃貸住宅駐車場維持管理	871
合計	1,502,260

(広域振興局土木部別)

(単位:千円)

	県営住宅使用料	行政財産使用料	県営住宅駐車場維持管理費
建築住宅課	6,127	0	0
盛岡	770,064	1,069	42,113
花巻	72,992	66	3,687
北上	67,347	54	3,705
県南	78,286	60	3,977
一関	60,116	101	3,705
大船渡	113,260	608	9,270
沿岸	102,309	132	6,248
宮古	119,147	249	8,440
二戸	7,456	6	325
合計	1,397,106	2,345	81,471

	特定公共賃貸住宅使用料	特定公共賃貸住宅駐車場維持管理	合計
建築住宅課	0	0	6,127
盛岡	16,519	780	830,546
花巻	2,340	50	79,135
北上	1,608	41	72,755
県南	0	0	82,324

	特定公共賃貸住宅 使用料	特定公共賃貸住宅 駐車場維持管理	合計
一関	0	0	63,923
大船渡	0	0	123,138
沿岸	0	0	108,689
宮古	0	0	127,836
二戸	0	0	7,787
合計	20,467	871	1,502,260

(3) 県営住宅、災害公営住宅、特公賃について

① 県営住宅の入居者資格

県営住宅への入居は次の(1)から(4)までの4つの要件を満たしている必要がある。

- (1) 同居親族がいること。(単身入居可能としている住戸を除く。)
- (2) 世帯の収入が次の区分の収入基準額以下であること。

区分	収入基準額
ア 入居名義人又は同居者が次のいずれかに該当する場合	214,000 円
・身体障がい1級～4級	
・精神障がい1級～3級	
・知的障がいの程度が精神障がい1級～3級に相当する程度 ・戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等	
イ 入居名義人が60歳以上で、かつ、同居者の全てが60歳以上又は18歳未満の場合	214,000 円
ウ 同居者に小学校入学前の子がいる場合	214,000 円
エ ア～ウ以外	158,000 円

- (3) 住宅に困っていること。
 - (例) ・立ち退きを要求されている。
 - ・家賃が収入に見合わず高額で困っている。
 - ・家族が増え住宅が狭くなった。
- (4) 入居名義人及び同居者が暴力団員でないこと。

② 災害公営住宅の入居資格

災害公営住宅に入居するには、次のア～エの全ての要件を満たしている必要がある。

条件
ア 東日本大震災で住宅を失った場合などで、次のいずれかに当てはまること。 (ア)住宅が滅失(全壊、全焼、全流出、大規模半壊など)した。 (イ)住宅が一部損壊し、解体を余儀なくされた。 (ウ)賃借していた住宅の損傷のため、退去せざるを得なくなった。 (エ)都市計画事業などで移転を余儀なくされた。

条件
イ 応急仮設住宅(みなし仮設住宅を含む。)などに居住し、住宅に困っていること。
ウ 入居名義人及び同居者が暴力団員でないこと。
エ 住宅再建に係る補助金の交付を受けていないこと。

一般の県営住宅では、所得が一定の基準以下である場合のみ入居が認められるが、災害公営住宅は入居の段階では所得が高額でも入居が可能である。ただし、所得が一定の基準を超えている場合、入居から3年目以降に一般の県営住宅と同様の扱いになる。すなわち、所得が一定の基準を超えている場合は収入超過者と認定され、災害公営住宅を明け渡す努力義務が生じる。収入超過者と認定された場合の家賃は、翌年度以降から収入に応じて段階的に増額(割増賃料)となり、1～5年目には近傍同種家賃となる。

③ 特公賃の入居資格

特公賃に入居するには、次の3つの要件を満たしている必要がある。

条件
(1)同居親族がいること。(単身入居可能としている住戸を除く。)
(2)世帯の所得額が158,000円以上487,000円以下であること。(単身者の場合、158,000円以下の所得であっても、所得の上昇が見込まれる場合は入居が可能。)
(3)入居名義人及び同居者が暴力団員でないこと。

④ 県営住宅、災害公営住宅、特公賃の一覧

次表は、平成29年3月末現在の県営住宅、県営災害公営住宅及び特公賃(以下「県営住宅等」という。)の内訳である。管理戸数の合計は6,437戸で、県営住宅が5,112戸、災害公営住宅が1,291戸、特公賃が34戸となっている。

表12 県営住宅等一覧

No.	団地名	広域振興局 土木部	所在地	区分	管理戸数 (戸)
1	加賀野	盛岡	盛岡市加賀野二丁目	県営住宅	74
2	仙北	盛岡	盛岡市仙北三丁目	県営住宅	75
3	青山	盛岡	盛岡市西青山二丁目	県営住宅	112
4	みたけ	盛岡	盛岡市青山四丁目	県営住宅	120
5	備後第1	盛岡	盛岡市月が丘二丁目	県営住宅	164
6	備後第2	盛岡	盛岡市月が丘三丁目	県営住宅	192
7	つつじが丘	盛岡	盛岡市つつじが丘41番	県営住宅	76
8	岩脇緑が丘	盛岡	盛岡市岩脇町	県営住宅	187
9	松園	盛岡	盛岡市松園三丁目	県営住宅	168
10	松園東	盛岡	盛岡市東松園一丁目	県営住宅	360
11	松園西	盛岡	盛岡市西松園二丁目	県営住宅	176
12	松園北	盛岡	盛岡市東松園四丁目	県営住宅	386

第6章 外部監査の結果：県営住宅使用料等

No.	団地名	広域振興局 土木部	所在地	区分	管理戸数 (戸)
13	湯沢	盛岡	盛岡市湯沢東三丁目	県営住宅	253
14	みたけ北	盛岡	盛岡市みたけ五丁目	県営住宅	58
15	境田	盛岡	盛岡市境田町4番、8番	県営住宅	72
16	夕顔瀬	盛岡	盛岡市北夕顔瀬町12番	県営住宅	56
17	厨川	盛岡	盛岡市みたけ四丁目	県営住宅	50
18	上堂	盛岡	盛岡市上堂一丁目	県営住宅	32
19	緑が丘	盛岡	盛岡市緑ヶ丘三丁目	県営住宅	82
20	厨川北	盛岡	盛岡市厨川四丁目	県営住宅	136
21	月が丘	盛岡	盛岡市月が丘二丁目	県営住宅	136
22	駅西通	盛岡	盛岡市盛岡駅西通り一丁目	特公賃	24
23	宮野目	花巻	花巻市西宮野目	県営住宅	116
24	天下田	花巻	花巻市西宮野目	県営住宅	112
25	万丁目	花巻	花巻市下北万丁目	県営住宅	80
26	宮野目	花巻	花巻市西宮野目	特公賃	4
27	藤沢	北上	北上市常盤台四丁目	県営住宅	90
28	大堤	北上	北上市大堤北二丁目	県営住宅	112
29	蒲沢	北上	北上市村崎野	県営住宅	72
30	藤沢	北上	北上市常盤台四丁目	特公賃	6
31	北野	県南	奥州市水沢区真城	県営住宅	128
32	内匠田	県南	奥州市水沢区字内匠田	県営住宅	64
33	羽沢	県南	胆沢郡金ヶ崎町西根	県営住宅	56
34	常盤	県南	奥州市水沢区佐倉河	県営住宅	80
35	駒下	一関	一関市萩荘	県営住宅	101
36	関が丘第1	一関	一関市関が丘	県営住宅	24
37	関が丘第2	一関	一関市関が丘	県営住宅	96
38	銅谷	一関	一関市銅谷町	県営住宅	48
39	長谷堂	大船渡	大船渡市猪川町	県営住宅	70
40	赤沢	大船渡	大船渡市大船渡町	県営住宅	104
41	明神前	大船渡	大船渡市大船渡町	県営住宅	52
42	鳴石	大船渡	陸前高田市高田町字鳴石	県営住宅	20
43	上平	大船渡	大船渡市大船渡町字上平24番1	災害公営住宅	65
44	みどり町	大船渡	大船渡市盛町字みどり町13番5	災害公営住宅	147
45	関谷	大船渡	大船渡市立根町字関谷31番4	災害公営住宅	50
46	栃ヶ沢	大船渡	陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地1	災害公営住宅	301
47	大平	沿岸	釜石市大平町二丁目	県営住宅	58
48	日向	沿岸	釜石市鶴住居町	県営住宅	95
49	上平田	沿岸	釜石市大字平田	県営住宅	144
50	平田	沿岸	釜石市大字平田第6地割1番地9	災害公営住宅	126
51	屋敷前	沿岸	大槌町大槌第14地割	災害公営住宅	151
52	片岸	沿岸	釜石市片岸第1地割11番地22	災害公営住宅	17
53	山口	宮古	宮古市山口三丁目、四丁目	県営住宅	112
54	佐原	宮古	宮古市佐原一丁目	県営住宅	49
55	八木沢	宮古	宮古市八木沢三丁目	県営住宅	96
56	西ヶ丘	宮古	宮古市西が丘二丁目	県営住宅	72
57	西ヶ丘北	宮古	宮古市西が丘三丁目	県営住宅	72
58	豊間根	宮古	山田町豊間根	災害公営住宅	72

No.	団地名	広域振興局 土木部	所在地	区分	管理戸数 (戸)
59	佐原第2	宮古	宮古市佐原一丁目2番52	災害公営住宅	50
60	宮町	宮古	宮古市宮町二丁目2番1	災害公営住宅	20
61	磯鶏	宮古	宮古市磯鶏第6地割	災害公営住宅	30
62	実田	宮古	宮古市実田二丁目6番	災害公営住宅	17
63	上鼻	宮古	宮古市上鼻二丁目6番	災害公営住宅	24
64	鴨崎	宮古	宮古市鴨崎町1番	災害公営住宅	20
65	織笠	宮古	山田町織笠第14地割	災害公営住宅	52
66	八木沢第2	宮古	宮古市八木沢第6地割90番地	災害公営住宅	42
67	大沢	宮古	山田町大沢第6地割3番地9	災害公営住宅	35
68	北浜	宮古	山田町山田第11地割18番地1	災害公営住宅	72
69	北福岡	二戸	二戸市石切所	県営住宅	12
70	石切所	二戸	二戸市石切所	県営住宅	12
県営住宅計					5,112
災害公営住宅計					1,291
特公賃計					34
合計					6,437

(出典：県提供データより監査人作成)

表12の管理戸数を広域振興局土木部単位でまとめると次表のとおりとなる。管理戸数は盛岡が2,989戸で大きな割合を占めており、宮古、大船渡が盛岡に続いている。

表13 県営住宅等管理戸数(広域振興局土木部別)

	県営住宅(戸)	災害公営住宅(戸)	特公賃(戸)	総計(戸)
盛岡	2,965		24	2,989
花巻	308		4	312
北上	274		6	280
県南	328			328
一関	269			269
大船渡	246	563		809
沿岸	297	294		591
宮古	401	434		835
二戸	24			24
合計	5,112	1,291	34	6,437

⑤ 公営住宅法における家賃の考え方

公営住宅である県営住宅及び災害公営住宅の家賃は、公営住宅法の考え方に基づいて決定される。

公営住宅法(抜粋)

(家賃の決定)

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

すなわち、公営住宅の家賃は次の4つの要件をすべて満たす必要がある。

- 入居者の収入額より負担できる額をベースに立地条件等の応益性で補正して決定すること(応能応益制度の適用)
- 近傍同種の住宅家賃以下であること
- 入居者からの収入申告に基づくこと
- 毎年度、家賃の額が見直されること

入居者からの収入の申告がない場合において、請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、公営住宅法第16条第2項において、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とすることが定められている。

また、特公賃は応能応益制度の考え方はとられておらず、近傍同種の家賃との均衡を失しないことが求められている。

⑥ 県営住宅及び災害公営住宅の家賃

県営住宅及び災害公営住宅の家賃は次の算式により決定される。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

○ 家賃算定基礎額

入居者の収入月額(政令月収)に応じて政令(公営住宅法施行令)で全国一律に定められている。

なお政令では収入月額を8区分(下表のⅠ～Ⅷ)としているが、現在、東日本大震災津波による特別低減措置がとられており、区分Ⅰをさらに特Ⅰ～特Ⅳに区分している。それによって、従来は収入月額104,000円以下の区分Ⅰの家賃算定基礎額は一律に34,400円とされていたが、現在はそれが5段階に細分化されている(次表参照)。

区分	収入月額(政令月収)	家賃算定基礎額	
Ⅰ	特Ⅰ	0円	10,600円
	特Ⅱ	1円～40,000円	17,900円
	特Ⅲ	40,001円～60,000円	25,200円
	特Ⅳ	60,001円～80,000円	32,500円
		80,001円～104,000円	34,400円

東日本大震災津波による特別低減措置

区分	収入月額(政令月収)	家賃算定基礎額
Ⅱ	104,001 円 ～ 123,000 円	39,700 円
Ⅲ	123,001 円 ～ 139,000 円	45,400 円
Ⅳ	139,001 円 ～ 158,000 円	51,200 円
Ⅴ	158,001 円 ～ 186,000 円	58,500 円
Ⅵ	186,001 円 ～ 214,000 円	67,500 円
Ⅶ	214,001 円 ～ 259,000 円	79,000 円
Ⅷ	259,001 円 ～	91,100 円

また、収入月額の計算は次のとおりとなる。

$$\text{収入月額} = (\text{世帯全員の所得の合計} - \text{各種控除の合計}) \div 12 \text{ ヶ月}$$

収入月額は世帯全員の所得が対象となる。所得とは、給与所得者の場合は源泉徴収票中の給与所得控除後の金額などとなり、年金所得者の場合は源泉徴収票中の支払金額など、事業所得者の場合は確定申告書の所得金額の合計などとなる。

各種控除の合計とは、所得税法で定められている所得控除額のうち同居親族等控除など一定のものの合計額となる。

以上より算出した世帯全員の所得の合計から各種控除の合計を差し引いた額を 12 で除したものが収入月額となる。

○ 市町村立地係数

公示価格その他の土地の価格を勘案して国土交通大臣が定める数値である。

0.70 から 1.60 の間で市町村ごとに定められており、岩手県では盛岡市の 0.85 が最も高く、宮古市が 0.75、その他の市町村が 0.70 と設定されている。

○ 規模係数

住宅の専用床面積を 65 m² で除した数値。広いほど係数が大きくなる。

○ 経過年数係数

建設後の経過年数に応じて 1 から引かれる。

非木造 : 1.00 - 0.0039 × 経過年数

木造 : 1.00 - 0.0087 × 経過年数

○ 利便性係数

公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の利便性の要素となる事項を勘案して、住宅ごとに事業主体(岩手県)が 0.5～1.36 の範囲で決定する。

岩手県では次の算式により各県営住宅等の利便性係数を決定している。

$$\text{利便性係数} = \frac{1,228.9074 + 0.0021 \times \text{LT}}{1,228.9074 + 0.0021 \times \text{LH}} - \text{E}$$

上式の LT は、当該県営住宅等の敷地である土地の 1 m²あたりの固定資産税評価額相当額(以下「評価額相当額」という。)である。また、LH は、当該県営住宅等の存

する市町村にあるすべての県営住宅等のなかで最も高い評価額相当額、もしくは、当該県営住宅等の存する市町村と同じ市町村立地係数とされている市町村に存するすべての県営住宅等のなかで最も高い評価額相当額となる。

また、E は、当該県営住宅の設備について次表の左欄に該当する場合には右欄の数値を合算したものとなり、当該県営住宅等の設備が左欄に該当しない場合はゼロとなる。

エレベーターがない場合 (当該県営住宅が平屋建の住棟である場合、または2階建以上の住棟で全ての住戸の玄関と地上が階段以外で接続されている場合を除く。)	0.01
給湯設備がない場合	0.01
ガスバーナー付ふろがまが附属する浴槽がある場合	0.02
浴槽がない場合	0.03
便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流する場合を除き、し尿浄化槽がない場合	0.025
エアコンディショナー、ガス調理機器及び照明器具がある場合	-0.02

⑦ 減免

県営住宅等条例第15条により、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、家賃を減免し、敷金を免除し、又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することができる。なお、減免の判断は所管広域振興局土木部等が行っている。

- (1) 収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

⑧ 指定管理者制度

岩手県は平成18年度から、県営住宅等の管理業務に指定管理者制度を導入している。平成26年度からは第三期として公募により選定された一般財団法人岩手県建築住宅センターが、県に代わって県営住宅等の管理業務を行っている。

指定期間は、平成26年4月1日から5年間である。

指定管理者 一般財団法人岩手県建築住宅センター 住所 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 アイーナ2F

指定管理者の主な業務は次のとおりである。

1. 入居者募集業務：入居者の公募、入居手続
2. 入居者管理業務：入居者の異動、退去などの各種申請受付
3. 入居者からの苦情・要望対応
4. 滞納家賃等の納入督促業務
5. 施設維持管理業務：施設整備等の修繕、保守点検

(4) 県営住宅使用料の決定

公営住宅法第16条第1項及び県営住宅等条例第14条に基づき、県営住宅及び災害公営住宅の入居者は、毎年度、県に収入を申告しなければならない。県は、収入の申告に基づき収入の額を認定してこれを入居者に通知しなければならないが、収入の認定額に基づき家賃を決定する。

収入の認定及び家賃の決定は所管広域振興局土木部等が行っているが、その前提となる収入調査は指定管理者が入居者への対応など次の業務を行っている。

ア 収入申告書の配布等

毎年7月上旬に、住宅管理人を通じて同月末日を提出期限とする収入申告書を各入居者あて配布し、併せて、連帯保証人に係る現況確認を実施する。

イ 収入申告書の回収、未申告者への督促

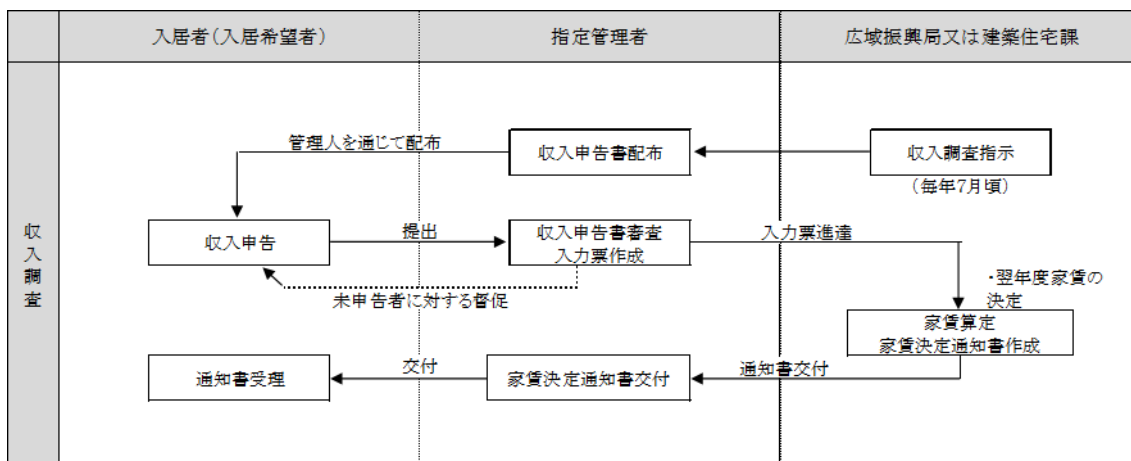
- a 入居者から収入申告書を回収する。
- b 未申告者に対しては催告書を送付し、収入申告を督促する。

ウ 収入申告入力票の作成

- a 入居者から回収した収入申告書を基に、収入申告入力票を作成する。
- b 作成した入力票は、県営住宅管理システムの保守管理受託者に送付する。

エ 収入認定・家賃決定通知書の交付

所管広域振興局土木部等が発した収入認定・家賃決定通知書を各入居者あて交付する。



(5) 県営住宅使用料の徴収事務の概要

県営住宅使用料の納入期限は各月の末日とされている。納入方法は、口座振替、納入通知書による金融機関等での支払いや、所管広域振興局土木部等の窓口での現金受取(直接収納)があるが、8割が口座振替の方法による。

また、指定管理者が入居者への納付指導を行った際に現金を収受することも制度上は考えられるため、「県営住宅等指定管理者業務仕様書 3業務内容(1)県営住宅等の管理」にある「管理業務概要」に家賃等直接収納に関して、次のとおり定められている。

<家賃等直接収納>

- ア 現金を取り扱うことができる者をあらかじめ指名し、その者が収納業務を行う。
- イ 指名は、指定管理者の長が指名した現金取扱員を建築住宅課あて報告する。
県は、指名された者に対し、身分証明書を交付する。
- ウ 家賃等の直接収納業務に当たっては、「県営住宅家賃等に係る直接収納事務取扱要領」に従うものとする。

(6) 県営住宅使用料の滞納整理事務の概要

滞納家賃等について、督促状の送付は所管広域振興局土木部等が行うが、納入督促(納付指導)をはじめとする次の事務は指定管理者が行うこととされている。

ア 督促対象滞納者のリストアップ

滞納額、滞納月数、過去の督促結果等を勘案し、納入督促の対象者を選定する。

イ 納入督促

- a アで選定した滞納者に対し、滞納家賃等の納入を督促する。
- b 納入督促は、滞納者に応じた効果的な時間において行う。
- c 専門的・計画的な納入督促を推進するため、少なくとも3名の納入督促員(週4日以上勤務の非常勤職員)を雇用し、そのうち3名は盛岡市内に配置する。
- d 納入督促に当たっては、所管広域振興局土木部等と情報を交換するなど必要な連携を図る。
- e 納入督促の基準は、次のとおりとする。

○滞納月4ヶ月以上の滞納者(2名体制)

	納入督促の頻度
盛岡地区	盛岡地区以外で活動する日を除き、毎日行う。
二戸地区	3ヶ月に1回以上の頻度で行う。
上記以外の地区	毎月1回以上の頻度で行う。

○滞納月3ヶ月以下の滞納者(1名体制)

	納入督促の頻度
盛岡地区	全ての勤務日において行う。

なお、県では、県営住宅使用料を含む税外滞納債権の削減に取り組むため、「第4次岩手県滞納債権対策基本方針」を定めている。

表14 県営住宅使用料の平成28年度の決算額等

(金額単位:円)

所属	事業	年度区分	調定額	収納済額	収納未済額	収納率	不納欠損額	不納欠損控除後収入未済額
建築住宅課	県営住宅使用料(C611)	現年度	6,127,071	6,127,071	0	100.00%		0
		過年度	0	0	0			0
		小計	6,127,071	6,127,071	0	100.00%	0	0
盛岡	県営住宅使用料(C611)	現年度	776,794,120	760,767,643	16,026,477	97.94%		16,026,477
		過年度	83,503,587	9,296,830	74,206,757	11.13%	955,343	73,251,414
		小計	860,297,707	770,064,473	90,233,234	89.51%	955,343	89,277,891
花巻	県営住宅使用料(C611)	現年度	73,050,246	71,991,928	1,058,318	98.55%		1,058,318
		過年度	6,569,740	1,000,465	5,569,275	15.23%	1,432,412	4,136,863
		小計	79,619,986	72,992,393	6,627,593	91.68%	1,432,412	5,195,181
北上	県営住宅使用料(C611)	現年度	68,194,914	65,981,914	2,213,000	96.75%		2,213,000
		過年度	11,293,173	1,365,448	9,927,725	12.09%		9,927,725
		小計	79,488,087	67,347,362	12,140,725	84.73%	0	12,140,725
県南	県営住宅使用料(C611)	現年度	79,545,334	77,326,141	2,219,193	97.21%		2,219,193
		過年度	8,212,501	960,223	7,252,278	11.69%		7,252,278
		小計	87,757,835	78,286,364	9,471,471	89.21%	0	9,471,471
一関	県営住宅使用料(C611)	現年度	61,176,134	58,707,518	2,468,616	95.96%		2,468,616
		過年度	8,206,249	1,408,596	6,797,653	17.16%		6,797,653
		小計	69,382,383	60,116,114	9,266,269	86.64%	0	9,266,269
大船渡	県営住宅使用料(C611)	現年度	114,151,929	112,721,528	1,430,401	98.75%		1,430,401
		過年度	4,082,749	538,721	3,544,028	13.20%		3,544,028
		小計	118,234,678	113,260,249	4,974,429	95.79%	0	4,974,429
沿岸	県営住宅使用料(C611)	現年度	103,953,959	100,625,019	3,328,940	96.80%		3,328,940
		過年度	8,050,574	1,684,068	6,366,506	20.92%		6,366,506
		小計	112,004,533	102,309,087	9,695,446	91.34%	0	9,695,446
宮古	県営住宅使用料(C611)	現年度	119,756,723	118,337,157	1,419,566	98.81%		1,419,566
		過年度	4,596,748	809,354	3,787,394	17.61%		3,787,394
		小計	124,353,471	119,146,511	5,206,960	95.81%	0	5,206,960
二戸	県営住宅使用料(C611)	現年度	7,490,676	7,434,816	55,860	99.25%		55,860
		過年度	21,300	21,300	0	100.00%		0
		小計	7,511,976	7,456,116	55,860	99.26%	0	55,860
合計	県営住宅使用料(C611)	現年度	1,410,241,106	1,380,020,735	30,220,371	97.86%	0	30,220,371
		過年度	134,536,621	17,085,005	117,451,616	12.70%	2,387,755	115,063,861
		小計	1,544,777,727	1,397,105,740	147,671,987	90.44%	2,387,755	145,284,232

(出典:県提供データより監査人作成)

(7) 県営住宅等の入居率

次表は、県営住宅等の平成29年3月末時点の入居率を示したものである。

表 15 県営住宅等の入居率(平成 29 年 3 月末時点)

(単位:戸)

No.	団地名	所在地	区分	管理戸数	入居戸数	計画空屋戸数	入居可能戸数	入居率
1	加賀野	盛岡	県営住宅	74	68		6	91.9%
2	仙北	盛岡	県営住宅	75	73		2	97.3%
3	青山	盛岡	県営住宅	112	104		8	92.9%
4	みたけ	盛岡	県営住宅	120	114	1	5	95.8%
5	備後第 1	盛岡	県営住宅	164	135	26	3	97.8%
6	備後第 2	盛岡	県営住宅	192	174	1	17	91.1%
7	つつじが丘	盛岡	県営住宅	76	66		10	86.8%
8	岩脇緑が丘	盛岡	県営住宅	187	136	49	2	98.6%
9	松園	盛岡	県営住宅	168	127	41	0	100.0%
10	松園東	盛岡	県営住宅	360	334		26	92.8%
11	松園西	盛岡	県営住宅	176	132	44	0	100.0%
12	松園北	盛岡	県営住宅	386	294		92	76.2%
13	湯沢	盛岡	県営住宅	253	218	1	34	86.5%
14	みたけ北	盛岡	県営住宅	58	54		4	93.1%
15	境田	盛岡	県営住宅	72	68		4	94.4%
16	夕顔瀬	盛岡	県営住宅	56	55		1	98.2%
17	厨川	盛岡	県営住宅	50	49		1	98.0%
18	上堂	盛岡	県営住宅	32	32		0	100.0%
19	緑が丘	盛岡	県営住宅	82	79		3	96.3%
20	厨川北	盛岡	県営住宅	136	125	1	10	92.6%
21	月が丘	盛岡	県営住宅	136	132		4	97.1%
22	駅西通	盛岡	特公賃	24	17		7	70.8%
23	宮野目	花巻	県営住宅	116	108	1	7	93.9%
24	天下田	花巻	県営住宅	112	64	48	0	100.0%
25	万丁目	花巻	県営住宅	80	77		3	96.3%
26	宮野目	花巻	特公賃	4	3		1	75.0%
27	藤沢	北上	県営住宅	90	81	1	8	91.0%
28	大堤	北上	県営住宅	112	108		4	96.4%
29	蒲沢	北上	県営住宅	72	62		10	86.1%
30	藤沢	北上	特公賃	6	2		4	33.3%
31	北野	県南	県営住宅	128	108		20	84.4%
32	内匠田	県南	県営住宅	64	56		8	87.5%
33	羽沢	県南	県営住宅	56	45		11	80.4%
34	常盤	県南	県営住宅	80	68		12	85.0%
35	駒下	一関	県営住宅	101	88		13	87.1%
36	関が丘第 1	一関	県営住宅	24	17	1	6	73.9%
37	関が丘第 1	一関	県営住宅	96	84		12	87.5%
38	銅谷	一関	県営住宅	48	44		4	91.7%
39	長谷堂	大船渡	県営住宅	70	69		1	98.6%
40	赤沢	大船渡	県営住宅	104	91	1	12	88.3%
41	明神前	大船渡	県営住宅	52	50		2	96.2%
42	鳴石	大船渡	県営住宅	20	18		2	90.0%
43	上平	大船渡	災害公営住宅	65	58		7	89.2%
44	みどり町	大船渡	災害公営住宅	147	135		12	91.8%

No.	団地名	所在地	区分	管理戸数	入居戸数	計画空屋戸数	入居可能戸数	入居率
45	関谷	大船渡	災害公営住宅	50	42		8	84.0%
46	栃ヶ沢	大船渡	災害公営住宅	301	221		80	73.4%
47	大平	沿岸	県営住宅	58	53		5	91.4%
48	日向	沿岸	県営住宅	95	76		19	80.0%
49	上平田	沿岸	県営住宅	144	122	1	21	85.3%
50	平田	沿岸	災害公営住宅	126	122		4	96.8%
51	屋敷前	沿岸	災害公営住宅	151	142		9	94.0%
52	片岸	沿岸	災害公営住宅	17	10		7	58.8%
53	山口	宮古	県営住宅	112	77	35	0	100.0%
54	佐原	宮古	県営住宅	49	29	20	0	100.0%
55	八木沢	宮古	県営住宅	96	83		13	86.5%
56	西ヶ丘	宮古	県営住宅	72	69		3	95.8%
57	西ヶ丘北	宮古	県営住宅	72	64		8	88.9%
58	豊間根	宮古	災害公営住宅	72	51		21	70.8%
59	佐原第2	宮古	災害公営住宅	50	42		8	84.0%
60	宮町	宮古	災害公営住宅	20	20		0	100.0%
61	磯鶏	宮古	災害公営住宅	30	29		1	96.7%
62	実田	宮古	災害公営住宅	17	15		2	88.2%
63	上鼻	宮古	災害公営住宅	24	23		1	95.8%
64	鴨崎	宮古	災害公営住宅	20	20		0	100.0%
65	織笠	宮古	災害公営住宅	52	48		4	92.3%
66	八木沢第2	宮古	災害公営住宅	42	32		10	76.2%
67	大沢	宮古	災害公営住宅	35	35		0	100.0%
68	北浜	宮古	災害公営住宅	72	50		22	69.4%
69	北福岡	二戸	県営住宅	12	12		0	100.0%
70	石切所	二戸	県営住宅	12	12		0	100.0%

(出典：県提供データより監査人作成)

2. 監査の結果

(建築住宅課)

【指摘8】県営住宅管理システムに関する指定管理者との間の「システム管理要領」について

「県営住宅等指定管理者業務仕様書」2 実施体制において規定する「システム管理要領」が、県と指定管理者の間で定められていない。

システム管理要領は、指定管理者が県営住宅管理システムを利用等するに当たってのシステムを管理する手法、手順、遵守事項等を明確に記載することが考えられ、システムを適正かつ効率的に運用するために必要不可欠なものである。特に、県営住宅管理システムは、個人情報を多く取り扱うシステムでもあり、県と指定管理者の間で

システムを管理する手法、手順、遵守事項等を明確に記載したシステム管理要領を定めることが必要である。

県営住宅等指定管理者業務仕様書

2 実施体制

(2) 県営住宅管理システム

イ システムの運用

県営住宅管理システムを適正かつ効率的に運用するために、県と協議のうえ、システム管理要領を定める。

【指摘9】操作カード管理者及びオンライン担当者の通知について

「県営住宅管理システム処理要領」第11の第2項において、「端末設置機関の長は、操作カードを管理させるため操作カード管理者を1名及びオンライン端末を操作させるためオンライン担当者を正副1名指名するものとする。この場合において、建築住宅課を除く端末設置機関の長は、指名した者の職及び氏名を速やかに建築住宅課総括課長に通知するものとする。」との記載がある。

建築住宅課に上記の「通知」がどのような形でされているかヒアリングしたところ、実態として「通知」はなされていないとの回答であった。

「県営住宅管理システム処理要領」において、操作カード管理者やオンライン担当者の通知を義務化している趣旨は、管理者や担当者の区別なく無制限に県営住宅管理システムを使用することができないようにするため、県営住宅管理システムを使用することに関する責任の所在を明確にするため、また、端末設置機関が県内に広くかつ多岐にわたり、建築住宅課で一括的に把握する必要があるため等が考えられる。

県営住宅管理システムを使用する者の特定、及び建築住宅課で利用者等を一括的に把握することで県営住宅管理システムを使用することに関する責任の所在を明確にすることは重要であるため、オンライン担当者の指名及び建築住宅課総括課長へ通知しなければならない。しかしながら、県営住宅管理システム上での実際の事務処理量を考慮すると、オンライン担当者が正・副の2名では対応が困難な状況とのことであるため、当該条項を実態に合わせて修正することも検討すべきである。例えば、オンライン担当者の人数を正・副の2名に限定せずに、システムに関する責任者及び担当者の職及び氏名を建築住宅課総括課長に通知するような条項にすることが考えられる。

県営住宅管理システム処理要領

(データの保護)

第11 オンライン端末の操作は、システムのデータ保護及び不正防止のため、別表4の権限区分を記録した操作カードを用いて行うこととする。

2 端末設置機関の長は、操作カードを管理させるため操作カード管理者を1名及びオンライン端末を操作させるためオンライン担当者を正副1名指名するものとする。この場合において、建築住宅課を除く端末設置機関の長は、指名した者の職及び氏名を速やかに建築住宅課総括課長に通知するものとする。

(盛岡広域振興局土木部)

【指摘10】減免割合の適用誤りについて

県営住宅使用料の減免の有無や減免割合は、入居者世帯の年間総収入見込額により決定される。盛岡広域振興局土木部において平成28年度に減免が承認された一覧の中から、サンプルで減免割合の適用状況の正確性を検討したところ、1件について、減免割合の適用の誤りが発見された。

減免割合の適用を誤った原因は、年金収入について、「県営住宅家賃減免承認申請書」に年金収入を証明する書類(年金振込通知書)が添付されていたが、その添付書類が8ヶ月分の年金収入を証明するものであったにも関わらず、年間総収入見込額として処理してしまったことによる。この結果、本来の減免割合が70%であったものが、90%の減免割合として家賃の収納等を行っていた。

なお、当該減免割合の適用誤りの件については、減免の再認定を行い、既に収納した家賃と本来収納すべきであった家賃の差額について、本来の減免割合(70%)を適用すべきであった月まで遡って請求を行い、既に収納されている。

減免の適用率は、受益者負担の公平性や県の歳入の確保の観点から重要な事項であり、「県営住宅家賃減免承認申請書」と添付書類の確認を徹底することが必要である。

県営住宅等管理執務必携

第10章 条例第15条に係る家賃の減免等について

1 収入状況の把握

減免については、別表第1に掲げる入居者の世帯の年間総収入見込額により判断すること。なお、年間総収入の算定は次の額のすべてを合算したものであること。

- (1) 控除前の給与収入(税込)についてその額。
- (2) 年金収入、失業保険給付金等(年間収入見込額)についてその額。
- (3) 事業収入等必要経費の控除が認められている収入について別表2の区分に応じ算定された額。

(4) 譲渡所得等については把握が困難であるため、定期的な仕送りの実態があるか
 聞き取り等により調査し、実態があればその額。

【指摘 11】現金による家賃の収納について

県営住宅使用料の納入方法は、口座振替、納入通知書による金融機関等での支払いや、所管広域振興局土木部等の窓口での現金受取(直接収納)がある。

現金での直接収納の場合は、原則として現金を受け取った日に銀行口座に入金することとなっている。ただし、実務上は現金を受け取った日に銀行口座に入金することは困難であるため、現金を受け取った日に夜間金庫に預け入れることとなっている。

しかしながら、平成 28 年度において、現金での県営住宅使用料の支払いを受けた際に当日中に夜間金庫に預け入れずに盛岡広域振興局土木部内で現金が保管され、翌営業日に銀行口座に預け入れたケースがあった。

現金を手許で保管することは、一般的には私的流用や盗難等のリスクが高いといわれている。このため、「県営住宅家賃等に係る直接収納事務取扱要領」においても、極力現金を手許に保管しないこととしており、家賃等を受け取った当日中に夜間金庫に預け入れる必要がある。

県営住宅家賃等に係る直接収納事務取扱要領

第2章 直接収納

(金融機関営業時間外の家賃等の払込み)

第6 出納員は、第5 第1 項により現金取扱員等から引き渡しを受けた家賃等を当日中に指定金融機関に払込みができない場合は、現金取扱管理簿に第5 第2 項各号に掲げる事項を記載し、認印欄に押印のうえ払込票等とともに夜間金庫に入れることとする。

【意見 11】減免申請の際の添付書類について

県営住宅使用料の減免の申請に当たっては、「県営住宅家賃減免承認申請書」と共に年間総収入見込額を証明する書類の添付が必要になる。

添付される具体的な書類は、市町村が発行する収入証明書、税務署が発行する納税証明書、年金振込通知書、児童手当の受給の通知書、児童手当の入金が確認できる通帳のコピー等がある。

盛岡広域振興局土木部において平成 28 年度に減免が承認された一覧の中から、サンプルで減免割合の適用状況の正確性を検討したところ、児童手当の受給の通知

書や児童手当の入金が確認できる通帳のコピー等が添付されている「県営住宅家賃減免承認申請書」と添付されていない「県営住宅家賃減免承認申請書」があった。

児童手当の金額は「県営住宅家賃減免承認申請書」における「本人及び同居者の状況」において、「生年月日」と「年齢」を記載する欄が設けられていることから、「生年月日」や「年齢」から受給している児童手当の金額を算定することは可能である。しかしながら、受給している児童手当の金額を客観的に証明する外部証憑として、児童手当の受給の通知書、児童手当の入金が確認できる通帳のコピー等の添付を徹底することが望ましい。

(県南広域振興局土木部花巻土木センター)

【指摘 12】入居請書の日付の不整合について

平成 28 年度の新規入居者のうち、県営住宅入居請書の提出日付が、敷金支払日及び連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書の発行日より前の日付(入居許可日と同日)で記載されていたものがあった。一方、当該入居者への鍵渡し日(入居日)は、入居許可日、敷金の支払日より後の日付であり、実際の入居においては問題なかった。

本来、県営住宅入居請書は、入居の許可後、敷金の支払及び連帯保証人の所得証明書と印鑑登録証明書の入手をもって、入居者及び連帯保証人が記名・捺印して提出するものである。従って、提出日付が敷金の支払日や連帯保証人の各証明書の発行日より前の日付になることはなく、入居者の記載ミスを訂正しないまま受領したと推察される。

受付段階における書類の十分な確認とともに、書類作成前の段階においても入居予定者に対する書類の内容・意義の十分な事前説明が望まれる。

【指摘 13】海外からの帰国者の所得証明書について

平成 28 年度の新規入居者には、東日本大震災津波時の原発事故に伴い、配偶者の母国に一時避難したのち帰還した者が含まれる。当該新規入居者の収入認定は、配偶者の勤務先が発行した平成 28 年暦年の外貨建ての「収入証明」に添付された日本語訳の「給与等支払証明書」の 600,000 円によって行われている。

当該証明書の日本語訳については、その翻訳者、適用した外貨換算レート等が明らかではなく、収入認定にあたっての検証過程等の記録も残されていない。

当該新規入居者の年間収入額は、平成28年の当該通貨の年間平均TTBレートを適用すると578,520円と換算される。従って、当該証明書の日本語訳の円貨換算レートは概ね妥当であり、収入認定に影響を及ぼすものではなかったと判断される。しかし、先方から入手した外貨換算の情報であれば、そのまま受け入れるべきものではなく、その内容を検証し、事後的に確認できるように記録を残す必要がある。

またこのような海外の一時避難からの帰還者を受け入れる際など、外貨建の所得証明をもって収入認定を行う場合の外貨換算方法を含めた書類の取扱の方針を定めることが望ましいと考えられる。

(沿岸広域振興局土木部)

【意見12】同居の事実の確認について

県営住宅の入居者は、従前から同居していた親族以外の者を新たに同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない(県営住宅等条例第11条第1項)。

県営住宅の入居者は、同居について承認を得ようとするときは、県営住宅同居承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない(県営住宅等条例施行規則第10条第1項)。

- (1) 同居しようとする者の住民票の写し
- (2) 同居しようとする者と入居者との関係を証する書面
- (3) 同居しようとする者、入居者及び同居者に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書

県は、同居について承認を得ようとするときには上記書類の提出を求めているが、承認後、実際に同居しているかどうかを確認する手続は定めていない。新たに県営住宅に入居しようとする場合に、婚姻を前提とした入居に関しては、入居申込時にそれぞれの住民票抄本または謄本が必要であり、入居後には婚姻後の住民票謄本の提出が必要である。しかしながら、既存の入居者に新たに同居人が加わる場合には、新たな同居人について、入居後の住民票謄本の提出は求めている。

沿岸広域振興局土木部で同居の申請を行った事案を確認したところ、県営住宅に入居する前の住民票は入手していたが、その後、実際に同居しているのかどうかを確認することはできなかった。

同居の有無は、世帯収入の認定額、さらには県営住宅使用料の金額にも影響を及ぼすことから、同居の事実があるかどうかについては適時適切に確認しておく必要がある。同居の事実をどのように確認するかについて、事務の取り扱いを検討することが望ましい。

【意見13】同居承認申請の必要性の認知について

県営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならないが、知事は、収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知する(県営住宅等条例第14条第1項・第2項)。この申告は、毎年7月末日までに、県営住宅入居者収入申告書(様式第11号)に市町村長の発行する所得が記載された証明書を添えて所管する局長にしなければならない(県営住宅等条例施行規則第12条第1項)。

この申告の内容に変更が生じたときに入居者は、速やかに、変更後の内容を記載した県営住宅入居者収入申告書を所管する局長に提出しなければならない(県営住宅等条例施行規則第12条第3項)。すなわち、入居者または同居者が同居の承認を受けた場合に県は、当該事実が発生した都度収入申告書の提出を求め、収入認定額の再認定を行う。同居承認に伴って再認定する場合は、直近の所得を記載した収入申告書の提出を求め、収入認定額を再認定し、収入申告書の提出のあった日の翌月から収入認定額を変更するとともに家賃を改訂する。

同居承認に伴う家賃の改訂は、入居者からの県営住宅同居承認申請書の提出と県による承認、それを受けての入居者からの収入申告書の提出という流れになるが、収入申告書の提出が適切になされなかった場合の対応が問題となる。

沿岸広域振興局土木部で確認した事案の中に、同居の事実の発生から同居の承認まで相当期間経過している事案が存在した。入居者の婚姻により平成28年2月に新たな同居者が確認できるが、入居者からは同居開始前に県営住宅同居承認申請書が提出されておらず、平成28年10月に県営住宅同居者異動届(と収入申告書)が提出されている。これらを受けて県は、平成28年11月に県営住宅同居承認書を発行しており、家賃の改訂も平成28年11月からとなっている。

同居の承認は原則として入居者の親族に認めるものとされているが、婚姻や養子縁組等で同居の必要があるときは、親族以外の者であっても同居を承認できている。婚姻により同居する必要があるとき入居者は、事前に同居申請を行い承認を受け、同居開始後速やかに収入申告書を提出する必要があるが、本事案の入居者はそのルールに適切に従っていない。一方、現在のルールでは、収入認定額の再認定と家賃の改訂は入居者からの収入申告書の提出を受けて行うとされている。よって、入居者の事務手続の遅れにより収入申告書の提出が遅れた場合でも、同居開始時にさかのぼって家賃の改訂を行うことはない。本事案の入居者は、収入のある者との婚姻であり、婚姻により世帯の収入は増加しているため、同居開始後、速やかに家賃を引き上げる必要があったが、それができなかったことになる。

また、沿岸広域振興局土木部では別の事案も存在した。当該事案では、住民票より平成28年6月に同居を開始したことが確認でき、既入居者からは平成28年8月に県営住宅同居者異動届(以下「異動届」という。)が提出されている。異動届は県営住

宅の指定管理者である一般財団法人岩手県建築住宅センターが受け付けているが、指定管理者の受付は平成28年11月と異動届の提出日から約3ヶ月経過している。その結果、沿岸広域振興局の同居承認は平成28年12月となり、承認後の家賃の適用も平成28年12月からとなっている。

既入居者からは平成28年9月に全部事項証明が提出されているが、これでは同居の事実が確認できず、改めて平成28年11月に世帯員全員分の住民票が提出されている。この提出を受けて指定管理者は受付処理を行っていると推測されるが、書類の日付を見る限り、入居者の住民票の提出の遅れが家賃改訂の遅れにつながっていると推測される。

収入申告書の提出の遅れの原因が入居者の事務手続の遅れにある場合には、収入申告書の提出日をさかのぼって家賃の改訂ができるようにするなど、家賃負担の適正化が図れるようルールを見直す必要がある。

【意見14】滞納整理事務のフォローについて

釜石地区では、月1回、盛岡から納入指導員1名が来て、滞納者の自宅を訪問している。訪問先は沿岸広域振興局土木部と事前に打ち合わせて決定している。

納入指導員からは、後日、納入指導記録表がファックスで送られてくる。平成29年度の納入指導記録表を確認したところ、1日の訪問件数は4件が最大で、その場合も不在となっているケースが多い。不在の場合は電話をかけて接触を試みている事案もあるが、その後、フォローを行っている形跡の見られない事案もある。

不在の場合の後日のフォローの徹底と、その結果の沿岸広域振興局土木部への報告の徹底を求めることが望ましい。

【意見15】滞納事案の納入督促の基準について

現在、滞納家賃等の取り扱いについて、納入督促(納付指導)は指定管理者が行うこととされている。また、納入督促の基準は、滞納月4ヶ月以上の滞納者に対しては、盛岡地区、二戸地区以外の地区は、毎月1回以上の頻度で訪問を基本として行うとされている。現在は月1回ないしそれ以上の対応となっているが、滞納整理事務として十分なものとなるよう、事案によってはよりきめ細かい対応を図る必要がある。

第7章 外部監査の結果：その他の使用料及び手数料

I 総務部

1. 県庁舎使用料・地区合同庁舎使用料

(1) 県庁舎使用料・地区合同庁舎使用料の概要

① 事業の概要

県の庁舎(県庁舎及び地区合同庁舎)の事務室等を県以外の者に使用させる場合の取扱いについては、地方自治法第238条の4第7項に規定する「行政財産の使用許可」により行うこととしている。また、使用料の徴収については、行政財産使用料条例の規定に従って、徴収することとしている。

名称	県庁舎使用料・地区合同庁舎使用料
所管課	総務部管財課
根拠規定	行政財産使用料条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	行政財産使用料条例 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 (1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。 (2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。 (3) (以下省略) 減免割合は「県の庁舎(県庁舎、地区合同庁舎)の事務室等を県以外の者に使用させる場合の取扱いについて」に定められている。

② 歳入額

県庁舎使用料

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	5,963
決算額	6,020

地区合同庁舎使用料 (単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	26,554
決算額	26,476

(2) 監査の結果**【意見 16】光熱水費の実績把握方法について**

地方自治法第 225 条の規定に基づき、許可を受けてする行政財産の使用については、使用料を徴収することとなっており、使用料の額の計算や減免については行政財産使用料条例に規定されている。行政財産使用料条例では、使用料の年額の計算について別表が用意され、次のように、使用料の区分と年額の計算方法が示されている。

表 16 行政財産使用料条例別表(第 2 条関係)

区分	算出方法
基本使用額	適正な時価による財産価格に、土地については 100 分の 5、建物については 100 分の 8 を乗じて得た額により算出するものとする。
市町村交付金相当額	国有資産等所在市町村交付金法(昭和 31 年法律第 82 号)に規定する市町村交付金により算出するものとする。
共済基金分担金相当額	法第 263 条の 2 に規定する公益的法人に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。
諸経費相当額	電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信の役務の提供に係る料金及び清掃費その他の経費の年額により算出するものとする。

また、諸経費相当額については、さらに詳細な計算方法が規定されており、「行政財産の使用許可又は普通財産を貸付ける場合の諸設備等経費算出基準について」(以下「算出基準」という。)が、昭和 47 年 4 月 20 日付で総務部長通知として発出されている。

算出基準では、「電話、電気、ガス、水道、暖房等諸設備の使用に必要な経費及び清掃に必要な経費(以下「諸設備等経費」という。)は計量器によって使用実績が判明するものにあたっては、それに基づき算出された額とし、その他の場合であって建物の

使用のときは、諸設備等経費算出基準表(別表)に基づき算出された額と規定されている。

表 17 諸設備等経費算出基準表

区分	算出方法
電気料 (1年分)	$\frac{\text{建物総面積の1年分電気料} \times \text{使用許可面積}}{\text{建物総面積}}$
水道料 (1年分)	$\frac{\text{建物総面積の1年分水道料} \times \text{使用許可する場所において勤務する者の数}}{\text{建物総面積}}$
ガス料 (1年分)	水道料の算式を準用する。
暖房量及び 清掃料 (1年分)	電気料の算式を準用する。ただし、清掃料のうちし尿汲み取料については、水道料の算式を準用する。
電話料	使用実績とする。

注)1 建物総面積の1年分の電気料及び水道料は、前年度実績で算出すること。ただし、前年度実績がない場合は、類似の施設の実績を参考にして算出すること。

平成28年度の光熱水費使用料は、平成27年度の県庁舎光熱水費実績を使用し、計算しなければならない。しかし県は、平成27年4月から平成28年2月までの11ヶ月間は実績値を利用しているが、平成28年3月分については、平成28年2月の実績値を使用し、計算している。所管課によれば、平成28年3月分の確定数値を待っているのは平成28年4月の請求に間に合わないため、3月分の実績値ではなく、2月分の数値を代用しているとのことである。

これは、正確には前年度実績で算出しているとはいえないため、算出基準の注意書きに反している。3月分についても確定値を使用するか、注意書きを変更して、算定期間を前々年の3月から前年2月とするなどの対応を取らなければならない。

Ⅱ 環境生活部

1. いわて県民情報交流センター使用料

(1) いわて県民情報交流センター使用料の概要

① 事業の概要

若者女性協働推進室では、青少年の健全育成、男女共同参画社会の実現、NPO等をはじめとする社会貢献活動の支援や若者・女性の活躍支援など、多様な主体による協働の推進に取り組んでいる。その事業の一つとして、いわて県民情報交流センター(アイーナ)の運営も行っており、行政財産の使用料を徴収している。

名称	いわて県民情報交流センター使用料
所管課	環境生活部若者女性協働推進室
根拠規定	行政財産使用料条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	行政財産使用料条例 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 (1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。 (2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。 (3) (以下省略) 減免割合は「県の庁舎(県庁舎、地区合同庁舎)の事務室等を県以外の者に使用させる場合の取扱いについて」に定められている。

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	33,694
決算額	33,897

(2) 監査の結果

【意見 17】光熱水費の実績把握計算期間について

平成 28 年度の光熱水費使用料は、平成 27 年度のアイーナ光熱水費実績を使用して計算しなければならない。これは、「行政財産の使用許可又は普通財産を貸付ける場合の諸設備等経費算出基準について」(以下「算出基準」という。)に規定されている。しかし県は、平成 27 年 2 月から平成 28 年 1 月までの実績を使用して計算している。これは、正確には前年度実績で算出しているとはいえないため、算出基準の注意書きに反している。前年度の 4 月から 3 月までの数値を使用して計算するか、注意書きを変更して、算定期間を前々年の 2 月から前年 1 月とするなどの対応を取らなければならない。

なお、算出基準については、「【意見 16】光熱水費の実績把握方法について」に記載したとおりである。

Ⅲ 保健福祉部

1. 薬局開設許可等手数料等

(1) 薬局開設許可等手数料等の概要

① 事業の概要

健康国保課では、県民の健康づくりや、難病患者への医療給付、臓器移植、薬や麻薬・覚醒剤に関すること、国民健康保険に関することなどの業務を行っている。

薬局開設許可等手数料等は、これらの業務のうちの薬事に関する業務で、具体的には、薬局開設許可等、医薬品販売業許可、配置員身分証明書交付等がある。

平成29年3月末現在における薬局、医薬品販売業等の総数は4,222であり、過去5年間の施設数推移は表18のとおりである。

また、平成28年度の薬局・医薬品販売業の許可及び届出の総数は2,640件であり、届出の種類別には表19のとおりである。

表18 年度別薬局・医薬品販売業等施設数推移

(単位:件)

業態	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医薬品	1,132	975	982	994	987
医薬部外品	5	5	3	3	3
化粧品	8	8	7	7	7
医療機器	4,398	3,905	3,853	3,143	3,221
再生医療等製品	0	0	0	3	4
合計	5,543	4,893	4,845	4,150	4,222

表19 薬局・医薬品販売業の許可及び届出の状況

(単位:件)

新規許可・届出	344
更新許可	270
販売先変更許可	0
管理業兼任許可	88
許可証書換	26
許可証再交付	1
承認、品目追加・変更指定	10
届出	1,806

第7章 外部監査の結果：その他の使用料及び手数料

廃止届	95
総計	2,640

名称	薬局開設許可等手数料
所管課	保健福祉部健康国保課
根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）
減免制度の有無	なし
減免制度がある場合、その概要	—

② 歳入額

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	20,875
決算額	21,610

平成 28 年度決算額の内訳

(単位:千円)

薬局開設許可等	1,405
医薬品販売業許可等	3,999
薬局製造販売医薬品製造販売承認	7
薬局製造販売医薬品製造販売業許可等	16
薬局製造販売医薬品製造業許可等	25
配置員身分証明書交付	1,014
配置販売業許可等	445
医薬品等製造販売業許可等	529
(薬局製造販売医薬品製造販売許可除く)	398
医薬品等製造業許可等	897
(薬局製造販売医薬品製造業許可等を除く)	1,845
医療機器修理業許可	11,033
合計	21,611

(2) 監査の結果

【意見18】申請様式の統一について

医薬品を販売、授与又はこれらの目的で貯蔵し、陳列する場合には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧「薬事法」)の規制により許可が必要である。許可には、次表のような種類があり、許可期間はいずれも6年である。また、許可期間が経過し、事業等を継続する場合には、更新の申請をすることになる。

表 20 販売許可業態

業態	内容
薬局	薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいう。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所は含まない。
店舗販売業	店舗において一般用医薬品を販売または授与することができる販売業である。
配置販売業	一般用医薬品のうち、経年変化が起こりにくい等厚生労働大臣が定める基準に適合するものを家庭等に配置することにより販売または授与することができる医薬品の販売業である。
卸売販売業	専ら薬局開設者、医薬品販売業者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者、医療機関の開設者等によりのみ医薬品を販売または授与することができる医薬品の販売業である。

(出典：神奈川県HPより監査人が加工。なお、販売許可業態については全国同一である。)

平成21年の薬事法大改正の際に、配置販売業者については、既存の業者と改正後の新法の業者との間で申請制度が大きく変わった。既存業者については、「既存配置販売業者」として位置づけられ、特例的な経過措置が設けられている。このため、申請様式も新旧で少し異なることとなり、既存販売業者は旧様式を継続して適用し、新法の業者は新様式を使用することとなる。

平成28年度の「医薬品販売業許可更新申請書」(いわゆる旧法の更新)を閲覧すると、適正に旧様式を使用している業者と、誤って新様式を使用している業者の両方がある。県は、旧法業者が新法業者の様式で申請を行ったとしても、必要事項は網羅されているため、事務的には問題ないとして受理し、更新許可を出しているが、制度的には正しいとはいえない。従って、適正な様式を使用して申請が行われるように、HPで掲載するとともに、既存配置販売業の団体等とも協力し、周知徹底を図るべきである。

IV 商工労働観光部

1. いわて観光経済交流センターに係る使用料

(1) いわて観光経済交流センターに係る使用料の概要

① 事業の概要

いわて観光経済交流センターは、盛岡駅西口にある複合ビル(マリオス)の3階部分に県が区分所有している物件であり、マリオス建設当時は、「いわて物産観光センター(ブランド i)」として、県産品の販路拡大を目的として設置されたものである。その後、JR盛岡駅構内の物販施設の充実等により、当初の目的を達したと判断し、他方、経済交流の活発化等を背景に、関連機関によるワンストップサービスの拠点として、社団法人岩手県産業貿易振興会、財団法人岩手県観光協会(現公益財団法人岩手県観光協会。以下「岩手県観光協会」という。)、独立行政法人日本貿易振興会(ジェトロ)盛岡貿易情報センター(以下「ジェトロ盛岡貿易情報センター」という。)を集約し、平成18年1月に「いわて観光経済交流センター」を設けることとしたものである。なお、平成20年10月に、社団法人岩手県産業貿易振興会が事務局体制の変更等に対応するために退去した後、平成26年4月に岩手県菓子工業組合が入居し、現在に至っている。

また、いわて観光経済交流センターは、県の行政財産であることから、入居者より行政財産の使用料を徴収しており、当該使用料が本件監査の対象である。

名称	いわて観光経済交流センターに係る使用料
所管課	商工労働観光部商工企画室
根拠規定	行政財産使用料条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要(注)	行政財産使用料条例 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 (2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。

(注)いわて観光経済交流センターに係る使用料の減免に関する部分のみ記載。

② 歳入額

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	6,054
決算額	6,053

③ 使用料の額

いわて観光経済交流センターに係る使用料の額については、行政財産使用料条例に基づき、基本使用額に消費税及び地方消費税の額を加算したものを基本使用料とし、減免の対象とする場合には、基本使用料から相当額を減額している。また、基本使用料とともに、使用者が費消した光熱水費及び清掃費の実費を按分した額を加算して徴収している。

区分	算出方法
基本使用額	適正な時価による財産価格に、土地については 100 分の 5、建物については 100 分の 8 を乗じて得た額により算出するものとする。

(岩手県行政財産使用料条例より抜粋)

(2) 監査の結果

【指摘 14】減免割合の設定方針の整理及び明確化について

① 減免の根拠

平成 28 年度においては、岩手県観光協会、ジェトロ盛岡貿易情報センター及び岩手県菓子工業組合の 3 者に対して使用を許可しているが、このうち、岩手県観光協会とジェトロ盛岡貿易情報センターに対しては、行政財産使用料条例第 3 条第 2 号(県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき)及び同条例運用通知 3 イに該当するものとして、使用料を減免している。

表 21 平成 28 年度における団体別の使用料

(単位:円)

区分	基本使用料	光熱水費/清掃費	合計
岩手県観光協会	471,684	1,866,113	2,337,797
ジェトロ盛岡貿易情報センター	1,725,623	1,345,483	3,071,106
岩手県菓子工業組合	453,357	191,707	645,064
合計	2,650,664	3,403,303	6,053,967

(出典:県提供データより監査人作成)

行政財産使用料条例（抜粋）

（使用料の減免）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。

行政財産使用料条例運用通知（抜粋）

3 第3条関係

使用料を減免することができる場合は、次のとおりである。

イ 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、当該事務又は事業のために直接使用するとき（2号関係）。例えば、農地開発公社に事務室として庁舎の一部を使用させる場合などが、これにあたる。

② 平成 28 年度における減免額等

行政財産使用料条例には減免割合にかかる定めがないことから、県は、個別の事情を勘案して減免割合を算出している。いわて観光経済交流センターに係る使用料の減免は基本使用料に対して適用され、実費負担とされる光熱水費及び清掃費に対しては適用しない。岩手県観光協会に対する減免割合は 90%、ジェトロ盛岡貿易情報センターに対する減免割合は 50%であり、減免前の基本使用料、減免額及び減免割合は次のとおりである。

表 22 平成 28 年度における減免額等

(単位:円)

区分	減免前 基本使用料	減免額	減免後 基本使用料	減免割合
岩手県観光協会	4,716,846	4,245,162	471,684	90%
ジェトロ盛岡貿易情報センター	3,451,246	1,725,623	1,725,623	50%

(出典:県提供データより監査人作成)

③ 減免割合の設定方針の整理及び明確化について

いわて経済交流センターを所管する商工企画室によれば、マリオスの財産価値が高く、同価格を算定の基礎としている基本使用料も高額となることから、使用許可の相手方に過度な負担を課し、当該団体の事業実施に支障をきたすおそれが高いものと考えているとのことである。その上で、岩手県観光協会については、同様の目的外使用許可に関する他部局の事例を参考に減免割合を9割とし、ジェトロ盛岡貿易情報センターについては、入居を開始した平成18年においては減免割合を8割としたが、その後、平成24年に5割とし、当面は5割を維持しつつも、引き続き割合についての協議を行っていくとのことである。しかし、上記のことについては、監査の過程で口頭で説明されたものであり、平成28年度における使用料の徴収に関する起案文書等には明示されていない。

一方、減免割合に関する商工企画室と管財課との毎年度の協議においては、岩手県観光協会及びジェトロ盛岡貿易情報センターの決算額を基に、各団体の事業費に対して、県からの補助金収入、受託事業収入、負担金収入及び県会費の支出額の合計が占める割合を算出し、その平均値相当額を減免割合の根拠として示している。この考え方に沿った場合、近年の厳しい財政運営に伴い県からの補助金は減少を続けていることから、現状の減免割合との間において乖離が生じつつあり、根拠としての合理性が希薄になりつつある。すなわち、入居団体の実施事業の性格に変化がないにも関わらず、県からの補助金が減少することにより減免割合を減じることとなり、今後もこの考え方を減免割合の根拠とし続けることは実態に即していないと考える。

このように、従来において減免割合の設定の考え方や根拠としてきた内容と、現状の認識との間に齟齬が生じており、これを整理することが必要である。岩手県観光協会及びジェトロ盛岡貿易情報センターは共に、県と密接な連携のもとで事業を実施する団体であるが、岩手県観光協会は県からの補助金等を主な財源とし、県の施策と連動して事業を実施する性格が強い団体である。一方、独立行政法人の一部署であるジェトロ盛岡貿易情報センターは、国からの運営費交付金等を主な財源として運営されており、県との連携の度合いも岩手県観光協会とは異なる。今後、県の事務又は事

業との連携の度合いや、財務的な自立性等により団体を場合分けし、適用する減免割合の範囲を設定する等、減免割合の設定方針をあらためて整理し明文化するとともに、これに基づいて毎年度の使用料を決定した旨を起案文書に明示することが必要である。

V 農林水産部

1. 家畜検査手数料

(1) 家畜検査手数料の概要

① 事業の概要

農林水産部畜産課では、畜産業の振興を目的として、家畜の改良推進や飼料生産の推進、畜産経営者を対象とした支援資金の貸付事務、経営環境を整える基盤整備等の実施や家畜の衛生管理の指導など、幅広い分野に取り組んでいる。

家畜検査手数料は、畜産課の衛生担当が実施する事業であり、家畜伝染病予防法に基づき、牛ヨーネ病などの家畜伝染病の検査を家畜保健衛生所が実施している。

名称	家畜検査手数料
所管課	農林水産部畜産課
根拠規定	家畜伝染病予防法
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	家畜注射手数料のうち、家畜伝染病発生時の緊急ワクチン接種について、岩手県手数料条例第4条に基づき減免

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	25,492
決算額	23,104

平成28年度決算額の内訳

(単位:千円)

家畜検査手数料	16,647
家畜検査証明書交付手数料	464
家畜病性鑑定手数料	5,903
家畜伝染病疾病証明手数料	88
合計	23,104

(2) 監査の結果

【意見19】手数料徴収の遅延について

家畜伝染病予防法に基づく事務の一部は市町村が行っており、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)第2条別表第1の5」の規定により、市町村が処理する場合に要する経費に対しては、県が市町村に交付金を交付することとされている。これは、「家畜伝染病予防事務市町村事務処理交付金交付要領」に規定されており、交付する交付率は収納した手数料の100分の10以内とされている。すなわち、市町村は県の事務処理の一部を代行し、それに見合う手数料を受け取っている。

この事務手続には、検査を受けた家畜等の飼養者が支払う手数料の徴収事務が含まれており、市町村は検査手数料を家畜等の飼養者から徴収し、その後県の証紙を購入して、申請書に貼付し、手数料の台紙を家畜保健衛生所に納付することとしている。そこで平成28年度及び平成29年度の県への納付状況を確認したところ、平成28年度で1件、平成29年度で3件の納付遅延が確認された。

【納付遅延が確認された案件】

検査年月	内容	相手方	相手方(市町村)の対応	納付月
平成29年4月	肉用牛5条検査手数料未納	A市及びB町	JA 口座からの引き落としにより集金を進めている。	平成29年7月
平成29年5・6月	肉用牛5条検査手数料未納	C市	検査を5・6月と7・8月に分けたが、同一の所有者で別々の日付に検査を受けるものがある。8月の検査終了を待って、納付する予定。	平成29年10月予定(注)
平成28年9月、10月	肉用牛5条検査手数料未納	D町	検査時に手数料は集めているが、その後の証紙化が終わっていない	平成29年1月

(注) 監査時点(平成29年10月20日)では未納であったが、その後10月中に納入されたとのことである。

手数料の納付遅延が発生する主な原因は、一部の飼養者の支払い遅延によるものである。手数料の徴収事務を行う市町村は、検査手数料を日々の検査の現場で現金で預かるか、または後日金融機関からの口座引き落としにより預かった上で、月ごとにまとめて県に納付することとしている。正確な検査頭数が検査日にならないとわからないため、手数料を事前に預かることはしていない。資金繰りの都合等の原因により、飼

養者が検査の現場に現金を用意できない時もあるが、検査スケジュールが決まっているため、手数料の回収ができないときも検査は実施されている。

市町村や実施月によって、検査件数は大きく変動するが、月の検査料が200万円を超える時もある。上記のとおり、納付遅延は手数料の一部を回収できていない場合がほとんどであるため、納付遅延が生じている間は、回収済の現金は市町村が保有し、管理しなければならない。納付遅延が生じないように、各飼養者への事前の連絡を徹底するとともに、納付遅延が生じた場合には、可能であれば、回収済の検査料だけでも先に納付する等の手続を行い、できるだけ納付遅延額を減らす対応が求められる。

【意見20】手数料納付書の添付書類について

各市町村は検査手数料を納付する場合は、検査項目や件数等の必要事項が記載された県の様式である納付書に、収入証紙貼付用紙と検査記録簿等の証明書類を添付して、県に提出しているが、検査記録簿は表計算ソフトで作成・印刷されたものであるため、それが正確なものであるかが検証しづらいし、入力間違いや改ざんのリスクもゼロではない。「【意見19】手数料徴収の遅延について」にも記載するとおり、検査件数は流動的であり、検査当日に確定する。従って、検査現場では、検査を実施する家畜保健衛生所職員、事務を行う市町村職員及び家畜の飼養者が検査管理台帳を使用して、検査対象となる家畜の特定や検査実施の有無を記録している。検査手数料は、検査件数を基礎として計算されるため、検査現場で検査件数を確定し、三者が押印やサイン等で件数を確認した書類を検査手数料納付の証明資料として添付することの可否を検討すべきである。

VI 県土整備部

1. 駐車場使用料

(1) 駐車場使用料の概要

① 事業の概要

駐車場使用料は、県営内丸駐車場(以下「内丸駐車場」という。)の駐車料金である。県営内丸駐車場は、盛岡市内の官公庁施設地内における自動車の駐車需給に対応するため、県の要請により昭和44年11月に盛岡市が都市計画決定し、昭和45年10月に県が設置したものである。当初は、自走式の立体駐車場であったが、施設の老朽化により既存の建物を取り壊し、平成16年4月1日から平面駐車場となっている。

収容台数は22台であり、営業時間は24時間となっており、無人のゲートにて駐車料金を精算する機械式自動料金精算方式を採用している。なお、駐車料金の収納、駐車場機械設備の警備業務及びメンテナンス業務等については、民間事業者に委託している。

名称	駐車場使用料
所管課	県土整備部県土整備企画室
根拠規定	県立駐車場条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	県立駐車場条例 第6条 知事は、公益上特別の理由があると認めたときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

【駐車料金】

時間	料金
8時から18時まで	駐車時間1時間まで320円その後30分までごとに160円
18時から8時まで	駐車時間1時間までごとに160円

(注)駐車時間が8時又は18時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間につき、30分までごとに160円

② 歳入額

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	12,802
決算額	10,802

(2) 監査の結果

【意見 21】稼働率向上並びに増収策の検討について

過去 5 年間(平成 24 年度～平成 28 年度)における内丸駐車場の利用台数、駐車料金収入、委託料等の支出額及び収支差額の推移は、次表のとおりである。なお、支出に計上されているものは、外部業者に委託している岩手県営内丸駐車場システム維持管理業務委託(駐車料金の収納、駐車場機械設備の警備業務及びメンテナンス業務)及び岩手県営内丸駐車場排雪業務委託の委託費等が中心であり、委託業務を管理する県職員の人件費は含まれていない。

表 23 利用台数、駐車料金収入、支出及び収支差額の推移

(単位:千円、台)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用台数	23,772	23,564	22,743	27,071	20,431
駐車料金収入	12,424	12,584	11,968	13,407	10,802
支出	4,417	4,595	5,536	3,776	3,822
収支差額	8,007	7,989	6,432	9,631	6,980

(出典:県提供データより監査人作成)

東日本大震災津波後の平成 24 年度以降は利用台数年間 23 千台前後を維持し、平成 27 年度においては 27 千台の利用があったものの、平成 28 年度は 20 千台の利用にとどまっている。県によれば、毎年度の詳細な変動要因は把握されていないものの、近隣に民間事業者の運営する駐車場が多く設置されるようになったことが、利用台数減少の要因の一つではないかとのことである。また、客観的なデータはないものの、監査期間中に視察した限りにおいては、岩手県庁北側にある複数の民間駐車場と比べると稼働率は相対的に低いものと感じられる。

内丸駐車場は、内丸地区の官公庁施設利用者のために設置された都市計画施設であり、周辺の民間駐車場を補完する施設と位置付けているとのことであるが、今後、より一層の利用促進を図ることが、結果的に、県民の利便性向上につながるるとともに、

県有財産の有効活用及び歳入の増加に資するものと考えられる。例えば、現行の運営形態を継続するとしても、あらためて利用実態を把握した上で、近隣駐車場の状況を踏まえた駐車料金水準の見直しや、現在、駐車当初1時間、その後30分単位である料金算定時間の短縮化、利用料金の上限制の採用等を組み合わせることにより、稼働率の向上と駐車料金収入の増加を図るための料金形態を検討することも有用である。

収容台数が22台と小規模であることが制約の一つではあるものの、今後、より一層の稼働率向上と利用料金収入の増加を図るための方策を検討することが必要なものと考えている。

【意見22】内丸駐車場の維持管理業務について

現在は利用料金精算機等を県が設置し、当該精算機の製造業者に維持管理業務等を委託する形態であるため、県が設備投資を負担するとともに、維持管理業務等の委託についても、設置時に選定した製造業者に対して、随意契約により契約を継続させている。毎年度の収支差額は黒字であり、委託費等の毎年度のランニングコスト(直接運営費)に関しては、駐車料金収入で回収できているものの、現在の利用料金精算機は耐用年数を過ぎており、今後、更新投資の負担が生じる。このため、駐車場の管理運営事業者には行政財産の使用許可を交付する(もしくは行政財産を貸し付ける)形態とし、管理運営事業者が自らの負担で機器の設置等を行うとともに、県に納付する行政財産の使用料(もしくは行政財産貸付料)を公募により競わせる方法も考えられる。特に、駐車場事業のように民間事業者との競合が生じているような事業に関しては、公共性の側面だけではなく市場動向に即した柔軟な対応が必要であり、県直営の形態よりも民間事業者に委ねる範囲を広げる方が、より適切な対応が図られることが期待できる。2019年を目途に、内丸地区に設置されている岩手医科大学附属病院の移転が予定されていることから、移転後における駐車場の需給動向が明確になった時点においては、検討の余地がある。

2. 港湾施設使用料

(1) 港湾施設使用料の概要

① 事業の概要

岩手県には、4つの重要港湾(久慈、宮古、釜石、大船渡)と2つの地方港湾(八木、小本)があり、岩手県港湾施設管理条例において、以下の港湾施設を使用する際には、知事の許可を得るとともに、使用料を納付することが求められている。これらの港

湾施設のうち、岸壁等の基本施設は一般会計を財源として整備されるが、荷捌施設（荷役機械、上屋等）、保管施設（野積場、貯木場）等といった機能施設の整備は、地方財政法上の港湾整備事業（公営企業）に位置付けられることから、港湾整備事業特別会計により整備されている。

このため、一般会計を財源として整備された施設である(1)～(3)の施設の使用料は一般会計に計上され、港湾整備事業により整備された施設である(5)～(10)の施設の使用料については港湾整備事業特別会計に計上される。また、(4)のリアスハーバー宮古の浮棧橋も一般会計を財源として整備されたものであるが、リアスハーバー宮古に利用料金制の指定管理者制度が導入されていることから、浮棧橋の使用料は指定管理者の収入となっている。以上より、今回の監査は一般会計に計上される(1)～(3)の施設の使用料を対象としている。なお、八木港については、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域内の岸壁のみであることから、知事の許可を要さず、使用料も発生しない。

【使用にあたり知事の許可を得る必要がある港湾施設】

- (1) 泊地（水面木材整理場の用に供する部分に限る。）
- (2) 岸壁（水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域内の岸壁で、規則で定めるものを除く。）
- (3) 係船浮標
- (4) 浮棧橋（リアスハーバー宮古に係るものに限る。）
- (5) 上屋
- (6) 野積場
- (7) 貯木場
- (8) 船舶のための給水施設
- (9) 船舶保管施設
- (10) 港湾管理事務所（研修室に限る。）

（出典：岩手県港湾施設管理条例より監査人作成）

名称	港湾施設使用料
所管課	県土整備部港湾課
根拠規定	岩手県港湾施設管理条例
減免制度の有無	あり

減免制度がある場合、その概要	岩手県港湾施設管理条例 第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料等を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共用のため、自ら岸壁を使用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、公益上特に必要があると知事が認めるとき
----------------	--

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	14,417
決算額	15,400

③ 使用料の額

港湾施設使用料の額については、岩手県港湾施設管理条例において、次のとおり定められている。

港湾施設	使用料の額
泊地及び水面貯木場	1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。 (1) 使用日数30日までは、1日までごとに 65 銭 (泊地を使用する外航船舶にあつては、60 銭) (2) 使用日数30日を超えるときは、超過日数1日までごとに 98 銭 (泊地を使用する外航船舶にあつては、90 銭)
岸壁	総トン数1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。 (1) 係留時間12時間までの場合 5円11銭 (外航船舶にあつては、4円73銭) (2) 係留時間12時間を超え24時間までの場合 6円81銭 (外航船舶にあつては、6円30銭) (3) 係留時間24時間を超える場合 前号の額に超過時間12時間までごとに3円41銭(外航船舶にあつては、3円15銭)を加えた額
係船浮標	係留時間24時間までごとに、次の区分による金額とする。 (1) 総トン数3,000トン未満 4,104円

	(外航船舶にあつては、3,800 円)
(2)	総トン数 3,000トン以上 5,000トン未満 6,480 円 (外航船舶にあつては、6,000 円)
(3)	総トン数 5,000トン以上 10,000トン未満 9,828 円 (外航船舶にあつては、9,100 円)
(4)	総トン数 10,000トン以上 16,416 円 (外航船舶にあつては、15,200 円)

(出典:岩手県港湾施設管理条例より抜粋)

(2) 監査の結果

【意見 23】ファックスによる減免申請書の取り扱いについて

岩手県港湾施設管理条例施行規則第 4 条において、岸壁及び係船浮標を使用しようとする者は、係留施設使用許可申請書を提出し、許可を受ける必要があり、「港湾施設に係る使用許可申請書等取扱要領」において、当該使用許可申請書の様式が定められている。また、使用者の利便性を考慮し、平成 11 年の土木部長通知により、ファックスによる使用許可申請書の提出が認められている。

一方、減免申請書についてはファックスでの提出ではなく、使用者が押印した原本の提出を求める運用としているとのことであり、大船渡港を所管する沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターを除き、減免申請書の原本の提出を求める運用を行っている。減免申請者は、使用許可申請書とともに減免申請書を提出することが大半とのことであり、ファックスによる使用許可申請書の提出を認めるのであれば、減免申請書についても、同様の運用を認めることが合理的である。今後、減免申請書についても、ファックスによる提出を認めるよう取り扱いを整理することが望ましい。

○岩手県港湾施設管理条例施行規則に基づく港湾施設使用許可申請の手続きにおけるファックス利用について

平成 11 年 8 月 27 日 港第 93 号
土木部長から 振興局土木部長あて通知

このことについて、港務所機能の地方振興局への移転によって港湾利用者の不便を極力解消させるために、下記に掲げる使用許可申請については、平成 11 年 8 月 27 日からファックスによる申請も認めることとしたので、代理店等関係者に周知のうえ、事務に遺漏のないようお願いいたします。

なお、検討資料を別添のとおり送付しますので参考としてください。

記

ファックスでの申請ができる様式

岩手県港湾施設管理条例施行規則第4条に規定する別記様式のうち第3号、第5号、第6号、第7号とする。

第3号・・・岸壁（係船浮標）使用許可申請書

第5号・・・上屋使用許可申請書

第6号・・・野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書

第7号・・・船舶のための給水施設使用許可申請書

(注) 検討資料は省略。

【意見24】収入調定の集約化について

地方公共団体は、地方自治法第231条において、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知を行うよう定められている。調定とは、歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し収入金額を決定する行為であり、調定票を起票することによって行われる。これは、港湾施設使用料においても同様であり、減免対象ではない港湾施設の使用の場合、許可書の交付に伴い使用料の額が確定することから、これを根拠として調定票を起票し、納入通知書を使用者に対して送付する。

地方自治法

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

平成28年度において、使用料が発生する使用許可件数は1,504件であるが、今回の監査において、使用許可申請書、使用許可書(写)及び調定票を閲覧したところ、小本港(沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター)、釜石港(沿岸広域振興局土木部)及び大船渡港(沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター)においては、使用許可ごとに調定票を起票しているものがほとんどであるが、久慈港(県北広域振興局土木部)及び宮古港(沿岸広域振興局土木部宮古土木センター)においては、3～5日程度の使用許可分をまとめて調定票を起票しているものが多い。また、使用許可ごとに調定票を起票している場合であっても、必ずしも使用許可日を調定日としているわけではなく、数日程度のタイムラグが存在している。県によれば、事務担当者は、港湾施設使用許可事務のみならず、多岐にわたる事務を担当していることから、許可書の交付(許可日)から調定手続(調定日)までの間にタイムラグが生じる状況となっている。

とのことであり、部署によっては、まとめて調定票を起票することもあり得るとのことである。

確かに、宮古港や釜石港においては、特定の使用者(企業)からの申請が大半を占めており、ほぼ毎日のように使用許可申請書が提出されるような港湾もあり、そのような場合、一定数の使用許可分をまとめて調定することは事務手続上、効率的なものであるといえる。しかし、現状、まとめる期間等が一定しておらず、他の事務作業の繁閑によっているものと推測される。まとめて調定するのであれば、週次、月次等の集計単位を明確にし、毎月、同一のスケジュールにて調定を行うようにすることが、事務手続上の誤りを少なくするためには望ましいものといえる。今後、岩手県会計規則等の内部規則との整合性を確認した上で、作業スケジュールを明確にした形での調定の集約化により、事務手続の効率化を検討することが望ましいものとする。

表 24 港湾別の使用料額及び使用許可件数(減免分を除く。)

区分	久慈港	小本港	宮古港	釜石港	大船渡港	合計
金額(千円)	3,243	173	3,011	1,886	7,085	15,400
許可件数	271	67	435	457	274	1,504

(出典:県提供データより監査人作成)

岩手県会計規則(抜粋)

第8条 歳入徴収担当者は、収入金を徴収しようとするときは、調定票により調定をしなければならない。

2 歳入徴収担当者は、所属年度及び歳入科目が同一であり、かつ、2人以上の納入義務者に係る収入がある場合は、当該調定の合計金額により調定の手続を行うことができる。

3 歳入徴収担当者は、収入金について、法令等の規定により分割して納入させる処分又は特約をしている場合においては、当該処分又は特約に基づく納期限の到来するごとに当該納期限に係る金額について調定をしなければならない。

4 歳入徴収担当者は、出納局長が別に定める収入金を徴収しようとするときは、年間分又は一定期間分をまとめて調定をすることができる。

【意見 25】電子申請の促進について

国土交通省及びその外局である海上保安庁では、平成9年4月に閣議決定された「総合物流施策大綱」に基づき、我が国港湾の国際競争力強化等の一環として、港湾諸手続の情報化・簡素化を図るため、港湾管理者と協力して、港湾諸手続を電子申

請するためのシステム(以下「港湾 EDI²システム」という。)を開発し、平成 11 年 10 月から運用を開始しており、平成 15 年からは、港湾法の改正により、同法に基づく電子申請システムとしての運用を行っている。港湾EDIシステムは、輸出入・港湾手続の電子化、複数の手続を 1 つの窓口(システム)から行うワンストップ化の具体的な方策として、利用者である船舶代理店及び船舶会社等が従来書面で港湾管理者等に別々に提出していた入出港届、係留施設使用許可申請等について、インターネットを利用して電子申請することを可能とするものである。

岩手県の重要港湾についても、現在、港湾 EDI システムによる電子申請が可能な環境としている。しかし平成 28 年度の利用実績は、釜石港における入出港届の約 94%が電子申請となっているものの、岸壁(係船浮標)使用許可申請書の電子申請は 1 件もない状況である。県によれば、岸壁(係船浮標)使用許可申請書の提出者が、港湾の近隣に所在する船舶代理店(港湾運送事業者)による申請が太宗を占めていることから、紙面やファックスでの申請になっているとのことである。しかし、当該システムに加盟するための手数料を支払っていると同時に、また、電子申請の普及は、事務処理の効率化や紙の使用量の削減に資するものである。今後、できる限り電子申請のネックとなっている事項の解消を図り、港湾 EDI システムの利用を促すよう継続的に検討していくことが望ましいものと考ええる。

3. 道路占用料

(1) 道路占用料の概要

① 事業の概要

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいい、道路法第 32 条に定めるとおり、道路を占用する場合は、道路管理者の許可を受ける必要がある。このため、岩手県が管理する道路を占用する場合には、道路管理者である県の許可を得る必要がある。また、道路法第 39 条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収できる旨が定められており、岩手県においても、道路占用料徴収条例を定め、道路占用料を徴収している。

また、道路占用料徴収条例施行規則第 2 条第 2 項において、占用料を徴収しない物件等を定めており、認定電気通信事業者が設置する電柱及び電話柱を支えている支柱及び支線、公共的団体が設置する有線放送電話柱、バス停留所標識、公共的団体が設置する水管及び下水道管や、くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件等については、占用料を徴収しないものとしている。

² EDI:Electronic Data Interchange

<p>道路法 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>三 鉄道、軌道その他これらに類する施設</p> <p>四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>六 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>(占用料の徴収) 第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。</p>

名称	道路占用料
所管課	県土整備部道路環境課
根拠規定	道路法、道路占用料徴収条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	道路占用料徴収条例施行規則等に列挙

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	157,936
決算額	160,074

③ 占用料の額

道路占用料の額については、道路占用料徴収条例において、占用物件の種類ごとに定められている。

(2) 監査の結果

【意見 26】工事着手届の適時な入手について

道路法第 32 条に基づく道路占用の許可を受けた道路占用者は、占用工事に着手しようとする際、工事着手届を県に提出することが道路法施行規則第 3 条に定められている。今回の監査にあたり、盛岡広域振興局土木部における平成 28 年度の道路占用許可申請書の受理リストよりサンプルを抽出し、関連書類の閲覧を行ったところ、以下の案件について、既に占用工事に着手されているにも関わらず、工事着手届が提出されていなかった。いずれの案件も、監査時点において占用開始から半年以上経過しており、うち 1 件は、平成 28 年 12 月において、既に占用工事が完了しているものであったが、県によれば、今回の監査まで、工事着手届が提出されていないことを認識していなかったとのことである。

工事着手届は、将来にわたり道路構造物に影響を与えるような場合に、当該工事が適切に実施されたことを県が把握する機能を有するものと考えられる。今回、工事着手届が提出されていなかった 2 件を見ると、道路構造物に直接影響を与えるものではなく、かつ、占用期間が終了した時点において占用物件は撤去されるものであり、工事着手届を入手する意義は相対的に低いことが考えられる。現行の規則上では、内容の如何によらず占用工事に着手する際には工事着手届を提出することを求めており、今回の 2 件は当該規則に反するものとなるが、今後、工事着手届の提出の徹底を図る上では、占用許可の内容に応じて工事着手届の提出を求める必要がない場合を整理し、規則等に明確にすることにより、一層実効性のある手続とすることが必要なものとする。

【工事着手届が提出されていなかった案件】

申請日	占用期間	申請者	占用物件	占用料
平成 28 年 10 月 14 日	平成 28 年 11 月 1 日 ～12 月 31 日	株式会社 A	落雪防止工事に係るゴ ンドラ足場仮設	14,400 円
平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 10 日 ～12 月 31 日	株式会社 B	築川ダム機能補償林 道根田茂右岸工事に 伴う事務所設置	324,000 円

道路法施行細則(抜粋)

(道路の占用の許可等)

第 3 条 法第 32 条第 1 項(法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同
じ。)の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え
て、知事又は所管する局長(以下「知事等」という。)に提出しなければならない。
5 道路占用者は、占用工事に着手しようとするときは、道路法第 32 条工事着手届
(様式第 4 号)を所管する局長に提出しなければならない。この場合において、道
路使用許可を必要とする工事の場合には、当該許可書の写しを添付しなければ
ならない。

【意見 27】申請書類等の適切な保管について

道路法第 32 条に基づく道路占用の許可を受けようとする者は、道路占用許可申請
書に位置図等を添付したものを県に提出し、県は、当該内容を審査の上、許可の適
否を判断する。所管課においては、占用許可の案件ごとに、添付書類を含む道路占
用許可申請書及び許可の適否にかかる起案文書を含む一連の書類をとりまとめ「1 件
書類」として管理保管している。今回の監査にあたり、盛岡広域振興局土木部におけ
る平成 28 年度の道路占用許可申請書の受理リストよりサンプルを抽出し、関連書類
の閲覧を行ったところ、以下の案件の書類が不明とのことであり確認ができなかつた。

毎年、継続的に実施しているものとのことであり、受理リストの記載内容を前提とす
れば占用料も生じないものであるが、県が適切な許可手続を遂行したことを明確にす
るためにも、1 件書類を適切に保管することは重要である。県によれば、正規の保管場
所とは異なる場所に書類を仮置きした状態であったため、一時的に書類の所在が不
明となってしまったものとのことであるが、今後、関連文書の所在が不明となること
のないよう適切な保管の徹底が必要である。

【関連書類の閲覧時に所在が確認できなかった1件書類】

申請日	占用期間	申請者	占用物件	占用料
平成28年 8月9日	平成28年 8月16日	A協賛会	テント	免除

道路法施行細則(抜粋)
 (道路の占用の許可等)
 第3条 法第32条第1項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事又は所管する局長(以下「知事等」という。)に提出しなければならない。

(1) 位置図
 (2) 工作物、物件又は施設の設計図及び仕様書(道路の掘削を伴う場合にあつては、前条第1項第2号から第4号までに規定する書類及び道路の復旧に関する設計書)
 (3) 道路の占用の場所又はその付近に利害関係を有する者がある場合は、その者の同意書
 (4) その他知事等が特に必要と認めて指示する書類

2 法第32条第3項(法第91条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による許可を受けようとする者は、申請書に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に関連のあるものを添えて、知事等に提出しなければならない。

4. 建築確認等手数料

(1) 建築確認等手数料の概要

① 事業の概要

建築物を建てる場合、建築基準法をはじめ関連法規に適合させる必要がある。

建築基準法では地震や火災などに対する安全性や良好な住まい環境を確保するための必要最低限の基準が定められており、建築物を建てる場合にはこの法律に従う必要がある。

名称	建築確認等手数料
所管課	県土整備部建築住宅課
根拠規定	建築基準法施行条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事由があ

	ると認める場合においては、手数料を減免することができる。
--	------------------------------

建築基準法の定め概要は次のとおりである。

ア 建築確認申請と確認済証の交付

一定規模以上の建築物を建築しようとする場合に建築主は、工事に着手する前に、建築主事または指定確認検査機関に『確認申請書』を提出し、その計画が建築基準法等の基準に適合していることの確認を受ける必要がある。建築基準法等の基準に適合していることが確認されれば、『確認済証』が交付される。

増築やリフォームの場合も構造や規模によっては建築確認申請が必要な場合がある。

イ 工事監理者の決定

一定規模以上の建築工事をする場合に建築主は、『建築士の資格を有する工事監理者』を定める必要がある。

工事監理者とは、建築主の立場に立って工事を設計図書と照合し、工事が設計図書どおりに施工されているかを確認する業務で、建築物の安全性等を確保するために、確実に実施される必要がある。

工事監理者は、建築主の注文している工事に手抜き工事や欠陥工事がないかどうか内部までチェックし、それらが発見された場合は施工者を指導して直させる。

ウ 中間検査

建築物の安全性に関わる工程が終わった段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査する必要があり、その検査を中間検査という。

建築主は中間検査対象建築物において、指定された工程終了から4日以内に検査の申請をしなければならず、検査に合格しなければ次の工程に進むことができない。

エ 完了検査

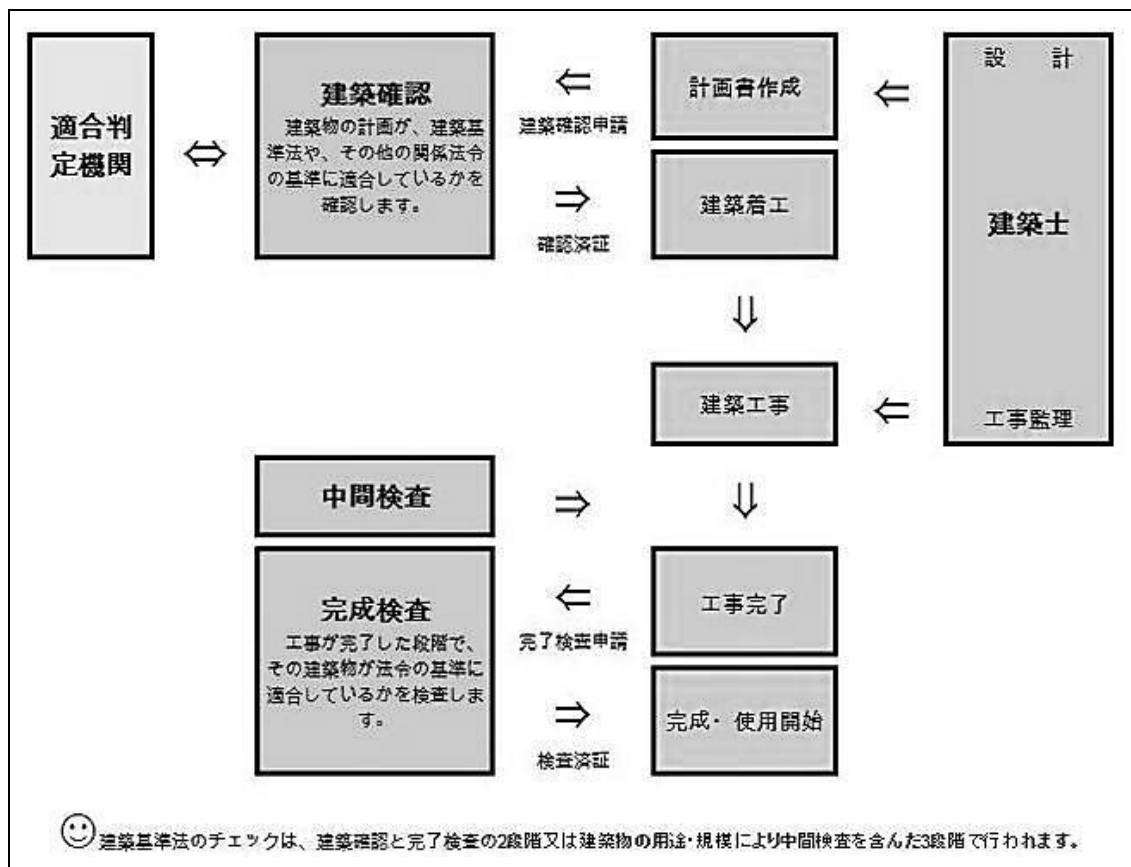
工事が完成した段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査する必要があり、その検査を完了検査という。

建築主は、災害等、特段の理由がない限り、建築工事が完了した日から4日以内に完了検査の申請をする必要がある。この申請に基づき完了検査を建築主事や指定確認検査機関が行い、建築基準関係規定に適合していると認めたものについて、建築主に対して『検査済証』が交付される。

オ 工事監理報告書

工事監理者は、工事監理が完了したら直ちに建築主に対して建築士法第20条第3項の規定による書面(工事監理報告書)を提出しなければならない。

図5 建築工事の流れ



(出典：岩手県 HP)

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	94,275
決算額	89,911

平成28年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分		収納済額
建築住宅課		2,955
盛岡広域振興局	土木部	17,351
盛岡広域振興局	土木部岩手土木センター	-
県南広域振興局	土木部	5,130
県南広域振興局	土木部花巻土木センター	2,461
県南広域振興局	土木部北上土木センター	2,300
県南広域振興局	土木部一関土木センター	3,850
県南広域振興局	土木部千厩土木センター	-
県南広域振興局	土木部遠野土木センター	3,060
沿岸広域振興局	土木部	7,140
沿岸広域振興局	土木部宮古土木センター	7,270
沿岸広域振興局	土木部岩泉土木センター	2,314
沿岸広域振興局	土木部大船渡土木センター	14,353
県北広域振興局	土木部	12,778
県北広域振興局	土木部二戸土木センター	8,949
	合計	89,911

(出典：県提供データより監査人作成)

③ 岩手県の建築確認手数料

建築確認関係の手数料は、建築物、建築設備、工作物によって、また、申請種別(確認申請、中間検査、完了検査等)によって、さらに、建築物の場合は床面積によって手数料が細分化されている。次表はその一例として、建築物の確認申請の手数料を示したものである。

表 25 建築確認手数料抜粋

(単位：円)

建築物等	申請種別	床面積の合計	手数料
建築物	確認申請	30㎡以内	8,000
		30㎡超～100㎡以内	14,000
		100㎡超～200㎡以内	21,000

	200 m ² 超～500 m ² 以内	27,000
	500 m ² 超～1,000 m ² 以内	48,000
	1,000 m ² 超～2,000 m ² 以内	68,000
	2,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	200,000
	10,000 m ² 超～50,000 m ² 以内	320,000
	50,000 m ² 超	610,000

(2) 監査の結果

【意見 28】各種書類の記載について

盛岡広域振興局土木部では、建築確認にあたって次の名称の書類を作成している。なお「令」は「建築基準法施行令」を意味する。

- 完了検査チェックリスト
- 完了検査(中間検査対象外)手数料チェックリスト
- 令 10 条 3 号確認検査調書
- 令 10 条 4 号確認検査調書
- 確認申請手数料チェックリスト

建築確認手数料 25 件を確認したところ、上記書類は鉛筆書きで作成されていた。書類の改ざんを防止するなどの意味からもボールペン等で作成することが望ましい。

【意見 29】完了検査(中間検査対象外)手数料チェックリストの記入について

完了検査(中間検査対象外)手数料チェックリストについては、「課長等」、「担当者」の欄があり、それぞれ名前を記載する様式となっている。その記載内容を確認したところ、名前ではなくチェックマークを記入している事案が散見された。チェックマークを記入している場合、誰がチェックしたのかが不明である。

また、令 10 条 3 号確認検査調書については、「立会人」、「調査員」を記入する欄があるが、それが未記入となっている事案が散見された。

各種書類は、適切な手続を遂行したことを事後的に検証可能とするためにも、作成者、確認者がわかるよう作成することが望ましい。

【意見 30】完了検査申請書・確認申請書(建築物)のチェックについて

建築主(もしくはその代理人)は、建築主事宛に確認申請書及び完了検査申請書(以下「確認申請書等」という。)を提出する必要がある。

この確認申請書等について、申請内容について個別にチェックしている事案と、チェックした痕跡が全く残されていないものが見受けられた。

申請内容のチェックについては、チェックしたことが後からでもわかるよう、証跡を残しておくことが望ましい。

5. 屋外広告物許可等手数料

(1) 屋外広告物許可等手数料の概要

① 事業の概要

ア 屋外広告物法

良好な景観を形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的として、屋外広告物法が定められている。

屋外広告物法は、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを屋外広告物と定義している。

イ 屋外広告物条例

屋外広告物は、都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。岩手県も屋外広告物条例を制定しており、同条例で屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持等に関し必要な事項を定めている。屋外広告物条例第6条第1項により、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。また、同条例第33条第1項により、許可を受けようとする者は、原則として手数料を納付しなければならない。

名称	屋外広告物許可等手数料
所管課	県土整備部都市計画課
根拠規定	屋外広告物条例
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	政治資金規正法第6条第1項に規定する届出をした団体

	が立看板、はり紙またははり札を表示するための許可を受ける場合、手数料が免除される。
--	---

② 歳入額

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	11,796
決算額	13,240

平成 28 年度決算額の内訳

(単位：千円)

区分	収納済額
都市計画課	1,586
盛岡広域振興局 土木部	977
盛岡広域振興局 土木部岩手土木センター	319
県南広域振興局 土木部	2,921
県南広域振興局 土木部花巻土木センター	1,608
県南広域振興局 土木部北上土木センター	959
県南広域振興局 土木部一関土木センター	1,523
県南広域振興局 土木部千厩土木センター	378
県南広域振興局 土木部遠野土木センター	403
沿岸広域振興局 土木部	453
沿岸広域振興局 土木部宮古土木センター	415
沿岸広域振興局 岩泉土木センター	66
沿岸広域振興局 土木部大船渡土木センター	851
県北広域振興局 土木部	290
県北広域振興局 土木部二戸土木センター	491
合計	13,240

(出典：県提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

【意見 31】チェックシートの記載について

盛岡広域振興局土木部では、屋外広告物の申請に対して、「許可基準チェックシート 1」によって、許可申請対象に該当するかどうか、許可申請対象の場合は加重規制区域外かどうかのチェックを行っている。

この場合に、加重規制区域外の場合は、「規制区域チェックシート」による確認を行い、事案に応じて許可基準チェックシートの 4～8 のいずれかを用いて使用許可対象かどうかの判断を行っている。

これらチェックシートを確認したところ、チェック日付、チェック者、申請者との関係を記入する欄が設けられているが、その欄への記入がなされていない。

誰がいつチェックして、そのことを別の誰が確認したのかなど、チェックを行った証跡を残しておくことが望ましい。

Ⅶ 医療局

1. 売店等使用料

(1) 売店等使用料の概要

① 事業の概要

県内 20 の県立病院、6 つの地域診療センター内に、患者ないし家族のために出店する売店や、医事業務のために入居する事業者等に対し不動産使用許可を与えて、使用料を徴するものである。

名称	売店等使用料
所管課	医療局
根拠規定	行政財産使用料条例 医療局不動産管理規程 他
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	行政財産使用料条例 第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 (1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。 (2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。 (3) (以下省略)

② 歳入額

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	41,968
決算額	44,566

平成 28 年度決算額の主な病院別内訳

(単位:千円)

中央病院	6,271
大船渡病院	5,240

(単位:千円)

胆沢病院	4,855
中部病院	4,662
久慈病院	4,113
宮古病院	4,024
その他計	15,401
合計	44,566

(2) 監査の結果

【意見 32】不動産使用に係る減免許可の根拠条文について

不動産使用料の減免を受けようとする者は、病院長あてに不動産使用料減免申請書を提出し、その内容を病院で検討した結果、許可する場合には不動産使用許可指図書に使用料を減免する旨記載して、申請者に交付する。

使用料の減免が可能となるのは、行政財産使用料条例に定める次の場合である。

(使用料の減免)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (2) 県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。
- (3) 主要な役職員の職を県の職員が兼ねる法人その他の団体が、知事の承認を得た計画に基づいて施行する事業の遂行のために直接使用するとき。
- (4) 構成員の過半数が県の職員である法人その他の団体が、その団体の構成員又は県の職員の研修又は福利厚生 of 事業を行うために直接使用するとき。
- (5) 職員団体(主として職員を構成員とする労働組合を含む。)に、事務所を供与するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、財産の使用が短期若しくは小部分であるとき、又は県の行政遂行上特に必要と認められるとき。

減免許可の手続上は、医療局不動産管理規程第6条の2において、医療局長が必要と認めるときは使用料を減免することがあると定められている。

平成28年度は全病院・地域診療センターで減免が行われている。そこで減免に関する申請書、許可書、起案文書類をサンプル抽出して閲覧したところ、次のとおり、減

免の許可が必要と認めた根拠が不動産使用許可指令書に明確に記載されていないものが存在した。

【減免の許可が必要と認めた根拠が明確に記載されていないもの】

No	病院名	使用許可内容	免除した金額 (円)	不動産使用許可指令書に記載された、減免の根拠条項
1	大船渡病院	出張診療場所	609,803	行政財産使用料条例第3条
2	遠野病院	病児保育所運営	745,679	不動産管理規程6条の2
3	高田病院	復興祈念公園工事にかかる土砂置き場	5,028,494	不動産管理規程6条の2
4	中部病院	院内保育所	3,740,732	不動産管理規程6条の2
5	中部病院	携帯電話電波基地局	139,218	不動産管理規程6条の2
6	二戸病院	院外処方箋案内場所	92,803	不動産管理規程6条の2
7	一戸病院	喫茶・生花店経営	458,968	不動産管理規程6条の2
8	紫波センター	薬局案内地図	3,463	不動産管理規程6条の2

No.1 の場合は行政財産使用料条例第3条のいずれに該当するのかが不明である。No.2 から No.8 においては、確かに手続上は不動産管理規程第6条の2によっているが、病院側で減免の必要性を認めると判断した個々の根拠条項は行政財産使用料条例第3条各号であり、それが明確にわかるような記載とする必要がある。

使用許可内容・申請者等から推測される、減免の根拠条項は次のようなものである。

【推測される減免の根拠条項】

No	病院名	使用許可内容	減免の理由	使用許可内容等から推測される、減免の根拠条項
1	大船渡病院	出張診療場所	出張診療に使用	行政財産使用料条例第3条第2号
2	遠野病院	病児保育所運営	遠野市が公共用に使用	行政財産使用料条例第3条第1号
3	高田病院	復興祈念公園工事にかかる土砂置き場	陸前高田市が公共用に使用	行政財産使用料条例第3条第1号
4	中部病院	院内保育所	院内保育所として使用	行政財産使用料条例第3条第2号
5	中部病院	携帯電話電波基地局	使用が小部分	行政財産使用料条例第3条第6号
6	二戸病院	院外処方箋案内場所	使用が小部分	行政財産使用料条例第3条第6号

第7章 外部監査の結果：その他の使用料及び手数料

No	病院名	使用許可内容	減免の理由	使用許可内容等から推測される、減免の根拠条項
7	一戸病院	喫茶・生花店経営	障がい者の社会復帰のための院内作業	行政財産使用料条例第3条第2号
8	紫波センター	薬局案内地図	使用が小部分	行政財産使用料条例第3条第6号

Ⅷ 警察本部

1. 火薬類運搬証明書交付手数料

(1) 火薬類運搬証明書交付手数料の概要

① 事業の概要

爆薬、火薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)の火薬類を自動車、軽車両(原動機付自転車を含む。)その他により運搬しようとする場合、荷送人は、「火薬類の運搬に関する内閣府令」で定めるところにより、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書(以下「火薬類運搬証明書」という。)の交付を受けなければならない。ただし、船舶又は航空機のみにより火薬類を運搬する場合及び内閣府令で定める数量以下の火薬類を運搬する場合は交付の必要はない(火薬類取締法第19条第1項)

届出にあたっては、荷送人は次の記載項目からなる「火薬類運搬届」及び「運搬計画表」を各2部作成し、運搬しようとする当該火薬類の出発地を管轄する警察署長を経由して、所轄の都道府県公安委員会に提出する。

(「火薬類運搬届」の記載項目)

届出日、届出者氏名、荷送人住所・氏名、火薬類の種類及び数量、運搬方法(区間、運搬具の種類・台数)、運搬期間、発送場所、到着場所、荷受人住所・氏名、摘要

*下線は「火薬類運搬証明書」に反映される項目

提出期限は、特別の理由がある場合を除いて、運搬が一つの公安委員会の管轄地域のみで行われる場合は運搬開始の日の1日前まで、その他の場合は運搬開始の日の2日前までとなる。

岩手県においては、火薬類運搬届の受理及び運搬証明書の交付事務は、「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程」第2条別表第2により、警察署長の専決事項(決裁権者が決裁すべき事務のうち、当該決裁権者に代わって最終的に意思を決定することをあらかじめ指定された事項)となっている。

また、火薬類運搬証明書の交付事務は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令における標準事務(地方自治法第228条第1項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務)に該当し、運搬証明書交付手数料は、全ての都道府県において2,400円となっている。手数料は、岩手県収入証紙を火薬類運搬届の余白に貼付することにより納付される。

名称	火薬類運搬証明書交付手数料
所管課	警察本部生活環境課
根拠規定	火薬取締法第19条第1項 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第2条 別表第3
減免制度の有無	なし
減免制度がある場合、その概要	—

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	6,474
決算額	9,648

当初予算額及び決算額は、火工品譲受許可、猟銃用火薬譲渡・譲受許可の申請手数料を含んだ額。

平成28年度決算額の内訳

(単位:千円)

猟銃用火薬類譲渡許可	11
火工品譲受許可	4,543
25キログラム以下猟銃用火薬類等譲受許可	830
火薬類運搬証明書交付	4,265
合計	9,648

(2) 監査の結果

【指摘15】火薬類運搬証明書の記載事項の訂正について

「火薬類運搬届」(収入証紙消印済)と「運搬計画表」は、「火薬類運搬証明書」の素案とともに、「火薬類運搬証明書(交付)調査復命書」(以下「復命書」という。)で復命者(起案者)から専決処理の伺いが立てられる。当該復命書は、署長、副署(次)長、刑事官、課長、課長代理及び課僚に回議(回付)され、専決されたのち、一式の書類として保管される。

サンプルとして盛岡東警察署生活安全課(以下「生活安全課」という。)で保管されている平成28年9月分届出書類を閲覧したが、このうち1件について、「届出火薬類の数量」、「到達場所」につき、二重線を引き、公安委員会の訂正印を押印して訂正し

た火薬類運搬証明書の原本の写しが、合わせて保管されていた。訂正前の記載内容は、復命書に添付されている火薬類運搬証明書の素案と同一であり、当該素案をもって専決されたと推察される。

生活安全課の担当者からは、荷受人へ火薬類運搬証明書を交付する際の内容確認で原本に誤りを発見し、利用者の利便性を考慮して訂正印を押印して訂正して渡したとの説明を受けた。火薬類運搬証明書全文を差し替える場合は、再度専決処理の伺いを必要とする一方、専決済の証明書の原本を書き換え訂正する場合は、訂正に用いる印鑑の保管責任者である生活安全課長の承認があれば、交付時に訂正印を押印して書き換えることが可能とのことである。

確かに軽微な語句の誤り等については、迅速に事務処理を行うために申請者である荷受人の了解の上で、訂正印の押印をもって修正することはやむを得ないと考えられる。しかし、火薬類運搬証明書の重要な記載事項である火薬類の数量、到達場所の情報までを、同様の方法で交付時に書き換えることは、火薬類の運搬の届出につき、復命書の回議の後に専決する意義を損なうものである。そして火薬類運搬証明書の素案に対し、回議の際に誤りの指摘がなかったことは、書類に対するチェックが有効に機能していなかったことになる。

まず、回議の際には、火薬類運搬証明書の素案について内容の確認・照合が必ず行われる仕組み(例:複数の決裁者により重要項目の照合済の証跡を残す等)を定着させることが必要である。それでもなお交付時に証明書に誤りが発見されるような場合には、軽微な語句等の誤りを除き、再度回議し、専決すべきものと考えられる。

【指摘 16】火薬類運搬届出書の日付の誤りについて

生活安全課で保管されている平成 28 年度の届出書類綴りから、「火薬類運搬届」の届出日がいずれも「平成 28 年 1 月 27 日」と記載されたものが、発見された。この届出書は、付箋紙で「平成 29 年」であることがメモ書きされており、届に記載された運搬日付等から平成 29 年 1 月の誤りであったと推察される。

生活安全課の説明によれば、担当者が受理した届出書を復命書に添付して回議する際に刑事官が誤りに気づき、その旨を記載した付箋を貼付して注意を喚起したものの、証明書の交付時に申請者からの訂正を受けることを失念したとのことであった。

当該誤りは、比較的軽微なものであり、訂正印の押印による訂正を要請すれば足りるものと考えられる。それが届出書を受理する段階で看過され、復命書に添付し回議する段階では発見されたにもかかわらず、その旨が担当者に伝わらず、修正の機会を逸したことになる。

この種の誤りは、毎年1月には発生しやすいことを念頭に置き、届出書の受付段階で看過しないようにするとともに、回議による指摘事項については、伝達方法を統一する等、確実に書類に反映される仕組みを構築すべきである。

2. 安全運転管理者等講習受講手数料

(1) 安全運転管理者等講習受講手数料の概要

① 事業の概要

ア 安全運転管理者制度

安全運転管理者制度は、事業所等における安全運転の確保を図るため、昭和40年6月の道路交通法の一部改正により創設された制度である。自動車の使用者(事業主等)は、運転者に道路交通法を遵守させることなどが義務づけられているが、使用者に代わり遵守状況等をチェックする者を制度上定めたものである。

一定台数の自動車の使用者は、その使用の本拠ごとに「安全運転管理者」やそれを補助する「副安全運転管理者」(以下「安全運転管理者等」という。)を選任し、公安委員会(管轄警察署)に届け出なければならない(道路交通法第74条の3)。安全運転管理者を選任しなかった場合には、5万円以下の罰金を課される。

安全運転管理者等の選任基準は、道路交通法施行規則(以下「道交法施行規則」という。)第9条の8に定められている。

表 26 安全運転管理者等の選任基準(一般事業所の場合)

	選任基準となる台数	選任人数
安全運転管理者	乗車定員が11人以上の自動車1台以上	1人
	その他の自動車5台以上(*1)	
副安全運転管理者	自動車20台以上40台未満	1人 (20台毎に1人を追加)

(出典:道交法施行規則第9条の8より監査人作成)

*1:自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算。

*2:自動車運転代行業者も安全運転管理者等の選任が必要

安全運転管理者等は、安全運転の管理義務(安全運転教育、運行計画の作成等)、公安委員会が行う法定講習の受講、公安委員会から求められた際の安全運転管理資料の提出、無免許運転や最高速度違反等の違反行為の下命・容認の禁止が求められる。

イ 安全運転管理者等に対する講習

a 概要

安全運転管理者等講習(安全運転管理者又は副安全運転管理者に対する講習)は公安委員会により実施され、その内容は自動車及び道路の交通に関する法令の知識その他自動車の安全な運転に必要な知識、自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能、安全運転管理に必要な知識及び技能等に関するものである(道路交通法第108条の2第1項、道交法施行規則第38条第1項第1号)。

自動車の使用者は、公安委員会から安全運転管理者等の通知を受けたときは、安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない(道路交通法第74条の3第8項)。

b 講習時間・講習手数料

講習時間は、その講習を受けようとする者に係る自動車の使用の本拠の規模、運転の管理の経験等に応じ、1回につき、安全運転管理者に対しては6時間以上10時間以下、副安全運転管理者に対しては4時間以上6時間以下とされる(道交法施行規則第1項第2号)。

講習手数料は講習1時間につき750円(岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例第2条別表2、道路交通法施行令第43条)とされる。

岩手県公安委員会では、県内の各警察署が管轄する区域において安全運転管理者等講習の本講習(予め指定された講習)と補充講習(受講しなかった者に対する補充の講習)を実施している。平成28年度においては、本講習61回と補充講習4回を実施し、5,703名が受講し、受講率(対象者数に対する受講者数の割合)は100%に達している。

講習手数料は、1回につき、約6時間の講習を行っていることから4,500円を徴収している。当該手数料は、受講者が購入した収入証紙を受講時に提出する「安全運転管理者等講習受講届」(以下「受講届」という。)に貼付することにより納付される。

c 実施体制

安全運転管理者等講習及び講習に付随する業務の実施については、一般社団法人岩手県自家用自動車協会(以下「自家用自動車協会」という。)へ委託している。

平成28年度においては、委託業務の内容は、自家用自動車協会と取り交わした「安全運転管理者等講習業務委託契約書」別記「仕様書」4及び別添「安全運転管理者等講習(委託業務)実施要領」(以下「実施要領」という。)で定められ、講習の運営全般については別添「講習運営業務手順」に従うものとされている。

名称	安全運転管理者講習受講手数料
所管課	警察本部交通企画課
根拠規定	道路交通法第108条の2第1項、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例第2条
減免制度の有無	なし
減免制度がある場合、その概要	—

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	25,807
決算額	26,114

(2) 監査の結果

【意見33】収入証紙の管理について

毎月の講習実施結果については、翌月5日までに講習会場別実施状況、講習実施結果報告書(受講者名簿を添付)により県に報告される(実施要領第17-1)。

一方、「講習運営業務手順」によれば、受講者からの収入証紙の取扱は、次のように定められている。

4 受付事務

((1)(2)略)

(3)受付時の審査

(ア、イ 略)

ウ.証紙の確認

安全運転管理者等講習受講届に受講手数料として、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)に定める額の岩手県収入証紙が貼付してあるかを確認すること。

貼付されていない場合は、手数料相当額の証紙を購入、貼付するように教示すること。

(5、6 略)

7 証紙の保管・管理

受講届に貼付されている証紙は紛失しないように特に注意し、保管管理を徹底し、各講習後速やかに警察本部交通企画課へ提出すること。
なお消印については、警察職員が消印すること

実務上、証紙が貼付された受講届については、講習の運営担当者より警察本部交通企画課(以下「交通企画課」という。)に届けられたのち、警察職員により受講日付の消印がなされ、月次単位でとりまとめられ、証紙収納額として報告されている。

この受講届は、原則として講習終了後、当日中に交通企画課に届けられるが、講習のスケジュールや開催場所の都合により、複数回分がまとめて届けられることもある。受託者から受講届を受領する際に、受渡証等を取り交わしたり、その都度、管理台帳等に受領日付、受領部数を記録することは、特段行っていないとのことである。

任意の講習について受講届(証紙消印済)と受講者名簿の突合を行った結果、両者の整合性に問題はなく、貼付された証紙金額の合計額は、開催月の「証紙収納額」に反映されていた。

しかし、消印前の収入証紙には換金価値があるため、その管理は本来金銭と同様に厳重にすべきものと考えられる。証紙が貼付された受講届を日をまたいで受託者が保管せざるを得ない状況が発生するのであれば、紛失や盗難のリスクを低減させる工夫が必要である。例えば、受講届の受渡しの都度、受渡証等の書面の取り交わし、あるいは受領日、受領部数を記録して日々の管理を行うなどである。

3. 道路使用許可手数料

(1) 道路使用許可手数料の概要

① 事業の概要

ア 道路使用許可制度の概要

何人もいかなる場合にあっても、交通の妨害となるような方法で物をみだりに道路に置いたり、道路上の人や車を損傷させるおそれのある物を投げるなどの行為を行うことは禁止されている(道路交通法第76条)。

道路使用許可とは、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為であって、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものとして一般的に禁止されているもののうち、それ自体は社会的な価値を有する場合に、一定の要件の具備をもって警察署長の許可によりその禁止を解除することをいう(道路交通法第77条第1項)。

道路使用許可が必要な行為は次のとおりである(道路交通法第77条第1項1号～4号)。

(道路使用許可行為)

- (i)道路において工事もしくは作業をしようとする行為(1号許可)
 - (ii)道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為(2号許可)
 - (iii)場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為(3号許可)
 - (iv)道路において祭礼行事、ロケーション等一般交通に著しい影響を及ぼす行為で、公安委員会が道路又は交通の状況により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めた行為をしようとする場合(4号許可)
- ※岩手県公安委員会が定めた行為としては、道路におけるみこし、競技、パレード、寄附の募集、消防・避難・救護その他の訓練などがあげられる。

道路使用許可が必要な行為を行う場所を管轄する警察署長は、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、次の許可基準のいずれかに該当する場合は許可をしなければならない(道路交通法第2項1号～3号)。

(許可基準)

- (i)現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- (ii)許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき
- (iii)現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

イ 道路使用許可の申請・許可手数料

道路使用許可の申請は、許可を必要とする道路を管轄する警察署の交通課窓口において、道路使用許可申請書2通に道路使用の場所又は区間の付近の見取図、工作物を設ける場合にあっては、その設計図及び仕様書を添付して行う。

道路使用許可手数料は、許可1件につき2,300円(岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例第2条 別表第7 3)であり、許可証を再交付する場合の手数は1通につき500円である(同 別表第7 4)。手数料は、岩手県収入証紙を申請書のうち1部に貼付して納付する。

ウ 手数料の免除

公益の目的等で道路使用を行う一定の場合においては、道路使用許可申請書と添付書類に加えて「手数料免除申請書」を作成し、提出することにより、使用許可手数料が免除される(「岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例」第4条、「道路使用許可取扱要領」第8の3)。

「道路使用許可取扱要領」第8の3 手数料の免除(1)においては、次に該当する

場合を対象としている(一部要約)。

ア	国又は地方公共団体が公益の目的のために直接道路を使用する場合
イ	生活保護法の規定による被保護者が場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出す場合。
ウ	学校教育法第1条に規定する学校が教育上又は保育上の行事のために道路を使用する場合
エ	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設のうち保育所が保育上の行事のために道路を使用する場合。
オ	その他上記ア～エに準ずる場合で、手数料を免除することが適当であると署長等が認めるとき。 ※取扱の適正を期するため、次の道路使用に限って手数料を免除 (ア) 共同募金会がその設置目的に基づいて行う募金及び岩手県緑化推進委員会が緑の羽根募金を行う場合 (イ) 日本赤十字社が、その事業を推進するために必要と認められる活動を行う場合 (ウ) 災害防止訓練のための水防、消防、避難の演習等を行う場合 (エ) 交通安全協会、防犯協会、暴力団排除団体、消防協会がその設置目的に基づいて活動を行う場合 (オ) 社会奉仕活動を目的として道路、道路施設、道路標識、公園等公共施設の清掃等の活動を行う場合

名称	道路使用許可手数料
所管課	警察本部交通規制課
根拠規定	岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例第2条、第4条 別表第7 3、4 道路交通法第77条第1項
減免制度の有無	あり
減免制度がある場合、その概要	公益の目的等で道路使用を行う一定の場合に許可手数料を全額免除

② 歳入額

(単位:千円)

	平成 28 年度
当初予算額	58,406
決算額	59,208

平成 28 年度決算額の内訳

(単位:千円)

道路使用許可	59,207
道路使用許可証再交付	1
合計	59,208

(2) 監査の結果

【意見 34】収入証紙の管理帳票の不整合について

①道路使用許可台帳と管理帳票

各警察署においては、「道路使用許可台帳」(道路使用許可取扱要領第 14 の 1)を備え付け、道路使用許可申請書を受理すると手数料徴収分と免除分の別に、その申請内容と収入証紙収納額を記録するとともに、許可証の番号を連番で発番し、許可証の交付時には交付年月日を記録している。また月次単位で、申請件数と証紙収納額の合計額を集計し、月次の証紙収納額として警察本部会計課に報告している。なお、当該台帳は、エクセルファイルで日々入力したものを、月次単位で出力し、保管している。

一方、道路使用許可申請手数料として収納し、消印した収入証紙の日々の収納状況の記録等に関しては、警察本部交通規制課長名で各警察署長に対して発出された平成 25 年 1 月 10 日付(用済後廃棄:平成 25 年 4 月廃棄)「交通規制関係許認可事務における収入証紙の適正な取扱いについて(通知)」において、「許認可事務の日々整理を確実にし、担当者以外の複数職員による収入証紙現物と収入証紙報告件数の照合を行う体制を構築願います。」とされており、各警察署に対応方針を委ねている。

盛岡東警察署交通課においては、上記通知への対応として「道路使用許可申請県確認一覧表」(以下「確認一覧表」という。)という手書き帳票によって、日次単位で、受理した許可申請書の枚数(手数料徴収分と免除分の別)と収入証紙の収納額の合

計額を記帳し、上席者（課長（課長代理）係長、係長）が指定の欄に、日々の確認印を押印している。

②平成28年度における管理帳票の作成状況

平成28年9月における確認一覧表を閲覧し、作成状況や道路使用許可台帳等との整合性を確認したところ、次のような問題点が発見された。なお、警察本部会計課へ報告された平成28年9月分の収入証紙の収入合計額と件数については、同月の道路使用許可台帳の受理件数・金額と一致している。

第一に、確認一覧表は鉛筆書きで記帳されていることから、上席者の確認印が押印されたあとも、書替えを行うことが可能な状態である。第二に申請書の枚数（手数料徴収分、免除分）、収納額それぞれにおいて月次の合計欄が設けられているが、いずれの欄も合計欄は記載されていない。第三に確認一覧表における各日の受理した許可申請書の枚数と道路使用許可台帳における同日の受付件数とが一致しない日が散見された。第四に収入証紙の収納合計額を許可申請書（免除なし）の枚数で割り戻した額が単価の2,300円にならない日があった。

表 27 確認一覧表と道路使用許可台帳の件数不一致の内容（平成28年9月分）

（単位：枚、円）

申請件数不一致の内容	日数	枚数の差	金額合計
確認一覧表の件数が多かった日	2	3	6,900
確認一覧表の件数が少なかった日	6	△13	△29,900
金額不整合	1	-	△1,500
不一致合計	9	△10	△24,500
（参考）平成28年9月収納件数、金額		315件	724,500

（出典：盛岡東警察署交通課提供帳票より監査人作成）

前述のとおり道路使用許可台帳は、申請書の入手の都度エクセルファイルに情報が入力されており、収納した収入証紙の額も自動計算されるようになっていることから、月次の締めを行う段階において、日次の申請書の件数や証紙の収納額について誤りが発生している可能性は比較的低いと判断される。従って、両者の不一致の原因は、確認一覧表の記帳にあると推察される。

この不一致について、盛岡東警察署交通課からは、「内容については把握していないが、管轄下の交番において受け付けた分の収入証紙が含まれていないことによるものではないか」との説明を受けた。道路使用許可の申請受理、許可証交付等（有効期間7日以内のものに限る）は、交番所長の専決事項（「岩手県警察代決、専決に関する訓令」第17条(10)）であることから、交番では申請書を受理したのち、収入証紙に

消印し、警察署に連絡して先に許可証の番号を得て、原則として当日中に収入証紙が貼付された申請書を持ち込むことになる。ただし、担当者の業務の状況次第では、翌日に持ち込まれる場合もあるため、日次単位では、枚数に入り繰りが発生する可能性はある。

しかし、日々の枚数不一致の発生状況は、交番からの持ち込みの遅れによる枚数の入り繰りのみを反映しているとはいいがたいものであり、単価の不整合も含め、確認一覧表の記帳漏れ又は誤りの可能性が高いと考えられる。また、仮に交番からの申請書の持ち込み分が別途あるとしても、受け入れた際にその受入件数と収納金額を記帳し、管理すべきものといえる。

以上より、現状において、確認一覧表は、収入証紙の日次の管理帳票としては誤りが多く、上長によるチェックも実質的には機能していないことから作成の効果が乏しいといえる。確かに、許可申請手数料の収納については、道路使用許可台帳にも記録されており、申請件数が比較的少ない警察署では、月次の収納額報告のために日次の収入証紙の管理帳票をあえて作成するに及ばない場合もありうる。しかし、盛岡東警察署のように交番も含め、日々申請が複数行われるような警察署では、日次の証紙の収納管理は必須といえ、道路使用許可台帳との整合性を確認することにより管理の実効性も担保されることになる。当該帳票の作成が有効なものとなるように、記入すべき項目、作成方法、更新頻度、記入内容のチェック方法などを見直すことが必要である。

4. パーキング・チケット発給手数料

(1) パーキング・チケット発給手数料の概要

① 事業の概要

ア パーキング・チケット発給設備の概要

パーキング・チケット発給設備は、パーキング・メーターと同様に、路上駐車場が不足している地域で業務目的などやむを得ない短時間の駐車需要に応えるため、時間を限って駐車を認めた「時間制限駐車区間」(時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている区間)において、駐車秩序の適正を図るために公安委員会が設置・管理するものとされる(道路交通法第49条第1項)。

より多くの人々が公平に利用できるようにするため、駐車できる時間は20分から60分程度に制限されている。

パーキング・チケット発給設備が設置されている時間制限駐車区間への駐車は、駐車枠内に駐車した後、直ちにパーキング・チケット発給設備に手数料を納入してパーキング・チケットの発給を受け、チケットを車両の前面の見やすい場所に掲示すること

により、交通標識等に掲示された制限時間内かつ利用可能時間内において可能となる。パーキング・チケットの不発給・不掲示、時間超過、枠外駐車は、駐車違反となる。

イ 岩手県におけるパーキング・チケット発給設備の設置状況

岩手県においては、盛岡市内の7箇所にパーキング・チケット発給設備が設置されており、いずれも管轄は盛岡東警察署である。運用期間は毎日(4月から10月までの歩行者用道路規制時間帯を除く)、運用時間は午前10時から午後8時までの間で制限時間は40分、パーキング・チケット発給手数料は1回につき200円である(岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例第2条 別表第7 2)。

表 28 平成 28 年度岩手県パーキング・チケット発給設備設置状況

管轄 警察署	管理番号	設置場所	通称名	備考
盛岡東 警察署	T001-盛岡東-01	盛岡市内丸1番36号	亀ヶ池前	
	T001-盛岡東-02	盛岡市大通一丁目2番1号	サンビル前	*1
	T001-盛岡東-03	盛岡市大通一丁目6番16号	盛岡信用金庫前	*1
	T001-盛岡東-04	盛岡市大通一丁目10番17号	第一薬局前	*1
	T001-盛岡東-05	盛岡市大通二丁目2番15号	さわや書店前	*1
	T001-盛岡東-06	盛岡市大通二丁目7番21号	大通松屋前	*1
	T001-盛岡東-07	盛岡市大通二丁目1番23号	第一ビル前	*1

(出典:警察本部交通規制課提供データより監査人作成)

*1:歩行者用道路規制時間帯は運用対象外となる設備

ウ 管理運用業務

パーキング・チケットの管理運用は、一般社団法人岩手県交通安全協会に委託されており、平成28年度においては、委託料5,423,700円で契約が締結されている。

委託業務の範囲は次のとおりである(「パーキング・チケット管理運用業務委託仕様書」1(1)～(3))。

- (1)パーキング・チケット発給機の機能保持に関する業務
- (2)パーキング・チケット発給設備区間の適正な駐車の確保に関する業務
- (3)パーキング・チケット発給手数料の収納に関する業務

このように日々の発給手数料の回収、収納状況の管理については、受託者が行い、1ヶ月分の収納額を翌月の5営業日目までに、岩手県会計規則が定める払込票により岩手県指定金融機関に払い込んでいる。

名称	パーキング・チケット発給手数料
所管課	警察本部交通規制課
根拠規定	道路交通法第49条第1項 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例第2条
減免制度の有無	なし
減免制度がある場合、その概要	—

② 歳入額

(単位:千円)

	平成28年度
当初予算額	14,224
決算額	12,782

(2) 監査の結果

【意見35】手数料の改定検討について

① 平成28年度における改定検討

パーキング・チケット発給手数料の単価200円は、平成12年4月1日に改定されたものである。この単価設定は、所要経費算出の考え方によるものであるため、現行の手数料収入で所要経費をカバーできるかどうかという視点により、単価を検討する必要がある。

警察本部では、毎年度手数料の改定検討を行い、県の財政課に報告しており、平成29年度の手数料改定検討(平成28年度に実施)においては、表29のとおり、1件あたり所要経費(以下「所要経費単価」)は147円と算定し、現行の手数料単価200円を下回ることから、手数料は改定せず据置との見解を示している。

表 29 パーキング・チケット手数料事務所要経費の算出(平成 29 年度改定用)

(単位:円)

区分	金額	備考
人件費	4,838,000	委託職員
印刷製本費	746,496	パーキング・チケット用インクリボン
減価償却費	3,721,771	盛岡市内7基
その他経費	1,148,640	保守管理費、電気料、除雪費
計	10,454,907	
年間処理件数	71,040	平成 29 年予算額ベース
所要経費単価	147	

(出典:警察本部交通規制課提供資料より監査人作成)

ここで警察本部の算定した経費については、次の三点において現状を反映しているとはいえない面がある。

第一に、委託職員の人件費とされる直接人件費と共済費の合計額に消費税 8%分を加えた額(4,838,000 円)は、非常勤職員給与を参考にした内部的な積算数値に基づくものであるが、直接物品費、業務管理費、一般管理費等を含んでいないことから、実際の委託料(平成 28 年度 5,423,700 円)とは相当程度の乖離が生じており、現状のチケット発給業務において発生する全ての所要経費を反映したものとはいえない。

第二に、減価償却費の額(3,721,771 円)は、平成 18 年 7 月に取得した発給機 7 基の購入価額等を参照して耐用年数 5 年の定額法で算定されたものである(表 30 参照)。平成 28 年度に至るまで発給機本体の更新は行わず、専ら部品の入替で対応していることから消費税の税率は 8%に変更せず、当時の税率 5%で算定された税込購入価額に基づき算定しているとのことである。

このように既に耐用年数を経過している発給機について、購入当時の消費税率で減価償却費を算定しつづけることは、実質的には同額の資産に買い替えたということと同じである。もちろん耐用年数が終了したからといって減価償却費をゼロにして算定することは、経費単価の設定目的に合った方法とはいえないが、もはや当初の取得単価を適用する意味も薄れてきているといえる。むしろ将来の更新に必要な費用や修繕費を将来予定される税率で見積もり、考慮していくことが有効と考えられる。

表 30 パーキング・チケット発給設備関連費用の算定根拠

(単位:円)

項目	取得価額	備考
パーキング・チケット発給設備更新等工事(工事 No.304)	17,745,000	*1
道路標識設置工事(工事 No.13)	2,131,500	
道路表示塗装工事(工事 No.306)	714,000	
その他、工事費以外の設置費用	86,005	
合計(消費税 5%含む)	20,676,505	
減価償却費(残存価額 10%、耐用年数 5年)	3,721,771	

(出典:警察本部交通規制課提供資料より監査人作成)

*1:7台分の購入対価(平成18年7月設置)と機器、ケーブルの処分費用の合計

第三に、年間処理件数の71,040件については、平成29年度の予算要求の件数(平成27年度までの過去5年間の実績平均)に基づくものである。これに対し、決算件数(実績の発給件数)は、平成24年度の75,089件以降、平成27年度の54,339件まで減少し、平成28年度には63,910件と回復している。所管課の説明では、平成27年度においては通称名:亀が池前において道路管理者による歩道工事により発給を休止した期間があること、平成28年度においては発給機の修繕3ヵ所(通称名:第一薬局前、さわや書店前、第一ビル前)による不稼働期間に加えて駐車違反車両の増加や付近に駐車場ができたことの影響により、実績の発給件数が減少しているとのことである。ただ、これらを考慮しても、年間処理件数(予算要求の件数)71,040件は、直近の発給件数の動向とは、まだ相当程度の開きがある数値といえる。平成29年度の手数料を算定する時期が平成28年度の決算確定前であることから、年間処理件数として予算要求の件数を用いていることは理解できるものの、歩道工事や発給機の修繕といった一時的な要因以外で利用件数が減少している現状を、予算要求の件数に反映させていくことを検討する余地がある。また、決算確定後に予算件数と決算件数の比較、差異の分析を行うことも有効と考える。

② 試算

仮に、前述の表29の person 費を平成28年度の委託費の額に置き替え、減価償却費を消費税8%に置き換えて計算した場合の所要経費単価は、年間処理件数を71,040件とした場合、157円となる。さらに、年間処理件数を平成28年度の決算件数である63,910件とした場合の所要経費単価は174円となる。

表 31 パーキング・チケット手数料事務所所要経費試算(委託費、減価償却費を変更)

(単位:円)

区分	金額	備考
委託費	5,423,760	平成 28 年度委託費実績に置替え
印刷製本費	746,496	パーキング・チケット用インクリボン
減価償却費	3,828,107	消費税率を 8% に置替えて計算
その他経費	1,148,640	保守管理費、電気料、除雪費
計	11,147,003	
年間処理件数①	71,040	平成 29 年度予算件数
単価	157	
年間処理件数②	63,910	平成 28 年度決算件数
単価	174	

(出典:警察本部交通規制課提供資料に基づき監査人作成)

いずれも現状においては、所要経費単価は、手数料単価からはまだ余裕がある水準に抑えられている。ただし、経費の大半を占める委託費はほぼ固定費であり、年間取扱件数の減少があれば所要経費単価は大幅に上昇することになる。このように複数の想定条件から、手数料単価を検討していくことが必要と考えられる。